

水源連だより

水源開発問題全国連絡会◆

東京都千代田区平河町 1-7-1-W201

ホームページ: <http://www.suigenren.org/index.html>

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559

08年水源連総会は設楽ダム現地で開催 11月2日~3日

山鳥坂ダム
かなり疑問
超党派議員が視察
超党派議員が視察
つくる「公共事業チエック議員の会」(会長 鳩山由紀夫衆院議
員)の五人が二十五日
大洲市肱川町の山鳥坂
ダム建設予定地を視察
した。団長の松野信夫
参院議員(民主)は「ダ
ム建設を積極的に認め
る理由は見当たらず、
かなり疑問のあるダ
ム」とし、同会として
国会などで追及してい
く考えを示した。
視察には松野団長の
ほか田中康夫(新党日
本)大河原雅子(民主)
仁比聡平(共産)の参
院議員三人と事務局長
の保坂展人衆院議員
(社民)が参加。
一行は同市肱川町予
子林の国土地理院山鳥
坂ダム工事現場で同
議員らから事業の説明
を受け、肱川の河床や
堤防などの状況や建設
予定地の地質の安全な
かなをたじた。記者
会見で松野団長は「一
度中止勧告されたダム
がなぜ復活したのか疑
問(総事業費約八百五
十億円のうち)百六十
億円も調査費などに使
われたが、ダム建設を
やめ、堤防の強化、河
道の掘削などへ早急に
予算を組み替えるべき
だ」と述べた。
二十四日は肱川流域
の住民団体などからダ
ム建設の問題点を聴取
した。

洪水対策
河川改修
上矢作ダム建設見送り
(火) 岐阜 岐
徳山ダム
長良川で導水実験
市民団体
袋に水詰め流れ方観測

目次

- ・ 事務局からの報告 1P
- ・ 近畿地方整備局の「見切り発車」問題 4P
- ・ 四国地方整備局 内海ダム再開発工事に係る公聴会 報告 15P
- ・ 二つの水害訴訟 32P
- ・ 長良川に徳山ダムの水はいらない 34P
- ・ 徳山ダム問題と徳山ダム建設中止を求める会の今 41P
- ・ 転載「かわうそ42号」から (川辺川ダム) 46P
- ・ 川辺川ダム有識者会議の現地視察 49P
- ・ 川辺川第一ダム決壊 54P
- ・ 八ッ場ダムニュース NO.14 55P
- ・ 要請文・抗議文各種 57P
- ・ 淀川流域委員会問題 府県知事宛て 近畿地整宛て 79P
- ・ 荒瀬ダム撤去凍結問題 熊本県知事宛て抗議文 67P
- ・ 山鳥坂ダム坂新聞記事等 76P
- ・ 荒崎水害訴訟嘆願書署名のお願い 77P

「事務局からの報告」

1、2008年 全国集会と総会の予定

1. 設楽ダムに焦点を当てます。

今年の全国集会と総会は設楽ダム計画に焦点を当てます。

設楽ダム計画は国交省が多目的ダムとして愛知県の豊川の支流である寒狭川で進めている計画で、豊川水系河川整備計画にもられています。特定多目的ダム法に基づくダム計画ですが、同法で規定する基本計画は未策定です。

豊川水系の特徴は

- ◇ 豊川用水・総合用水という大規模利水開発が徹底的に進行した。
- ◇ 水資源の過剰開発か節水社会をめざすのか、が問われている。
- ◇ 不連続堤・遊水地が存在している。

などがあげられます。

設楽ダム計画の特徴・問題点は

- ① 「流水の正常機能維持」をダム建設の主目的にしている「まやかし」。
- ② 生物多様性を壊すダム事業。
- ③ 閉鎖性が強く汚濁にあえぐ三河湾に注ぐ河川のダム事業。
- ④ 治水上也必要性がない。

など多数あります。

設楽ダム事業については、2007年4月、愛知県知事と企業庁長を相手取り、建設に関わる公金支出等の差し止めを求める住民訴訟が提訴されています。

このような設楽ダム計画中止を求める運動を担われている皆さんが、

「下流都市部のための水源ダム造りは地域の自然～社会の著しい環境破壊をひきおこす。そのような開発をめざすのではなく、豊川の上流～下流～三河湾地域（流域圏）の持続可能な発展をめざす対案を示して、アピールする機会としたい。ダムに対する運動の一つのモデルとして全国に発信したい」と今年の水源連総会・全国集会開催を受け入れてくださいました。

皆さん、参加のほどよろしく願いいたします。

下に日程概略を記します。いまから「11月2日と3日は豊川」と手帳への記入をお願いします。

2. 全国集会と総会の日程概略

11月2日 10:20 JR飯田線豊川駅 集合

(10:00 JR豊橋駅着 10:09 JR豊橋発 → 10:20 JR飯田線豊川駅着)

10:30～14:30 現地視察 (JR豊川駅→大野頭首工→設楽ダム予定地→新城)

15:00～18:00 全国集会 (新城)

18:15～20:45 懇親会・交流会 (夕食を含む)

11月3日 9:00～13:00 水源連総会

13時以降 豊川用水施設と、下流域の受益地区の視察など含めたオプションツアー

11月4日 中部地方整備局 要請行動 (参加可能な方)

参加者募集要領、全国集会の内容、総会の内容等は、9月ごろにお知らせいたします。

2, 各地の動きと連携した事務局の取組

1, 熊本県知事の「県営荒瀬ダムの撤去方針を凍結」への対応

6月4日、熊本県の蒲島知事は県営荒瀬ダムの撤去方針を凍結し、発電事業を継続する方向で再検討すると発表しました。代替の架橋工事等も含む撤去費用が100億円近くにかさむことなど「県財政再建」「温暖化対策」を理由に上げています。「県営荒瀬ダムの撤去」は同ダムの水利権更新時にその更新を申請せずに撤去することを熊本県として正規の手続きを踏んで決めたことであり、流域住民・関係者はもちろん、熊本県民・全国民から環境保全と治水の安全性の両面から高い評価を得ていました。水源連はこの一方的な熊本県民との約束反故に対し、抗議・要請書を熊本県知事に提出すると同時に、全国の仲間に、熊本県知事への抗議・要請書を提出されるよう、呼びかけました。多くの皆さんと水源連が提出された抗議・要請書等を別掲いたします。

2, 八ッ場ダム訴訟、東京地方裁判所で水源連共同代表二人が利水面で証人発言

1都5県をそれぞれ被告とする八ッ場ダム訴訟は足掛け4年になります。どの裁判も証人申請・証人尋問の段階に入っています。八ッ場ダム訴訟における最初の証人尋問が6月20日、東京地方裁判所で行われました。水源連共同代表である嶋津と遠藤がそれぞれ、東京都には八ッ場ダムに新規水利権の開発を行う必要性がないことを証言しました。この日の証人尋問では敵性証人として東京都水道局総務部施設計画課長が証言を行いました。

嶋津共同代表は、東京都が過大な水需要予測を行うとともに、多摩地区の地下水源等を正当にカウントしていないこと等を明確にしました。遠藤共同代表は、多摩川浄水場再開、地下水源の活用によって新たな水源開発は不要であることを明らかにした他、意図的に過大な一日最大配水量を作り出す「Xデー」のかカラクリを暴露する証言を行い、注目を浴びました。一方都側の牧田証人は、傍聴席からの失笑を浴びながらも、度重なる計画の下方修正に事実に対し、あくまで「過大な水需給計画ではない」と言い続けました。詳しくは別項「ストップ！ザ八ッ場ダムニュース東京14号」をお読みください。今後とも一都五県の訴訟は続き、嶋津共同代表は1都5県プラス湯西川ダム関係の全てで、それぞれの利水問題についての証言を行います。また、元新潟大教授の大熊孝さんも治水で証人に立ちます。「ニュース」に各地の裁判日程が出ていますので傍聴可能な方は是非お願いします。

3, 近畿地方整備局の「見切り発車」への対応

6月20日には近畿地方整備局が、淀川水系流域委員会との「見切り発車はしない」という約束を破って、一方的に淀川水系河川整備計画案を発表しました。同委員会から4月25日に整備計画原案の見直しと再提示を求める意見書が出されていたにもかかわらず、近畿地方整備局はそれをまったく無視して、整備計画案の発表を強行しました。河川法第16条の2に基づき、近畿地方整備局が自ら設置した同委員会の意見書に対して拒絶反応を示したことはあってはならないことであり、新河川法の精神を踏みにじるものです。国土交通省自体が法違反の行為を行っていると言っても過言ではありません。水源連はこの暴挙に対し、別掲の抗議・要請書を近畿地方整備局に提出するとともに、流域の2府4県（大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・三重県・奈良県）に対して「見切り発車による河川整備計画案の撤回を近畿地方整備局に求めること」を要請する文書を提出するとともに全国の皆さんに同様な取り組みをお願いしました。合わせて、淀川水系流域委員会事務局にもこれらの抗議・要請書を送付し、その提出を知らせました。全国の皆さんと水源連が提出した抗議・要請書を別掲いたします。

4, 内海ダム再開発事業に係る公聴会への対応

内海ダム再開発事業について、起業者である高知県は四国地方整備局に 6 月 29 日に土地収用法に基づく事業認定申請を提出したことは、「水源連だより 45 号」でお知らせした通りです。四国地方整備局はこの申請を受け、土地収用法に基づく公聴会を 6 月 27 日と 29 日に小豆島で開催しました。水源連はこの公聴会に公述申請を提出し、6 月 29 日に事務局から遠藤が出席して公述をしました。その報告を別掲いたします。

5, 二つの水害訴訟

愛知県では新川決壊水害訴訟が、岐阜県では荒崎水害訴訟が関わっています。新川決壊水害訴訟は 2003 年に名古屋地方裁判所に提訴され、今年 2008 年 3 月 14 日に不当にも棄却判決が下されました。原告団はこの 5 月 20 日に名古屋高等裁判所に控訴しています。

荒崎訴訟は証拠の審理に入っています。水源連事務局は意見書を提出しています。

これらの状況について別項で報告いたします。

荒崎水害訴訟については、裁判所宛ての嘆願書についての協力依頼も来ています。別項参照の上、同封の嘆願書提出にご協力をお願いいたします。

6, 皆さまへの協力お願い

今回の水源連だよりには、署名協力のお願いが 2 件（木曾川水系連絡導水路問題と荒崎水害訴訟嘆願書）、出版物紹介が 1 件同封されています。

それぞれの運動にとって重要な取り組みであることから、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

水源連事務局は会員皆さまから皆さまへの協力要請について、積極的に取り組みたいと思います。協力要請を全国の仲間に発信されたい場合は、事務局の遠藤保男（045-561-8186）までご相談ください。

8年(平成20年)7月3日 木曜

岐阜新聞

上矢作ダム建設見送り

洪水対策 河川改修などで対応

国交省

矢作川の支流、上村川に計画されている上矢作ダム（恵那市上矢作町）について、国土交通省中部地方整備局は二日までに建設を見送ることを決めた。二十、下流の矢作ダムの有効活用や河川改修により、目標とする二〇〇〇（平成十二）年の東海豪雨規模の洪水に対応できるめどがたつたため、としている。

同整備局によると、度から昨年度までに約十三億円をかけた上矢作ダムは治水が主目的で、堤高百五十メートル、地質調査を進めてきた。総貯水量約五千四百立方メートル。一九九三年の計画。上矢作ダム建設と河川改修には約千三百億円かかる一方、矢作ダムの改良と河川改修は約五百億円に抑えられる。こうした検討を踏

まえ、同整備局は経済性や実現時期などを総合的に判断したとしている。（夕刊既報）

治水対策は、県と協議へ

恵那市

上矢作ダム建設見送りの方針を受け、恵那市は「上村川の治水対策として大きな効果を期待していたが、国が決めたならば仕方がない」としている。また、今後は「上村川流域の治水対策については、河川管理者である県と協議していく」建

設（とし、県の河川の出水を想定すると不安はぬぐいきれない。国交省では、七日に住民代表らが参加して説明する予定。

同市上矢作町で開かれる「上矢作ダム問題連絡協議会」で、担当者が今回の方針について説明する予定。

同ダム建設予定地は、同豪雨災害で斜面の崩落による立木、土砂の流出被害が大きかった地点の上流域。災害後の護岸復旧は終了しているが、同規模

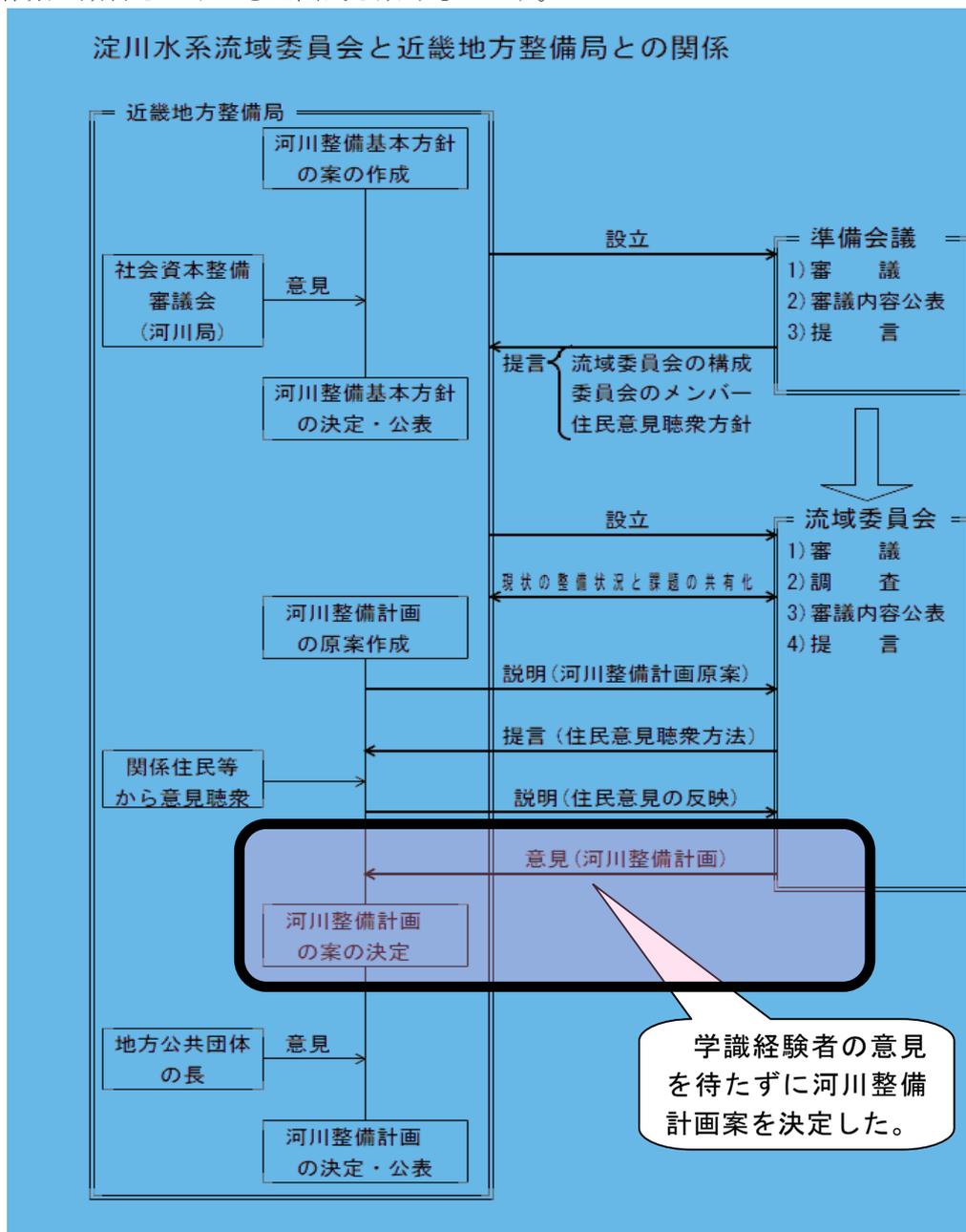
近畿地方整備局の「見切り発車」問題

水源連 事務局

2008年6月20日、近畿地方整備局は淀川水系流域委員会が意見書提出に備えた作業を進めている最中に、「いつまでも待ってられない」として「淀川水系河川整備計画（案）」を策定し、流域関係府県に提示しました（下図参照）。同委員会の意見集約が遅れているのは、原案についての質問に対する回答を同整備局が出さないことにあります。自らの不誠意を棚に上げてこのような行為に出たことは、2001年以來、淀川の在り方を真摯に検討してきた同委員会のすべてを踏みにじるものであり、同委員会と同整備局との共同作業に期待をかけてきた国民を欺くものです。

水源連はこの近畿地方整備局の暴挙に対して「抗議と淀川水系河川整備計画（案）の取り下げを求める要請文」を6月27日に提出しました（別紙1）。翌28日に流域関係2府4県（大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・三重県）に対して、「淀川水系河川整備計画（案）の撤回と、流域委員会の意見書に真摯に答える計画原案の再提示を近畿地方整備局に求める要請書」を提出しました（別紙2）。併せて、マスコミに通知しました。水源連MLなどで、これらの行動を知らせると同時に、近畿地方整備局への抗議・要請文提出と2府4県への要請文提出を呼びかけました。

今回の「見切り発車」はその手続き面からも、また、河川



整備計画(案)の内容からも、「河川行政に関する国から国民への挑戦」という大きな問題としてとらえる必要があると考えます。国土交通省・近畿地方整備局の姿勢を転換させるには、淀川水系流域委員会が提示してきた多くの問題、その中で、近畿地方整備局が受け入れることを拒否した中身とその理由を明らかにすることが必要だと思います。

1. 淀川水系流域委員会の発足 = 模範となる運営方式の採用と実践 =

1997年に河川法改正が行われたときは、河川行政にも民主化の窓口が設けられるとともに自然環境保護の視点が設けられたとして、多くの国民が期待感を持ちました。

河川法改正後、河川整備基本方針策定が遅々として進まない中、近畿地方整備局は「いつになるかわからない基本方針策定をまっていると先を見据えた淀川の整備ができない。河川法改正で河川整備計画がその水系の具体の整備事業を決めることになったのであるから、淀川水系河川整備計画策定を目指す」として策定準備作業に入り、2000年7月に準備会を立ち上げ、2001年2月1日に淀川水系流域委員会を設置しました。近畿地方整備局と淀川水系流域委員会は淀川水系のありかたを原点から見直すことからとりかかりました。

淀川水系流域委員会の役割は、同委員会のHP <http://www.yodoriver.org/about/toha.html> に

1. 河川整備計画（案も含む）の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べる。
2. 河川整備計画（案も含む）の変更について意見を述べる。
3. 河川法に基づき河川整備計画が策定されるまでは「行政機関の行う政策の評価に関する法律」、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に準じて、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べる。
4. 河川法に基づき河川整備計画が策定された後は「行政機関の行う政策の評価に関する法律」、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べる。

と記載されています。

河川整備計画が策定されたら解散、というのではなく、策定過程から策定後の事業再評価及び事後評価まで、淀川に関することは一貫して、同委員会の守備範囲としています。

同委員会はその発足過程から全国の注目を集めていました。委員会立ち上げに先立って2000年7月に淀川水系流域委員会準備会議を近畿地方整備局（当時の近畿地方建設局）が設置し、これまでの「委員会」に対する姿勢とは全く違う斬新な取り組みが始まったからです。同準備会議は約半年にわたって、流域委員会のあり方（組織構成、委員、情報公開、住民意見の聴取方法など）について審議を行い、平成13年1月に答申を行いました。委員会は、この答申に基づいて設置されています。

準備会議では、委員選定にあたって、準備会議委員や河川管理者の推薦に加え、一般からの公募を行いました。また、治水、利水、環境、人文、その他の幅広い分野から委員を選出するとともに、地域の特性に詳しい住民も委員として選出しました。（設立会、部会発足会等については、http://www.yodoriver.org/kaigi/setsuritsu_junbi/index.html に記録が掲載されています。

淀川水系流域委員会の運営はきわめて斬新な方法で行われています。その方向性を示したのが上記の淀川水系流域委員会準備会議です。まずはこの準備会議の答申を見ることにします。

「淀川水系流域委員会のあり方について」答申 「はじめに」 より

○準備会議の公開と運営

- ・準備会議の審議は原則として公開の場で行い、審議内容もニュースレターやホームページ上で公開した。
- ・準備会議では、一般傍聴者と意見交換をする時間を設け、これを審議内容に反映させた。
- ・準備会議の運営は、河川管理者と一線を画し、第三者的立場で民間企業が行った。
- ・流域委員会の運営にあたって、準備会議の運営方式を参考にされたい。

○淀川水系流域委員会の特徴

- ・淀川水系流域委員会のあり方として、組織構成、委員の選定方法、会議及び会議内容の公開方法等において、従来にない新しい方式を導入し、今後の公共事業の計画づくりのモデルとなることを目指した。

○淀川水系流域委員会委員候補の選定

- ・委員候補のリスト作成にあたって、準備会議委員や河川管理者の推薦に加え、公募を行った。
- ・学識経験者の範囲として、大学の教員、研究所の研究員といった従来型の範囲に加え、地域の特性に詳しい者を新たに加えた。
- ・改正河川法の趣旨を踏まえ、河川事業に関わる専門の範囲を従来よりも幅広くとらえ、治水、利水、環境の分野から選定した。
- ・広く国民的な議論を行うために、経済、法律を専門とする者、マスコミの経験者等も選定した。

○淀川水系流域委員会の組織構成

- ・淀川水系は広範囲に及び地域によって河川を取り巻く状況が大きく異なるので地域別の詳細な検討が必要であり、また、上下流、河川間のバランスも含めた検討も必要であることから、淀川水系流域委員会は、委員会とその下部組織である地域別部会により構成することとした。

○住民意見の聴取方針

- ・住民の意見が寄せられるのを待つだけでなく、河川利用の現場に赴くなどして、より積極的に意見を聴取することとする。
- ・多様な意見聴取方法を取り入れ、できるだけ、広範囲に多様な住民の意見を聴取することとする。

上記の答申に基づいた運用が実際に淀川水系流域委員会で行われています。

特に下記5点は公正と公平の観点できわめて重要なことであり、ほかの流域委員会にもこれらを是非とも取り入れるよう働きかける必要があります。

- ・ 各会議が終了する前に毎回、一般傍聴者との意見交換をおこなう
- ・ 事務局の民間委託
- ・ 委員公募と任命
- ・ 「学識経験者の範囲」の拡大
 - ① 「地域の特性に詳しい者」を入れたこと（97年国会答弁の実践）
 - ② 専門分野を治水、利水、環境、経済、法律を専門とする者、マスコミの経験者等
- ・ 作業を行う流域委員会
審議するだけでなく、委員会でテーマを決め、実際に各委員がそれを分担して調査し、委員会に報告しています。

もう一つ重要なことがあります。

それは近畿地方整備局の流域委員会への次の約束です。

「継続中の事業は、河川整備計画策定中は、新たな段階に入らない」

この約束はきわめて当然のことですが、重要な約束です。

2. 淀川水系流域委員会の歩み

2001年2月に発足した淀川水系流域委員会は2003年にこれまでの河川行政の反省に立ち、「新たな河川整備を目指して」を提言として発表しました。2004年5月8日に近畿地方整備局は「淀川水系河川整備計画素案」を発表しました。流域委員会は2005年1月には「事業中のダムに関する意見書」を公表し、その中で明確な脱ダムの方向性を提示しました。第2期流域委員会が2005年2月に発足するや、近畿地方整備局は同年7月、意見書に対抗する形で4ダム事業の実施と1ダム中止を盛り込んだ「淀川水系5ダムについての方針」を提示しました。第2期流域委員会がこの「淀川水系5ダム」について近畿地方整備局と対立したことから本省から命を受けた近畿地方整備局は淀川水系流域委員会に圧力をかけ、2007年1月には流域委員会を休止しました。2007年2月～4月は淀川水系流域委員会レビュー委員会を設置しました。レビュー委員会は流域委員会のこれまでの活動をおおむね評価することを主旨とした「淀川水系流域委員会レビュー委員会のまとめ」を発表しその役割を終えました。

淀川水系河川整備基本方針(案)が2007年7月27日の社会資本整備審議会河川分科会において了承され、同基本方針が2007年8月16日付けで策定されたことから、近畿地方整備局は河川整備計画策定

作業を再開し、第3期流域委員会を立ち上げました。2007年8月に近畿地方整備局は4ダム事業実施を盛り込んだ淀川水系河川整備計画原案を発表し、2008年4月に淀川水系流域委員会は「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)」に対する意見(資料1)を提出しました。この意見は「『原案』は、これまで第1次、第2次の委員会で積み重ねてきた議論と、それを受けて平成16年5月8日に整備局が提示した「淀川水系河川整備計画基礎案」の基本的な考え方や基礎案を実施するための具体的施策を必ずしも踏まえたものとはなっていない。」と指摘し、「委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める。」としています(資料1)。近畿地方整備局はこの再提示要請に答えることなく、淀川水系河川整備計画案を策定、流域関係2府4県に提示しました。

3. 淀川水系流域委員会が提示したこと

7年に及ぶ審議の過程で淀川水系流域委員会が淀川のあるべき河川行政として提示したことを、2008年4月に淀川水系流域委員会が近畿地方整備局に提出した「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)に対する意見」から抽出します。文中の下線は筆者が付けました。

◇ 環境・治水・利水についての総合的な検討

整備局は「これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できるとの考え方のもと、これからの河川整備と管理の取り組みを転換しなければならない。」(「河川環境の保全と再生に関する基本的な考え方」という基本的な考え方を示している。

しかし、ダム建設については、治水・利水面から先行的に計画が検討され、その上でダムが建設された場合の環境への影響についての検討が行われ、環境への影響は「小さい」あるいは「影響は回避、低減される」と結論づけており、上記の考え方が十分に反映されているとはいえない。

◇ 洪水対策

HWL以上の堤防強化および越水対策強化が行われなければ、整備後においても依然として全区間において堤防決壊の危険性は大きい。したがって、堤防のHWL以上の強化および耐越水堤防への強化対策を実施することを求める。

住民の生命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じて被害を最小限に食い止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策や河川改修等を進める必要があり、もとより堤防強化のみで対応できるものではないことは言うまでもない。堤防のHWL以上の強化および耐越水堤防への強化対策と流域対応等他の対策との組み合わせについて、事業費を明示した上で優先度の検討を行い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むための具体的な計画を示すことを求める。

◇ 水需要管理

整備局は「人々が社会生活の中で多くの水を消費することは、河川の水量を減らし、生物の生息・生育環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら水需要の抑制を図り、節水型社会を目指す。」という基本的な考え方を示しており、委員会も同意見である。

整備局は水需要管理の具体的施策として、水需要の抑制、水利権の精査・見直しと用途間転用、既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを掲げており、川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発や、丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保という具体的な課題において、これらの施策に積極的に取り組む必要がある。

但し、水需要管理においては、地域ごとの生活、歴史や文化を尊重したきめ細やかな対応が重要であることから、既存施設の維持・有効利用も含めて、「原案」で示された「常設の利水者会議」を早急に立ち上げ、川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資

◇ ダム

(1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発

- 大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発は一体として、宇治川、淀川に対して流量低減を行うものの、淀川において整備局が検証に用いた 33 パターンの計画規模洪水の中で、大戸川ダムがない場合にもっとも高く HWL を超過するのは淀川 13.2km 地点で、超過高は 17cmである。大戸川ダムがあると水位を 19cm 下げ、HWL から 2cm 水位を下げることができるが、この大戸川ダムによる水位低下高は洪水時の水位の変動幅やモデル誤差の範囲内である。
- また、計画規模洪水を HWL 以下で流下させるという「原案」で示された目標に対して、大戸川ダムによって水位を HWL 以下に低下させることができる洪水は、検証に用いた 33 パターンの計画規模洪水の中で 2 パターンであり、限定的である。さらにこの 2 つの洪水パターンであっても、大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発が完成した後において、計画規模を数パーセント超える洪水を HWL 以下の水位に低下させることはできない。
- ダムの必要性や緊急性を検討するためには、堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策や流域対応等の対策との組み合わせについて事業費を明示した上での総合的な検討が不可欠であるが、現時点においては不十分である。
- 以上のことから、現時点において、ダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切ではないと判断する。
- なお、天ヶ瀬ダム再開発については、琵琶湖後期放流量を増大させるという目的があるが、このことについては、宇治川の流下能力を 1500m³/s にすることに伴う環境や景観に及ぼす影響等を含めて、今後審議する。

(2) 川上ダム

治水部分は (1) と同趣旨なので省略

三重県伊賀水道事業の新規水需要について、利水者と調整する余地があると考えられるので、「常設の利水者会議」を早急に立ち上げ、整備局が積極的に調整することを求める。ダムの長寿命化対策では、既存ダムの利水容量を活用する方策について、利水者と調整する余地があると考えられるので、「常設の利水者会議」を早急に立ち上げ、整備局が積極的に調整することを求める。

(3) 丹生ダム

前略

現時点において、ダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切ではなく、できるだけ早期に具体的な計画案を提示することを求める。

(4) ダム全般について

河川環境に与える影響や社会的影響から、ダムはできるだけ建設しない方がよい。しかしどうしても必要であるという場合には、他の施設にも増して徹底的な検討を行い、十分な説明責任を果たす必要があるということこれまで整備局と委員会は共有してきた。また、個々のダム計画にはそれぞれの経緯があり、長年にわたって犠牲を強いられてきた水没地域をはじめ地元の住民の想いを厳粛に受け止めなければならないことは言うまでもない。

しかし、原案に盛り込まれた大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム及び丹生ダム計画についての整備局のこれまでの説明は、ダムがどうしても必要であることについて十分説得的な内容になっておらず、環境への影響もダム建設を前提とした検討であり不十分である。

まとめ

- ◇ これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できるとの考え方のもと、これからの河川整備と管理の取り組みを転換しなければならない。
- ◇ HWL 以上の堤防強化および越水対策強化が行われないならば、整備後においても依然として全区間において堤防決壊の危険性は大きい。したがって、堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策を実施することを求める。
住民の生命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限に食い止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策や河川改修等を進める必要があり、もとより堤防強化のみで対応できるものではないことは言うまでもない。堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策と流域対応等他の対策との組み合わせについて、事業費を明示した上で優先度の検討を行い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むための具体的な計画を示すことを求める。
- ◇ 人々が社会生活の中で多くの水を消費することは、河川の水量を減らし、生物の生息・生育環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら水需要の抑制を図り、節水型社会を目指す。
- ◇ 「河川環境に与える影響や社会的影響から、ダムはできるだけ建設しない方がよい。しかしどうしても必要であるという場合には、他の施設にも増して徹底的な検討を行い、十分な説明責任を果たす必要があるということこれまで整備局と委員会は共有してきた。また、個々のダム計画にはそれぞれの経緯があり、長年にわたって犠牲を強いられてきた水没地域をはじめ地元住民の想いを厳粛に受け止めなければならないことは言うまでもない。」
これら 4 点は淀川水系流域員会が当初から掲げていることです。淀川に限らず、日本中どの河川においてもこの考え方が貫くようにしなければなりません。

近畿地方整備局がどうしても淀川水系河川整備計画案に書き込むことを拒否したのは、

- 「洪水対策：HWL 以上の堤防強化および越水対策強化が行われないならば、整備後においても依然として全区間において堤防決壊の危険性は大きい。したがって、堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策を実施することを求める。」「大戸川ダムがない場合にもっとも高く HWL を超過するのは淀川 13.2km 地点で、超過高は 17cmである。大戸川ダムがあると水位を 19cm 下げ、HWL から 2cm 水位を下げることができるが、この大戸川ダムによる水位低下高は洪水時の水位の変動幅やモデル誤差の範囲内である。」「計画規模洪水を HWL 以下で流下させるという『原案』で示された目標に対して、大戸川ダムによって水位を HWL 以下に低下させることができる洪水は、検証に用いた 33 パターンの計画規模洪水の中で 2 パターンであり、限定的である。」「さらにこの 2 つの洪水パターンであっても、大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発が完成した後において、計画規模を数パーセント超える洪水を HWL 以下の水位に低下させることはできない。」「ダムの必要性や緊急性を検討するためには、堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策や流域対応等の対策との組み合わせについて事業費を明示した上での総合的な検討が不可欠であるが、現時点においては不十分である。」
にあります。これを受け入れてしまうと、ダムをつくる治水上の理由がすべてなくなってしまいます。利水上の必要性が喪失してしまった現在、治水上の理由が否定されると、新たなダムをつくることはできません。「淀川で認めてしまうと日本中でダムをつくることができなくなる」、それが「見切り発車」の本質です。

4. 見切り発車で失われるもの

近畿地方整備局は「計画高水位以下であれば技術的に破堤を食い止めることができるが、超えた場合は有効な技術がない」として、耐越水堤防への強化対策の実施を拒否しました。このことはとても危

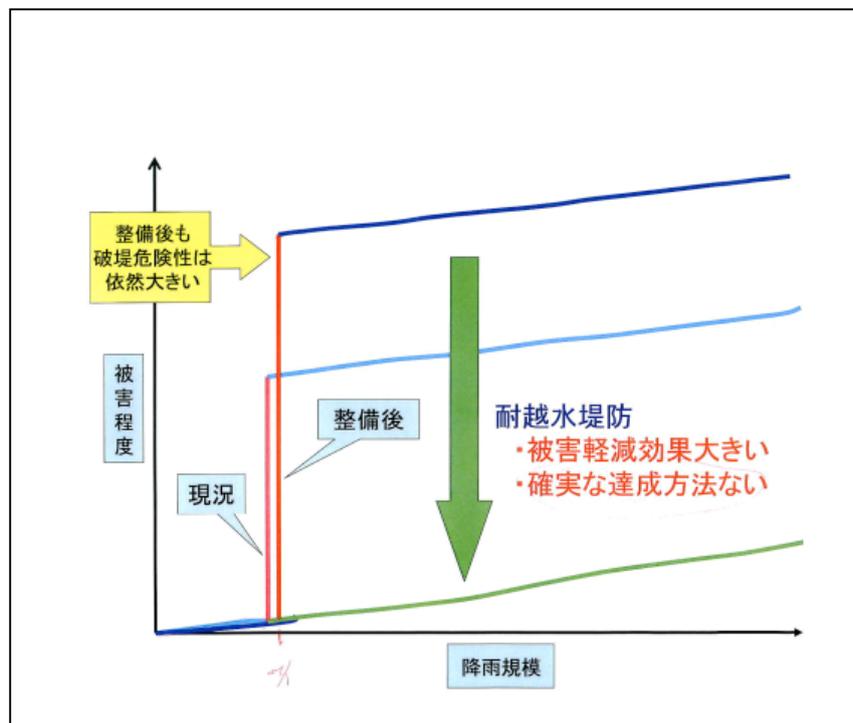
険な選択です。計画高水位を超える洪水が起きる確率の問題もありますが、超える恐れはもちろんあります。また、堤防未整備のところでは越水の可能性は高いので、耐越水堤防への強化対策が急がれます。それらを近畿地方整備局が拒否していることは安全上、許されるものではありません。

私たちはこの近畿地方整備局の「危険な選択」の放棄を求めなければなりません。

事実、治水上川辺川ダムが必要、としている球磨川の八代市萩原では、その堤防を強化堤防にする計画がありましたが、「そうなるとダムは不要になりますね」と住民から突っ込みを入れられて即座に撤回した事実があります。

「ダム完成までは流域の安全性を無視する」それが国の方針なのです。

宮本博司氏が治水対策の安全性を説明される時の1枚の図を下に紹介します。



横軸は降雨の規模、縦軸は被害の程度です。

現在の治水安全度を $1/20$ とすれば、それ以上の降雨・洪水があると被害程度は急激に高くなります。

現在の治水対策は、たとえば治水安全度 $1/100$ として計画高水位を設定し、それ以下の堤防整備には力を入れるので（建前では）想定内の降雨・洪水には安全ですが、降雨・洪水が想定以上になると破堤するので被害程度は飛躍的に大きくなります。その危険性は $1/20$ のときよりはるかに大きいでしょう。

越水堤防にしてあれば、破堤の恐れは低いので、降雨規模と被害程度は降雨規模に比例します。

「耐越水堤防にする」ことの重要性を示す説得力のある1枚の図です。

国土交通省近畿地方整備局
局長布村明彦様

「淀川水系河川整備計画原案(平成 19 年 8 月 28 日)」に 対する意見

淀川水系流域委員会委員長
宮本博司

目次

「淀川水系河川整備計画原案(平成 19 年 8 月 28 日)」に対する意見.....	11
1. [意見提示の趣旨].....	11
2. [意見].....	11
① 河川整備計画策定にあたっての基本的考え方.....	11
② 環境・治水・利水についての総合的な検討.....	12
③ 洪水対策.....	12
④ 水需要管理.....	12
⑤ ダム.....	13
⑥ 追加意見.....	14

1. [意見提示の趣旨]

淀川水系流域委員会(以下「委員会」と呼ぶ。)は、平成 19 年 8 月 28 日に近畿地方整備局(以下「整備局」と呼ぶ。)から提示された「淀川水系河川整備計画原案」(以下「原案」と呼ぶ。)について、意見を述べることを求められた。委員会は、21 回(第 57 回～第 77 回)の委員会を開催し、整備局から説明を聞き、質疑応答を繰り返すなど審議を重ねてきた。

しかし、「原案」は、これまで第 1 次、第 2 次の委員会で積み重ねてきた議論と、それを受けて平成 16 年 5 月 8 日に整備局が提示した「淀川水系河川整備計画基礎案」の基本的な考え方や基礎案を実施するための具体的施策を必ずしも踏まえたものとはなっていない。

また、これまで整備局からなされた説明や、委員・住民からの質問に対する回答は、必ずしも委員全員が十分に納得できるものであったとは言えない。

このようなことから、これまでの委員会の審議は決して十分に尽くされたとは言えないが、今後の「原案」に対する審議をできるだけ円滑に、かつ有意義に行い、より良い計画の策定に資するために、現時点までに委員会で審議検討してきた課題について、意見を提示することとした。

なお、現時点で十分な審議検討が行われていない課題については、できるだけ早期に意見を提示することとする。

2. [意見]

委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める。

- 河川整備計画策定にあたっての基本的考え方
「原案」には、「計画の内容については Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して必要に応じて見直しを行うものと

する。進捗状況の点検にあたっては、淀川水系流域委員会の意見を聴く。」と記述されており、委員会はこのことを評価する。

この考え方にに基づき、主要な施策については目標を明確にし、具体的な行動計画や評価の仕組みの骨子を示すことを求める。

- 環境・治水・利水についての総合的な検討

整備局は「これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できるとの考え方のもと、これからの河川整備と管理の取り組みを転換しなければならない。」(「河川環境の保全と再生に関する基本的な考え方」)という基本的な考え方を示している。

また、整備局が、河川環境の保全と再生に関する取り組みの前提として、「現状では、河川における人為的改変や自然的攪乱に対する環境の応答が科学的に十分解明されておらず、影響予測が不確実な面もあります。」、さらに、「河川環境のために留意すべき事項が明らかになっているものもありますが、事業手法を検討するために必要な過去のデータが不足していることや、環境への影響を回避・低減するための計画や設計に関する知見の蓄積が十分でなく技術的に確立していない面もあります。」としていることについて、委員会も認識を同じくしている。

このような考え方にに基づき、整備局が琵琶湖の水位低下の環境影響軽減のための調査・試行や河川の横断方向の連続性の回復等、様々な施策を実施していることは評価できる。

しかし、ダム建設については、治水・利水面から先行的に計画が検討され、その上でダムが建設された場合の環境への影響についての検討が行われ、環境への影響は「小さい」あるいは「影響は回避、低減される」と結論づけており、上記の考え方が十分に反映されているとはいえない。

治水、利水に比べて環境に係わるデータの蓄積が乏しいとはいうものの、かけがえのない琵琶湖・淀川水系の環境の保全と再生のために、これまでの河川整備が与えてきた河川環境への影響を真摯に受け止め、治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で、環境・治水・利水を総合的に検討することを求める。

- 洪水対策

HWL 以上の堤防強化および越水対策強化が行われなければ、整備後においても依然として全区間において堤防決壊の危険性は大きい。したがって、堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策を実施することを求める。

住民の生命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限に食い止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策や河川改修等を進める必要があり、もとより堤防強化のみで対応できるものではないことは言うまでもない。堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策と流域対応等他の対策との組み合わせについて、事業費を明示した上で優先度の検討を行い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むための具体的な計画を示すことを求める。

- 水需要管理

整備局は「人々が社会生活の中で多くの水を消費することは、河川の水量を減らし、生物の生息・生育環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら水需要の抑制を図り、節水型社会を目指す。」という基本的な考え方を示しており、委員会も同意見である。

整備局は水需要管理の具体的施策として、水需要の抑制、水利権の精査・見直しと用途間転用、既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを掲げており、川上ダムに係わる三重県伊賀

水道事業の新規水資源開発や、丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保という具体的な課題において、これらの施策に積極的に取り組む必要がある。

但し、水需要管理においては、地域ごとの生活、歴史や文化を尊重したきめ細やかな対応が重要であることから、既存施設の維持・有効利用も含めて、「原案」で示された「常設の利水者会議」を早急に立ち上げ、川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発や、丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保等について、整備局が積極的に調整することを求める。

- ダム

- ◇ (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発

大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発は一体として、宇治川、淀川に対して流量低減を行うものの、淀川において整備局が検証に用いた 33 パターンの計画規模洪水の中で、大戸川ダムがない場合にもっとも高く HWL を超過するのは淀川 13.2km 地点で、超過高は 17cm である。大戸川ダムがあると水位を 19cm 下げ、HWL から 2cm 水位を下げるができるが、この大戸川ダムによる水位低下高は洪水時の水位の変動幅やモデル誤差の範囲内である。

また、計画規模洪水を HWL 以下で流下させるという「原案」で示された目標に対して、大戸川ダムによって水位を HWL 以下に低下させることができる洪水は、検証に用いた 33 パターンの計画規模洪水の中で 2 パターンであり、限定的である。さらにこの 2 つの洪水パターンであっても、大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発が完成した後において、計画規模を数パーセント超える洪水を HWL 以下の水位に低下させることはできない。

ダムの必要性や緊急性を検討するためには、堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策や流域対応等の対策との組み合わせについて事業費を明示した上での総合的な検討が不可欠であるが、現時点においては不十分である。

以上のことから、現時点において、ダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切ではないと判断する。

なお、天ヶ瀬ダム再開発については、琵琶湖後期放流量を増大させるという目的があるが、このことについては、宇治川の流下能力を 1500m³/s にすることに伴う環境や景観に及ぼす影響等を含めて、今後審議する。

- ◇ (2) 川上ダム

川上ダムは、木津川下流、淀川に対して、流量低減を行うものの、その低減量は、戦後最大洪水に対して、上野地区の河道改修および上野遊水地周囲堤締め切りによる流量増 200m³/s(八幡地点での HWL 超過高は 16cm)であり、また淀川に対しては、整備局が検証に用いた 33 パターンの計画規模洪水の中で、川上ダムがない場合にもっとも高く HWL を超過するのは淀川 13.2km 地点で、超過高は 18cm である。川上ダムがあると水位を 20cm 下げ、HWL から 2cm 水位を下げるができるが、この川上ダムによる水位低下高は洪水時の水位の変動幅やモデル誤差の範囲内である。

また計画規模洪水を HWL 以下で流下させるという「原案」で示された目標に対して、川上ダムによって水位を HWL 以下に低下させることができる洪水は、検証に用いた 33 パターンの計画規模洪水の中で 2 パターンであり、限定的である。さらにこの 2 つの洪水パターンであっても、計画規模を数パーセント超えると HWL 以下に水位を低下させることはできない。

上野遊水地の機能をより有効に発揮させるため、越流構造についてさらに検討する必要がある。

ダムの必要性や緊急性を検討するためには、堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策や流域対応等の対策との組み合わせについて事業費を明示した上での総合的な検討が不可欠であるが、現時点においては不十分である。

三重県伊賀水道事業の新規水需要について、利水者と調整する余地があると考えられるので、

「常設の利水者会議」を早急に立ち上げ、整備局が積極的に調整することを求める。
ダム の 長 寿 命 化 対 策 で は、既 存 ダ ム の 利 水 容 量 を 活 用 す る 方 策 に つ い て、利 水 者 と 調 整 す る 余 地 が あ る と 考 え ら れ る の で、「常 設 の 利 水 者 会 議」を 早 急 に 立 ち 上 げ、整 備 局 が 積 極 的 に 調 整 す る こ と を 求 め る。
水 質 等 の 環 境 影 響 予 測 や 希 少 種 の 保 護 対 策 等 に つ い て、整 備 局 は 専 門 家 機 関 を 設 置 し て 検 討 し、致 命 的 な 環 境 悪 化 に は な ら ぬ と し て い る が、水 質 等 の 環 境 影 響 予 測 は 未 だ 満 足 な レ ベ ル に 達 し て お ら ず、ま た 希 少 種 の 保 護 対 策 も 効 果 が 保 証 さ れ て い る わ け で は な く、さ ら な る 継 続 的 な 調 査 ・ 検 討 が 必 要 で あ る。
以 上 の こ と か ら、現 時 点 に お い て、ダ ム 建 設 の 「実 施」を 淀 川 水 系 河 川 整 備 計 画 に 位 置 づ け る こ と は 適 切 で は な い と 判 断 す る。

◇ (3) 丹生ダム

姉川・高時川の洪水対策は緊急性があるが、ダム規模や運用方法が明らかになっておらず、速やかにダムの必要性・緊急性や環境影響等の調査・検討を行う必要がある。
原案では、異常渇水対策容量を丹生ダムあるいは琵琶湖に確保しようとしているが、異常渇水対策容量の確保については、整備局の説明では琵琶湖の水位を「マイナス 1.5m 以下には水位低下をさせない」としているが、琵琶湖総合開発事業における関係者の申し合わせでは、異常渇水時における琵琶湖利用最低水位マイナス 1.5m から補償対象水位マイナス 2.0m までの取り扱いについては、関係府県知事の意見を徴し、建設大臣がこれを決定することとなっており、整備局の説明と申し合わせの整合性が不明確である。

また、仮に「マイナス 1.5m 以下に水位低下をさせない」ということを前提としても、水需要抑制、取水制限と維持流量の削減による対応の可能性がある。

さらに、異常渇水対策の対象規模をどのように設定するのが適切かについても検討する必要がある。

以上のことから、現時点において、ダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切ではなく、できるだけ早期に具体的な計画案を提示することを求める。

◇ (4) ダム全般について

河川環境に与える影響や社会的影響から、ダムはできるだけ建設しない方がよい。
しかしどうしても必要であるという場合には、他の施設にも増して徹底的な検討を行い、十分な説明責任を果たす必要があるということをこれまで整備局と委員会は共有してきた。また、個々のダム計画にはそれぞれの経緯があり、長年にわたって犠牲を強いられてきた水没地域をはじめ地元の住民の想いを厳粛に受け止めなければならないことは言うまでもない。
しかし、原案に盛り込まれた大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム及び丹生ダム計画についての整備局のこれまでの説明は、ダムがどうしても必要であることについて十分説得的な内容になっておらず、環境への影響もダム建設を前提とした検討であり不十分である。

以上

・ 追加意見

私は、本意見書の中に含まれている「限定的である」及び「適切でない」といった記述に対しては、治水・防災を専門とする委員として反対の立場、すなわち「限定的でない」及び「適切である」という立場を取る者であります。

その理由は、本意見書に添付されている議事録及び平成 20 年 4 月 9 日と 4 月 22 日に委員会で配付された参考資料における私の意見をご参照下さい。

平成 20 年 4 月 23 日

委員 寶 馨

注：この文は pdf-FILE から WORD 用に変換したもので、文中の目次と下線は遠藤が付した。

四国地方整備局 内海ダム再開発工事に係る公聴会 報告

水源連事務局長 遠藤保男

香川県が四国地方整備局に対して内海ダム再開発工事に係る事業認定を申請したことに伴う、四国地方整備局主催の公聴会が下記日程で開催されました。6月29日に水源連事務局から遠藤が出席し、治水面の虚構と住民無視の事業推進について公述しました。以下、報告いたします。

1. 内海ダム再開発とその経過

内海ダム再開発事業は、香川県が起業者で、小豆島の名勝・寒霞溪のふもとにつくられている多目的ダムを飲み込む形で作り変える事業です。もともとは非常用洪水吐けのないダムがオーバーフローを起こしたことから、そのままの形での改造を求めたことが発端ですが、香川県は平成7年の阪神淡路大震災を契機に大地震に対する安全性には疑問があるとして、改修の必要性を自ら提起してきました。その内容は、総貯水量17万m³からその6倍以上の106万m³にする、というものでした。内海町のみなさんは、「この再開発で寒霞溪の景観が破壊される」「治水上も利水上もその必要はない」と、反対運動に取り組みられています。



図1 内海ダム再開発想定図 白い線で囲まれている部分がダム堤体。堰堤長は447mにもなる。

内海ダム再開発事業 概要

ダム名	新内海ダム
河川名	別当川（2級河川・河川長3,966 [㍎] ）
所在地	香川県小豆郡小豆島町神懸通
事業者	香川県（国交省補助ダム）
総貯水量	106万トン 堰堤長447 [㍎] （川の全長の11.3%）堰堤高42 [㍎]
建設目的	治水・利水ダム
事業名	内海ダム再開発事業
事業費	185億円
水没人家なし	
団体名	寒霞溪を守る連絡会 代表山西克明 香川県小豆島町神懸通1689 電話 0879-82-4634

簡単な経過

現行内海ダムは、小豆島寒霞溪を源流とする全長わずか3,966[㍎]の別当川にある。現行ダムは昭和34年に完成した総貯水量17万トンの利水治水を目的とした小さなダムである。

このダムは、土石混成堤であり、昭和36年には管理ミスによる越流を起こし、土石部分の一部が流亡した。こうしたいきさつにより当初から危険であることが指摘されてきたダムである。

昭和49年、51年にはこの地方で大規模な降雨に伴う災害が発生している。

特に昭和51年の台風17号による災害は、時間最大雨量88ミリ、日最大雨量762ミリ、降り始めから降り終わりまで1,400ミリという、この地方の年間雨量を超える雨を数日のうちにもたらした。これらは土石流となって民家を襲い小豆島だけでも39名の尊い命を奪った。幸いなことに別当川では床上・床下浸水は発生したものの、犠牲者を出すことはなかった。また現行内海ダムも問題は発生しなかった。

地元からは、現行ダムの改修要請がしばしば出されたが、香川県は十分な安全性を確保しているという理由から改修要望を却下してきた。

ところが、香川県は平成7年の阪神淡路大震災を契機に大地震に対する安全性には疑問があるとして、改修の必要性を自ら提起した。

平成8年から国土交通省の補助を得て改修のための調査事業に着手、平成11年に河川整備方針、12年には河川整備計画を策定したが、公表された計画は想像を絶する大規模ダムであった。

川の全長の1割を優に超える大規模ダムは、その堰堤長が447^{メートル}、堰堤高が42^{メートル}にも及ぶが、ダム湖は、堰堤の長さよりも奥行きの方が短いという水たまり状態の極めていびつなダムである。

問題点

1. 施工上の問題点

①断層の上のダム

現在予定されている堰堤位置の直下には3本の断層が確認されている。水の浸透や地震によるずれなど、ダムの安定性に疑問がある。

②土石流の発生しやすい地域

小豆島一帯の地層は、堅い岩層の下部に花崗岩層が広がり、表明が風化していることから極めて土石流や地滑りの発生しやすい地形となっている。

2. 治水上の問題点

①過大な基本高水

香川県の規模決定要素となっている基本高水は、合理式での検算よりも30%も過大な計算となっており、基本高水そのものが架空の数字となっている。

②過大な洪水調整容量

集水面積わずか4.8平方kmに対して58万トンの洪水調整容量が計画されており、これは、既往最大雨量88ミリ/時の洪水が発生した場合、すべての水を受け止めるとしても、2時間以上持ちこたえることとなる異常な規模である。

③既往最大潮位を無視している

既往最大の高潮は、平成16年の台風16号であるが、高潮偏差が発生すると、降雨が無くとも河口から800^{メートル}地点あたりまでは、氾濫する可能性を持っている。従ってダムによるピークカットよりも河口域での護岸補強が本来必要とされる事業である。

3. 利水上の問題点

①水需要の変動

ダム計画時点の想定水需要をすでに大幅に下回っており、利水の目的も失われている。

4. 手続き上の問題点

①北区ダム直下住民との約束反故

本ダムについては、もっとも影響を受ける直下住民の意向を尊重し全員一致まで着工しないとの約束が反故にされ、反対住民がオミットされている。

②住民関与の否定

本来のダムの必要性そのものに対する討論の場（住民参加）の場が設けられない。

水源連は2004年に内海ダム再開発をテーマに現地内海町で総会・全国集会を開き、田中康夫氏の講演をもちました。その後は補助ダム問題の一つとして国土交通省との話し合い、「公共事業チェック議員の会」へのヒヤリングと現地視察要請など、この何ともひどすぎる事業計画を中止に追い込むための活動をしてきました。

香川県知事は内海ダム再開発の中止を求める住民に対して「ダム反対の科学的根拠を示せ」と言いながら、住民側が明確な科学的根拠を付して提出した「科学的根拠に基づく必要性の説明」を求める文書に対して、4年以上を経過した現在においても回答を出していません。

内海ダム再開発に反対する皆さんは「自然（寒霞溪）と共に生きる会」などのダム反対運動隊を結成すると同時に、環瀬戸内海会議や水源開発問題全国連絡会を加えた「寒霞溪の自然を守る連合会」を立ち上げ、香川県との交渉を求めたり、「立ち木トラスト」運動を展開しています。

「科学的根拠」について疑義を提起している住民との一切の話し合いを拒否した香川県は、事業に必要な土地の全面積 153,168 m² の 147,847 m² (約 97% 土地所有者数では 95%) を取得完了したとして、残りのダム反対派地主が所要する分を強権的に奪い取る手続きとして、「内海ダム再開発事業に係る事業認定申請」を 2008 年 3 月 19 日に四国地方整備局に提出しました。

2001 年改正土地収用法にみる事業認定前後の手続き

- | | |
|--|-----|
| ①事業認定前の事業説明会の開催の義務付け：第十五条の十四 | 起業者 |
| ②利害関係人の意見書の提出：第二十五条 | 処分庁 |
| ③縦覧期間中に意見書が提出された場合の第三者機関（社会資本整備審議会等）の意見聴取の義務付け：第二十五条の二 | 処分庁 |
| ④専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取：第二十二条 | 処分庁 |
| ⑤請求があった場合の公聴会開催の義務付け：第二十三条 | 処分庁 |
| ⑥事業認定理由の公表：第二十六条 | 処分庁 |

香川県は 2001 年改正土地収用法の定めに従い、2007 年 8 月に事業説明会を開催していますが、それはまったくの形だけのものであり、科学的根拠に関する質問への回答はおこなっていません。

香川県が四国地方整備局に事業認定申請を提出したことが住民に知れたのは上記 3 月 19 日を 1 カ月近く経過した 4 月 14 日で、意見提出の期限（公告後 2 週間の縦覧期間中）が切れる 3 日前のことでした。住民の皆さんは強く抗議し、意見提出期限を延期させ、97 通の意見書と 150 通の公聴会開催要請書を急遽提出しています。

2. 公聴会の様子

土地収用法に盛り込まれている公聴会については、事業認定処分庁職員が議長を務め、その議長のもとで起業者への質問と起業者からの質問への応答もおこなえることが同法施行規則第 7 条に定められています（後掲の参考を参照願います）。

公聴会は下記のように開催されました。

2008 年 6 月 27 日（金）（13 時から 20 時）香川県農業協同組合内海支店で 9 組、延べ 17 人、
29 日（日）（12 時 30 分から 19 時 30 分）土庄町立公民館で 10 組、延べ 17 人
合計で 19 組延べ 34 人が公述。

1 日目の 27 日は 300 人が集まり、冒頭、起業者の県が事業概要や公益上の必要性、用地取得状況を説明。続いて賛成派から 3 組、反対派から 6 組がそれぞれの立場の意見を述べました。

2 日目の 29 日は、約 370 人の聴衆を前に、賛成派 2 組 6 人と反対派 8 組 11 人が意見を出し合いました。

私は 2 日目の 29 日午後 5 時 25 分から 55 分までの 30 分の持ち時間で意見公述と質問提示を行いました。当日公述した意見・質問は後ろに掲載します。

特記すべきことは、私の質問に対する香川県の対応です。二つありました。

① 「推論に対する回答は行わない」

質問事項の一部を提示してその回答を求めたところ、なんと



図 2 公聴会 左 公述者 右 議長 質問通告があるとその右に多数の県の職員が着席する

香川県は提示された質問事項に答える前に「(遠藤の) 公述は推論である。県は認めません。」と発言。これに対して議長が「求められたことのみ答えること」と香川県発言を「不規則発言」と認定し、私には「今の県の回答に何かありますか」と聞き返しました。私は、「私たちの主張を推論というのであればどこがどのように問題なのか公開の場で提示してほしい。県と対等に公開で議論をすることが最も望ましい。公開討論会を持ちませんか」と県に働きかけました。これに対する県の回答があまりに情けない。

「公開討論会はいりません。」これには会場から大きなブーイングの嵐。

「それはあなたの考えですか？答える資格があるのは知事のみならず」

「はい、私の発言は知事の発言と同じです。」これにも会場から大きなブーイングの嵐。

香川県は「インターネットで答えている」で回答していますが、これはまったく一方的な手法であり、相互理解を目指すものではありません。一つ一つの問題について共に相互に調べて同じテーブルについて公開で検討しあう、という作業を私たちは提案してきました。

香川県は何故、このような公開討論会を拒否するのでしょうか？「香川県は、公開討論会の場で私たちときちんと対応できるだけの力量を持ち合わせていない」ということになってしまうではありませんか。もしそうであるならば、自分たちの身の丈以上（きちんと理解できていない）のこと＝内海ダム再開発事業 をごり押しすることになり、到底許されることではありません。

② 「流下能力の計算において 2004 年の高潮の最高潮位 TP 2.5m ではなく、朔望平均満潮位 1.1m を出発水位としている理由。」

この質問に対する回答は「高潮影響区間の堤防高さが計画高潮位（既往最高潮位 TP+1.79m）+ 打上げ高さ=TP+約 3.0m（上記の(2)）となっていることから、河川管理施設等構造令でいう「流水の通常の作用に対して安全な構造を有するもの」と、四国地方整備局のホームページ（下記アドレス）http://www.pref.kagawa.jp/kasensabo/dam/uchinomi/04_03_09.html

に掲載されていることの繰り返し答弁でした。

実際には計画高潮位は香川県が主張する「既往最高潮位[TP+1.79m]ではなく、既往最高潮位として[TP+2.5m]を採用することは当然のことです。

時間が切れたため、質問・応答はこの範囲で終わりになっていました。

3. その後の対応

起業者への質問を投げかけてその場で回答をもらう、了解できなければ再質問。そういうやりとりが曲りなりにでもできたのが今回の公聴会でした。その中で、「香川県が『公開討論会には応じない』と答えたことは、四国地方整備局にも香川県の住民無視の姿勢を印象付けることができた」「今回の公聴会で香川県とのやりとりが初めて実現。この再現を四国地方整備局に要請したい」とダム反対派の仲間たちは捉えました。ダム反対派公述人連名で 7 月 1 日に四国地方整備局に対して討論形式の公聴会開催を要請しました（資料 3）。しかし四国地方整備局は、「話の趣旨は理解できる。私たちは土地収用法に基づいて公聴会を行った。双方の意見は聞き終えたことになるから四国地方整備局が再度公聴会を開催する意向はない」と答えてきました。

四国地方整備局が的確な判断を下すには公開討論会の開催が必要なはずですが。私たちは同局に対する公聴会再開（公開討論会開催）要請と合わせて、香川県にも強力に公開討論会開催を求めています。それを実現するために多くの皆さんに応援をいただきたく思います。



図 3 公聴会に集まった人たち

I 公述意見内容概要

1 内海ダム再開発のみに依存し、河川改修をないがしろにする別当川水系河川整備計画

① 図 1 は香川県が行った別当川の流下能力の計算結果である。この計算結果では、別当川の河道の半分近くは流下能力が基本高水流量を下回っているが、計画高水流量を下回る区間は累加距離 611~640 mのみであり、そのほかの区間は計画高水流量を流下させることは可能となっている。

この結果から別当川では内海ダム再開発を実施して、基本高水流量を計画高水流量に落とせば、河川改修はほんの一部で済むとして、別当川水系河川整備計画はほとんど内海ダム再開発のみに依存する内容になっている。

実際に別当川水系河川整備計画による治水対策の事業費は次のようになっている。

- ・内海ダム再開発 168 億円
- ・河川改修（別当川橋の上流側 改修延長 約 85m） 1 億円

河川改修にかかる費用はわずか 1 億円であり、ほとんど新内海ダムの建設（内海ダム再開発事業）のみを行う治水計画になっている。

② 図 1 の流下能力の計算には致命的な問題点が二つある。一つは 2004 年 8 月末の台風 16 号では高潮と重なり、下流域と沿岸域で浸水被害が生じたことが何も考慮されていないことである。この浸水被害を防止するためには、河口部の出発水位をそのときの高潮の最高潮位 2.5m（東京湾平均海面から）として流下能力の計算を行い、その結果、流下能力が不足する区間について堤防嵩上げの計画を立てることが必要である。ところが、香川県は、異常な高潮が同時に生じることは計画の想定対象外であるとして、出発水位を朔望平均満潮位 1.1mとして、流下能力を計算している。高潮を対象外とする県の方針は、河川管理施設等構造令第 18 条「堤防は - - - - 計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造を有するものとする。」に違反するものである。

2 年前に起きて記憶も新しい浸水被害への対策を考慮しない治水計画でどうして流域住民の安全が守れるというのであろうか。

③ もう一つの問題点は、図 1 を見れば明らかなように、大半の区間を等流計算で流下能力を計算していることである。等流計算はいうまでもなく、同じ河道断面と勾配が続く場合を前提としたもので、実際の河川には当てはまらない。だから、不等流計算で流下能力を計算しなければならない。同図には、「射流域が多いため、等流計算を使う」と書かれているが、最近は不等流計算のプログラムが発達して射流域でも常流域でも自動的に計算できるようになっており、射流域が多いからといって、等流計算に切り替えるというのはまことに時代遅れの計算である。

図 1 香川県による別当川の流下能力の計算結果

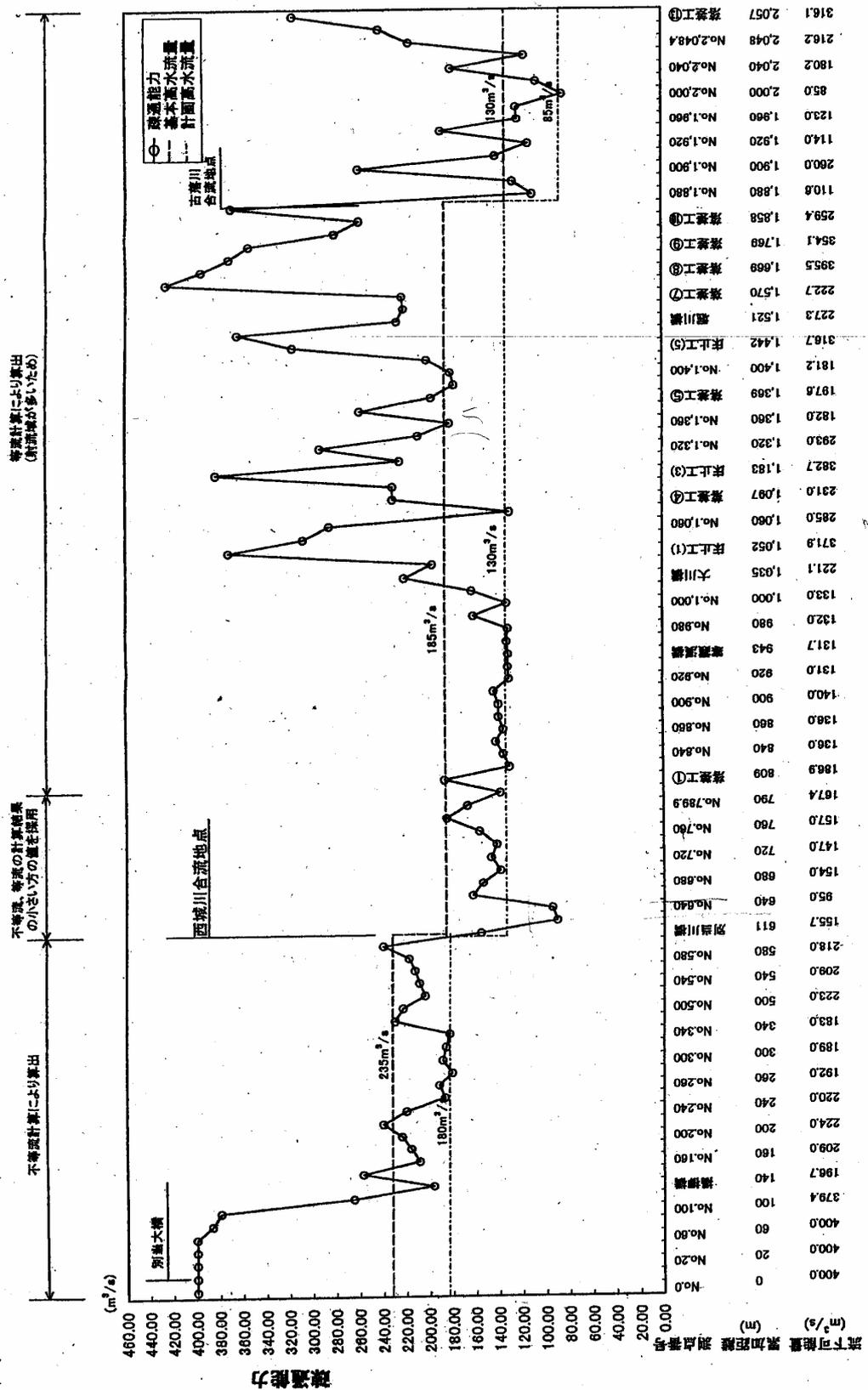


図13 耐通能力算定結果

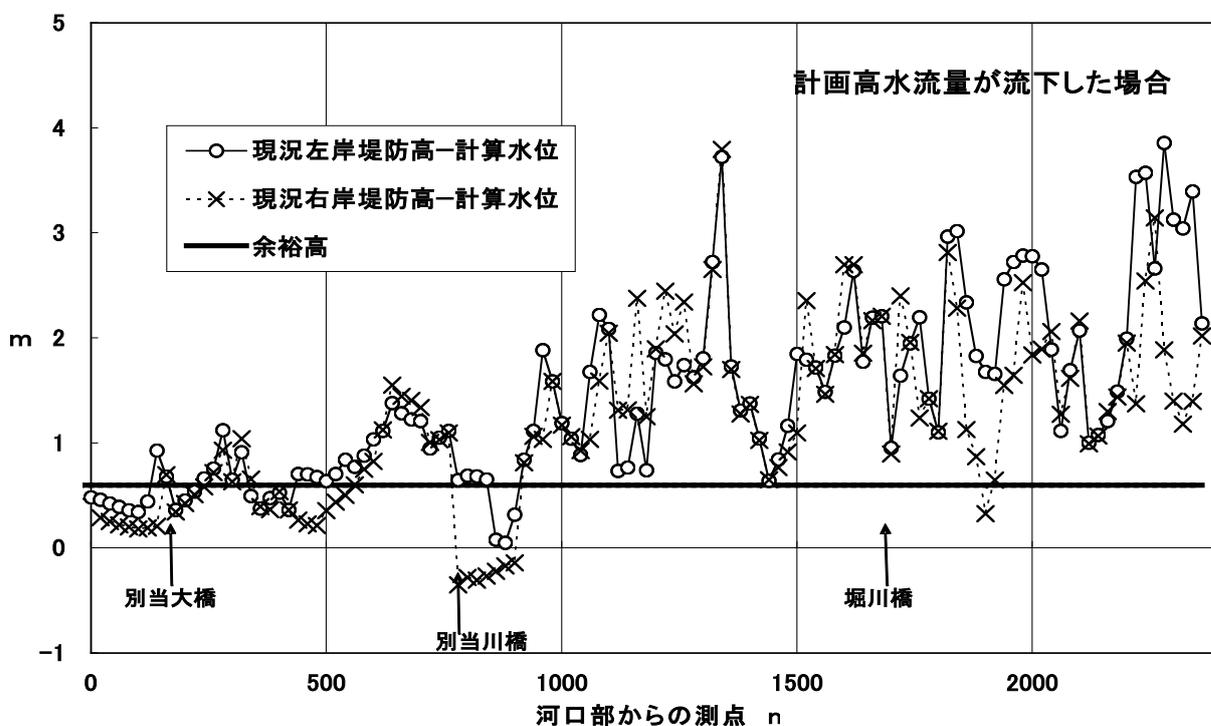
④ 以上の2点を踏まえて、すなわち、高潮の到来を前提として計画高水流量が流下した時の全区間の水位を不等流計算で計算した結果を図2に示す^[注]。計算水位は現況堤防高との差で表示した。この計算結果をみると、河川改修を要する区間は別当川橋の上流側約85mだけではない。河口部から550mまでの区間、750mから900mまでの区間、1,900mの付近で堤防の嵩上げ等が必要である。

[注] 図2の計算に使用した河道断面のデータは1997年9月13日調査の縦断面図による。図2の横軸の「河口部

からの測点」は図1の「測点番号」よりも160m下流の地点をゼロ点としている。

⑤ 以上のように香川県がずさんな流下能力の計算で、河川改修を要する区間を改修対象からはずして放置してしまうことは河川管理者としてきわめて無責任である。

図2 不等流計算による別当川の計算水位と現況堤防高との差
(計画高水流量が流下した場合)



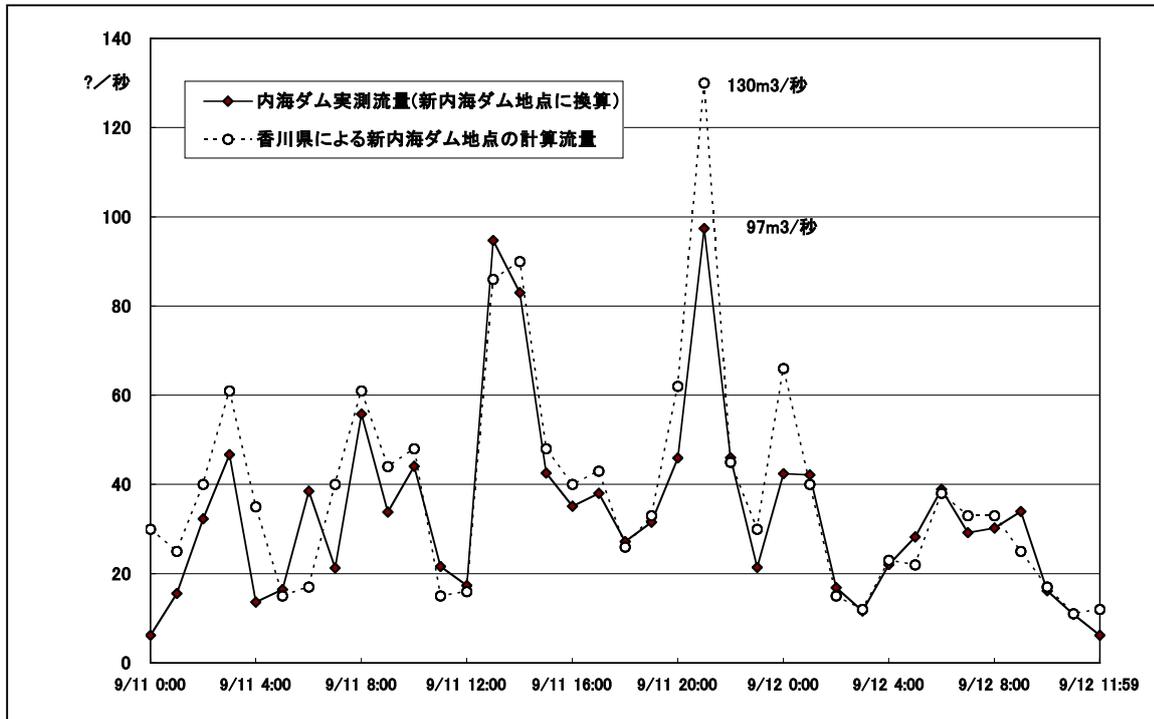
2 洪水の実績流量を踏まえない過大な基本高水流量によってつくられた内海ダム再開発計画

① 香川県は基本高水流量の計算に際してその流出モデル（貯留関数法）によって1976年9月洪水の再現計算を行っている。この1976年9月洪水は別当川では未曾有の大洪水であった。図3は、1976年9月洪水について新内海ダム地点の実績流量と県の計算流量とを比較したものである。実績流量は現在の内海ダムの実績流入量に新内海ダムと現内海ダムの流域面積比（ $4.8 \text{ km}^2 / 3.7 \text{ km}^2$ ）を乗じたものである。実績流量と計算流量を見比べると、比較的よく合っている時間帯もあるが、最大値では大きく違っている。実績流量が $97 \text{ m}^3/\text{秒}$ であるのに対して、県の計算流量は $130 \text{ m}^3/\text{秒}$ であり、3割以上も大きい。

この $130 \text{ m}^3/\text{秒}$ を計算した流出モデルによって別当川の基本高水流量が次のように求められている。

新内海ダム地点 $130 \text{ m}^3/\text{秒}$ 、寒霞溪橋地点 $185 \text{ m}^3/\text{秒}$ 、
別当大橋地点 $235 \text{ m}^3/\text{秒}$

図3 新内海ダム地点の計算流量と実測流量（1976年9月洪水）



② この流出モデルに関して香川県は、「その定数決定に当たっては1976年洪水以外の5洪水でも検証している。」と述べているが、その検証データを一切明らかにしようとしな。明らかにされているのは1976年洪水の再現計算の結果だけである。この再現計算の結果、図3のとおり、最大ピーク流量に3割以上の差が生じているのであるから、検証したと言えるようなものではない。少なくとも未曾有の大洪水であった1976年洪水について実績と合う計算結果が得られなければならないはずであるが、実際には大きく乖離しまっているのである。

この問題について香川県はホームページ上で「推定値と実測値のピーク値の一致に重点を置くか、流出曲線の全体的な一致を重視するかは、堤防等の建設の場合には洪水の最大流出量が問題となるため、最大値を推定することが多く使われますが、ダムのような貯留施設をもつ場合は、流出する総量も重要な要素であると考えています。」と答えている。しかし、この計算結果は基本高水流量算定の根拠として用いられているのであるから、ピーク値の一致に重点を置くべきであることは明らかであり、このような回答はなりたない。

資料1 県の考え方

要望書の解析データでは、88mm/時(実績の1時間最大雨量)を用いていますが、合理式で検証を実施するのであれば、当該地点の洪水到達時間内(33分)の平均降雨強度で行う必要があり、1時間の降雨強度を用いると過少な推算結果になります。

要望書では、県が計算した合理式による値について、流出係数が1.1であるとされていますが、県の計算によると流出係数は次のとおりです。

高松観測所の1/30年短時間降雨強度式は、

$$r_t = \frac{462}{\sqrt{t} + 0.19}$$

であり、60分と33分の降雨強度は、

$$r_{60} = \frac{462}{\sqrt{60} + 0.19} = 58.2\text{mm/時}$$

$$r_{33} = \frac{462}{\sqrt{33} + 0.19} = 77.8\text{mm/時}$$

この60分降雨強度と33分降雨強度の比により、昭和51年洪水のピーク1時間雨量88mm/時を33分降雨強度に補正すると、

$$88\text{mm/時} \times 77.8 / 58.2 = 117.6\text{mm/時}$$

となり、流出係数 f は、

$$130 = 1 / 3.6 \times f \times 117.6 \times 4.8$$

流出係数 $f = 0.83 \sim 0.8$ となります。

資料2 「小豆島災害調査研究報告—7617 台風による災害—香川大学小豆島災害調査研究班」

山腹斜面

山腹勾配

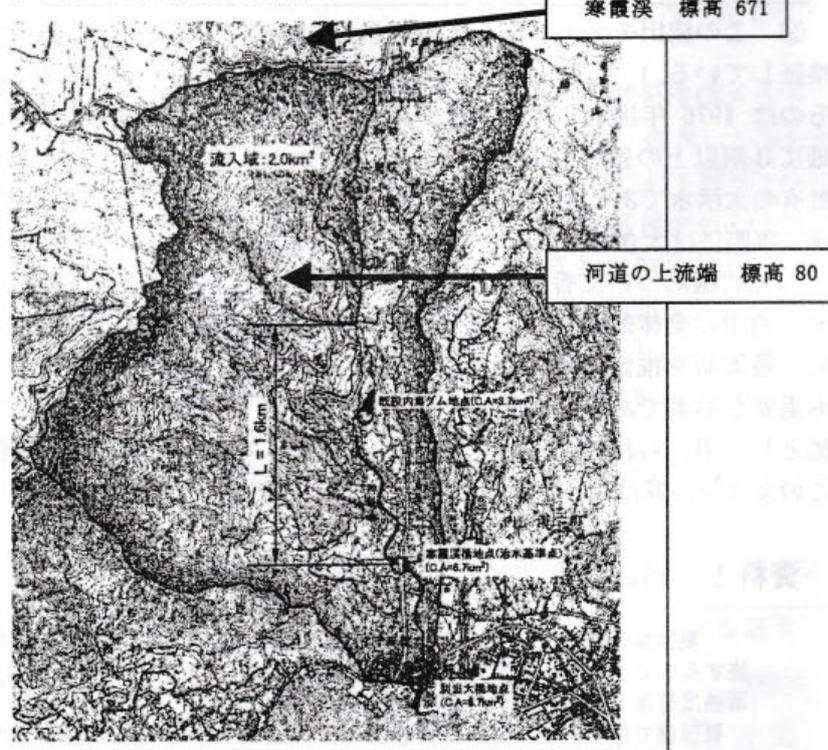
表4-4 洪水到達時間の解析

単位 hr

r (mm/hr)	0.5 km				1.0 km				1.5 km			
	1/3	1/4	1/5	1/6	1/3	1/4	1/5	1/6	1/3	1/4	1/5	1/6
50	0.56	0.61	0.65	0.68	0.85	0.92	0.98	1.04	1.09	1.17	1.25	1.32
60	0.52	0.57	0.60	0.64	0.79	0.86	0.91	0.96	1.01	1.09	1.16	1.23
70	0.49	0.53	0.57	0.60	0.74	0.81	0.86	0.90	0.95	1.02	1.09	1.15
80	0.47	0.50	0.54	0.57	0.71	0.76	0.81	0.86	0.90	0.97	1.03	1.09
90	0.44	0.48	0.51	0.54	0.67	0.73	0.78	0.82	0.86	0.93	0.99	1.04
100	0.43	0.46	0.49	0.52	0.64	0.70	0.74	0.78	0.82	0.89	0.95	1.00

③ さらに、県は、資料1のとおり、合理式で計算すると、130 m³/秒は流出係数が0.8の場合に相当するので、130m³/秒は妥当だとしている。しかし、この計算で使用した別当川の洪水到達時間（流入時間+流下時間）33分は誤りである。これは別当川（流域図は図4を参照）の流入時間を30分と仮定して流下時間3分（河道の上流端から内海ダム地点まで）を加えたものであるが、そのような仮定値を使わなくても根拠のあるデータがある。香川大学が1976年洪水の小豆島災害調査研究報告の中でKinematic wave法で小豆島の溪流の洪水到達時間を計算している。小豆島の

図4 別当川の流域



事情に合ったこの数字を使うべきである。香川大学が計算した結果を資料2に示す。なお、資料2の数字は流下時間を考慮していないので、実際には流入時間を表すものである。

別当川山地の山腹斜面長を1.5km、山腹勾配を1/3とし^[注]、時間降雨を90mmとすると、資料2から流入時間は0.86時間となる。

したがって、洪水到達時間は60分×0.86+3分=55分となる。資料1の計算式を用いて県と同様に55分の降雨強度を求めると、 $r_{55} = 462 / (\sqrt{55} + 0.19) = 61\text{mm/時}$ となる。資料1では60分の降雨強度が58mm/時であるから、1.05倍になるだけである。流出係数を0.80として、合理式から最大流量を計算すると、 $1 / 3.6 \times 0.80 \times 88\text{mm/時} \times 1.05 \times 4.8\text{km}^2 = 99\text{m}^3/\text{秒}$ となる。

内海ダムの流入量から求めた実績最大流量は図3に示したとおり、97 m³/秒であるから、ほぼ同じ数字が得られる。このことから県が貯留関数法で求めた130 m³/秒が架空の過大な数字であることは明

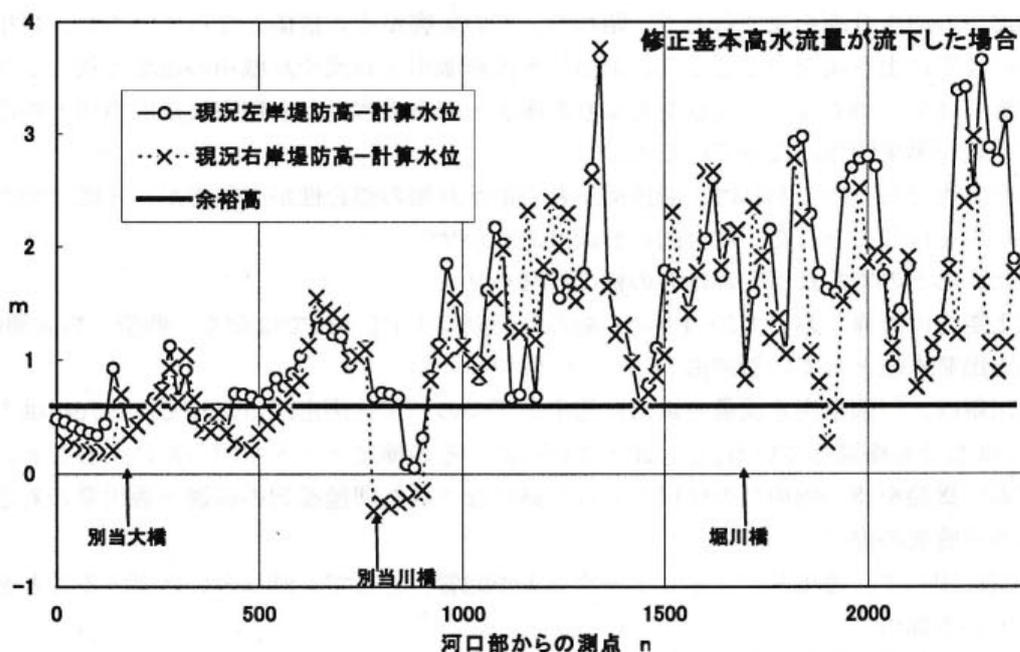
らかである。

〔注〕別当川では河道の上流端から流域の最遠点までの距離は約2kmであり、その標高差は600m程度であるから、勾配は $600\text{m}/2\text{km}\approx 1/3$ である。資料2では山腹斜面長2kmの欄がないので、山腹斜面長1.5kmの数字を読み取った。

④ 以上のことから、基本高水流量は実績流量に合わせて下方修正されなければならない。実績最大流量 $97\text{ m}^3/\text{秒}$ を新内海ダム地点の基本高水流量とすべきである。

この修正基本高水流量が流下したときの全区間の水位を不等流計算で計算した結果を図5に示す。各地点の流量を流域面積の比例計算で次のように設定した。ただし、別当大橋地点の値は計画高水流量を下回るので、不等流計算では計画高水流量の値を使用した。

図5 不等流計算による別当川の計算水位と現況堤防高との差



(修正基本高水流量が流下した場合)

新内海ダム地点 $97\text{ m}^3/\text{秒}$ 、寒霞溪橋地点 $135\text{ m}^3/\text{秒}$ 、

別当大橋地点 $175\text{ m}^3/\text{秒}$ (計画高水流量 $180\text{ m}^3/\text{秒}$)

(流域面積 新内海ダム地点 4.8 km^2 、寒霞溪橋地点 6.7 km^2 、別当大橋地点 8.7 km^2)

この計算結果は、図3の計画高水流量が流下した場合とほとんど同じであり、堤防の嵩上げを要する区間は河口部から550mまでの区間、750mから900mまでの区間、1,900mの付近となる。

⑤ 以上のように、別当川水系河川整備計画において基本高水流量は実績流量と乖離した流出モデルによって求められたものであって、その修正を行えば、河川改修のみでその流量に対応することが可能となり、内海ダム再開発は不要のものとなる。

3 地元住民の意向を無視してダム建設同意が強行採決された内海ダム再開発計画

内海ダム再開発計画は、地元住民の意向を無視して、民主的な手続きを経ることなく、強引な手法で推進されてきており、その地元同意取り付けは違法とも言えるものである。

住民の調整機関として内海ダム再開発事業地元対策協議会が1998年に設けられたが、ダム予定地の地元である北区の住民の意向を無視して、ダム推進の動きをつくっている。2002年9月31日、北区住民は住民大会において、「対策協議会委員として対策協議会山西克明副会長（北区地区対策委員長）等の続投」と「貯水量106万トン規模のダム再開発には反対であること」を確認した。ところが、対策協議会は同年10月31日の全体会に出席した山西克明副会長を投票によって解任、罷免した。そして、2003年1月31日には9名の北区委員の内5名が反対する中でダム建設同意が強行採決され、事実上仮協定内容（北区住民の意向を尊重）を反故にして内海町と対策協議会の間に本協定が締結された。内海町はこの協定を受けて香川県との間でダム建設についての契約を締結し、本格的な用地買収に取り組むこととなった。一方で北区地主を中心として立木トラスト等の対抗手段が取られ、用地買収が難航していることから香川県は事業認定申請を出している。香川県の事業認定申請は地元住民の意向を無視したものである。

II 質問事項

- ① 別途川の治水計画を立てる上で、昭和51年の災害がその根拠となっているが、昭和51年の災害は土石流を中心として、別当川支流西城川土石流や片城川の氾濫と複合した災害であるはず。つまり700世帯あまりが床下・床上浸水したと被害とは別当川との氾濫とどの様な因果関係になっているのか。
- ② 複合災害であるのであれば、隣接河川との治水計画の整合性が必要だが、片城（かたじょう）川をはじめとした、総合的な計画はあるか？
- ③ また、あるのであればそれはどのような計画か？
- ④ 流下能力の計算において2004年の高潮の最高潮位TP2.5mではなく、朔望平均満潮位1.1mを出発水位としている理由。
- ⑤ 香川県は、「(基本高水流量を求めた流出モデルの) 定数決定に当たっては1976年洪水以外の5洪水でも検証している。」と述べているが、その検証データを明らかにすること。
- ⑥ ダムに異論を持つ内海町の住民から香川県になされた問題提起の経過と香川県の対応がわかる一覧表の提示。
- ⑦ 上記に関して、香川県が「インターネットで回答」として、話し合いに応ずることを拒否している理由
- ⑧ 内海ダム再開発事業に係る総事業費および関連事業費と負担区分。
- ⑨ 上記について、香川県と小豆島町が計画する実質上の負担額と負担方法。
- ⑩ 香川県と小豆島町の財政状況。

資料 2：土地収用法施行規則

(公聴会の開催請求の手続)

第四条 法第二十三条第一項 (法第百三十八条第一項 において準用する場合を含む。)の規定による請求をしようとする者は、公聴会の開催を請求する旨及び次に掲げる事項を記載した書面を事業の認定に関する処分を行う国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名及び住所
- 二 起業者の名称及び事業の種類

(公聴会の開催の手続)

第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、起業者に対し、当該公聴会の期日を通知しなければならない。

2 起業者は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る公聴会に出席して意見を述べようとするときは、その旨を、当該通知を受けた日から一週間以内に当該通知をした国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

第六条 法第二十三条第二項 (法第百三十八条第一項 において準用する場合を含む。)の規定による公告は、起業地の存する地方の新聞紙に、遅くとも、公聴会の期日の前日から起算して前十一日に当たる日が終わるまでにしなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の公告に併せて、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 前条第二項の規定による通知があつた起業者の名称
 - 二 次条第一項の規定による申出の期限
 - 三 意見を述べることができる時間として、次条第一項の規定による申出一件ごとに割り振ることを予定している時間
 - 四 前三号に定めるもののほか、国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める事項
- 3 前項第二号の期限は、第一項の公告の日の翌日から起算して八日以後の日を定めなければならない。

第七条 公聴会に出席して意見を述べようとする者(起業者を除く。)は、前条第二項第二号の期限までに、次に掲げる事項を記載した書面により、事業の認定に関する処分を行う国土交通大臣又は都道府県知事に申し出なければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 電話番号又は電子メールアドレス(複数の者が共同して申し出る場合にあつては、その代表者(一人に限る。)の氏名及び電話番号又は電子メールアドレス)
- 三 述べようとする意見の要旨
- 四 自らの意見の陳述に併せて前条第二項第一号に規定する起業者に対し質問をすることを希望する場合にあつては、その質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨

2 前項第四号の要旨は、その質問の趣旨及び内容がその記述から明らかとなるように記載しなければならない。

3 複数の者が共同して第一項の規定による申出をした場合においては、次条第一項及び第三項の規定による通知は、第一項第二号の代表者に対してすれば足りる。

第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第五条第二項の規定による通知をした起業者及び前条第一項の書面(同項各号に規定する事項のいずれかの記載がないものを除く。以下この条から第十一条までにおいて「申出書」という。)を提出した者(次項の場合にあつては、同項後段の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が定めた者。第十一条第二項において同じ。)に対し、あらかじめ、公聴会において意見を述べるができる時間及び予定の開始時刻を通知しなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定による申出をした者が多数あることにより、公聴会の期日において、これらの者のすべてに意見を述べさせることができないと認めるときは、意見を述べることができる者を制限することができる。この場合において、国土交通大臣又は都道府

県知事は、多様な趣旨の意見を聴取することを旨として、公聴会において意見を述べることができる者を定めるものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による制限によつて公聴会において意見を述べるができないこととなる者に対して、その旨を通知しなければならない。

第九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定による通知を受けた者が提出した申出書に第七条第一項第四号に規定する事項を記載したものがあるときは、当該記載に係る起業者に対し、日時を指定して、自ら出席し、又はその命じた職員若しくは代理人が出席し、第十一条第三項に規定する答弁をすべき旨を書面により通知しなければならない。この場合において、当該通知書には、当該申出書の写しを添付するものとする。

第十条 公聴会は、事業の認定に関する処分を行う国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその指名する職員が議長としてこれを主宰する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定によりその職員を議長として指名したときは、第五条から前条まで及び第十一条の三第一項に規定する国土交通大臣又は都道府県知事の権限を議長に行わせることができる。

3 前項に規定する場合において、議長は、その氏名を記載し、かつ、その者の写真を貼付した証明書を、当該公聴会の期間中、携帯しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、公聴会の円滑な運営を確保するために必要と認める場合には、その指名する職員（以下この条、第十一条の三及び第十一条の四において「議長補助者」という。）に第十一条の三第二項及び第五項に規定する権限を行わせることができる。

5 議長補助者は、その権限を行使する場合においては、その氏名を記載し、かつ、その者の写真を貼付した証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 議長又は議長補助者は、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事の委託を受けた者にその職務の遂行を補助させることができる。

第十一条 公聴会における発言は、議長の許可を得てしなければならない。

2 公述人（第八条第一項の規定による通知を受けた起業者又はその命じた職員若しくは代理人及び申出書を提出した者をいう。以下同じ。）は、公聴会に出席し、議長が指示する時刻から公述時間（同項の規定による通知に示された意見を述べることができる時間をいい、第四項の場合にあっては、同項の規定による時間をいう。以下同じ。）内において意見を述べることができる。この場合において、その意見は、案件の範囲及び申出書に記載した第七条第一項第三号の要旨の範囲を超えてはならない。

3 公述人のうち、その申出書に第七条第一項第四号に規定する事項を記載したものは、その公述時間内において質問し、その答弁を聴くことができる。この場合において、その質問は、案件の範囲及び当該申出書に記載した同号の要旨の範囲を超えてはならない。

4 議長は、前二項の規定にかかわらず、公述人が第八条第一項の規定による通知に示された意見を述べることができる予定の開始時刻又は第二項の規定により議長が指示することとなるべき時刻のいずれか遅い時刻（以下この項において「予定開始時刻」という。）に遅れて公聴会に出席したときは、同条第一項の規定による通知に示された意見を述べることができる時間から実質遅刻時間（予定開始時刻から当該公述人が公聴会に出席した時刻までの時間をいう。次項において同じ。）を控除した時間を当該公述人の意見を述べることができる時間とすることができる。

5 前項に規定する場合において、実質遅刻時間が第八条第一項の規定による通知に示された意見を述べることができる時間を超えたときは、当該公述人は、第二項及び第三項の規定による意見の陳述及び質問（以下「意見の陳述等」という。）をすることができない。

6 議長は、第二項及び第三項の場合において、公述人等（公述人及び第九条の規定により出席した者をいう。以下同じ。）に対して質疑することができる。

第十一条の二 議長は、公述人等が、前条第二項及び第三項に規定する範囲を超え、若しくはその公述時間以外の時間に発言した場合（同条第一項の許可を得て、及び同条第六項の規定による質疑に

対する応答として発言する場合を除く。)又は不穏当な言動をした場合は、その発言を禁止することができる。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、著しく不穏当な言動をし、前項の規定による禁止に従わず、又は国土交通大臣若しくは都道府県知事が公聴会の秩序を維持する見地から定めた公述人等が遵守すべき事項に違反した公述人等を公聴会の会場から退場させることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項に規定する公述人等が遵守すべき事項を定めた場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 速やかにインターネットを利用して公衆の閲覧に供すること。

二 公聴会の期日において、その会場に掲示し、又は公述人等に配付すること。

第十一条の三 国土交通大臣又は都道府県知事は、公聴会における秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴につき次に掲げる処置をとることができる。

一 傍聴席に相応する数の傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴を許すこと。

二 傍聴人の被服又は所持品を検査させ、危険物その他公聴会の会場において所持するのを相当でないと料する物の持込みを禁じさせること。

三 前号に規定する処置に従わない者及び公聴会において議長の職務の執行を妨げ又は不当の行状をすることを疑うに足りる顕著な事情が認められる者の公聴会の会場への入場を禁ずること。

2 傍聴人は、公聴会の会場への入場又は退場の際し、議長又は議長補助者の指示に従わなければならない。

3 傍聴人は、公聴会の会場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 静粛を旨とし、喧騒にわたる行為をしないこと。

二 国土交通大臣又は都道府県知事が公聴会の秩序を維持する見地から定めた傍聴人が遵守すべき事項に従うこと。

4 前条第三項の規定は、国土交通大臣又は都道府県知事が前項第二号に規定する傍聴人が遵守すべき事項を定めた場合について準用する。この場合において、同条第三項第二号中「公述人等」とあるのは、「公述人等及び傍聴人」と読み替えるものとする。

5 議長又は議長補助者は、第三項の規定に違反した傍聴人に対して、その行為の中止を命じ、又は公聴会の会場から退場させることができる。

6 公述人等については、公述人にあつてはその公述時間、第九条の規定により出席した者にあつてはその答弁をしなければならないこととなる公述人の公述時間を除き、傍聴人とみなして第一項(第一号を除く。)から第三項まで及び前項の規定を適用する。

第十一条の四 議長は、次のいずれかに該当すると認める場合においては、公聴会を打ち切ることができる。

一 議長、議長補助者、第十条第六項の規定による委託を受けた者、公述人等若しくは傍聴人の身体に危害が加えられ、又はその著しいおそれがあるとき。

二 公聴会を開催する施設若しくはその設備が破壊され、損傷され、若しくはその使用を困難にする行為がされ、又はその著しいおそれがあるとき。

三 第十一条の二第二項又は前条第五項の規定による退場命令に従わない者が多数いることにより公聴会の運営が困難となつたとき。

2 議長は、前項の規定により公聴会を打ち切つたときは、公聴会が予定されていた期間中、公聴会の会場又はその付近の適当な場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

一 前項の規定により公聴会を打ち切つた旨

二 次項後段の規定により書面により意見を提出することができる旨

3 公述人は、第一項の規定により公聴会が打ち切られたときは、第十一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該打ち切りの後において意見の陳述等を行うことができない。この場合において、意見の陳述等ができないこととなつた公述人は、当該打ち切りの日の翌日から起算して七日以内に、議

長に対し、意見の陳述に代えて、その意見を書面により提出することができる。

第十二条 公聴会については、記録を作成しなければならない。

2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

- 一 案件の内容
- 二 公聴会の期日及び場所
- 三 出席した公述人等の氏名及び住所
- 四 公述人等の意見又は答弁の要旨
- 五 その他公聴会の経過に関する事項

3 前項第四号の規定にかかわらず、当該公聴会の速記録を添付することをもって同号に規定する事項の記載に代えることができる。

図 4 四国新聞記事

2008年(平成20年)6月30日(月曜日) 社 会 (20)

内海ダム再開発事業

賛成・反対17人が意見

四国地整局 公聴会終わる

四国地方整備局は二十九日、土庄町の町中 中央公民館で内海ダム(小豆島町)の再開発事業に対する公聴会を開催。約三百七十人の聴衆の前に、賛成派二組六人と反対派八組十一人が意見を出し合い、二日間にわたる公聴会を終了した。

地権者会の大橋四作会長は「先祖の土地を手放すことは心苦しいが、水害体験者として住民の生命と財産を守るために賛成した」と説明。一九七六年災害で大きな被害が出た草壁本町の永井勝也自治会総代は「寒露溪の大切さは人一倍感じている」とした上で、「これまで洪水と干ばつを繰り返して、家屋や田畑に大きな被害に遭ってきた。一日も早いダムの完成を願う」と力を込めた。

一方、反対派は▽九七年の吉田ダム完成後は断水がない▽人口減少により現状以上の上水道は不要▽逼迫した県財政の中でダム建設は無駄などと主張。

また、水源開発問題全国連絡会の遠藤保男共同代表は、県がダムの必要性の根拠とする科学的根拠を否定し「洪水対策は河川改修のみで対応できる」と強調。

さらに、これに対する県の説明に反論し、公開討論を要求。県は「これまでも議会答弁などで回答してきており、あらためて公開討論する必要はない」と答えた。

公聴会の議長を務めた四国地整局建設部は、事業認定の可否について「今回の賛成・反対の貴重な意見や、これまでに提出されている申請書などを適切に判断したい」と述べた。

どの苦情が約三十件寄せられている。発火など事故の報告はないという。

町によると、混入ガソリンを任入れた十三店は当面、ハイオクガソリンの販売だけで対応。それ以外の二店も一台当たり十リットル前後に販売量を制限している。

在庫不足を解消するため、出光興産がガソリン約四十リットル以上を緊急搬送したが、各スタンドのタンク洗浄が終わらないため、販売再開には数日かかる見込みという。



内海ダム再開発事業をめぐり、意見を出し合った公聴会。土庄町、町中央公民館

国土交通省四国地方整備局
建政部計画・建設産業課御中

公述人

山西克明、 櫛本イトエ、 白川容子、 渡辺智子、 村上久美、 鍋谷真由美、
森口達夫、 佐伯幸男、 堀本好直、 中井清子、 井本二六、 森 俊夫、
富田恒子、 川原啓平、 丸柱和久、 石井 亨、 松本宣崇、 遠藤保男、
大橋良一、 片山 孝

要請書

この度、起業者香川県並びに小豆島町によって、「二級河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事」に係る土地収用法適用事業認定申請が提出されたことは極めて遺憾なことであります。

もとより、私たちとて別当川流域が災害のない安全な河川であって欲しいという願いは人一倍強く持ち合わせております。ただ、極めて残念なことに本事業については十分に情報が開示されているとは言えません。また昨年8月25日の収用法に基づく説明会が、一人一問、再質問不許可という状態であったように説明及びそれに対する質疑応答がなされているとも言えません。

にもかかわらず、起業者は認定申請を行うに至ってしまったからです。:

その一方で、収用法の手続きの一環とはいえ、四国地方整備局の運営の下、6月27日、6月29日の両日にわたって公聴会が開かれましたことは、私たちにとって極めて有意義なことであります。四国地方整備局の進行の下、質疑が進められ、起業者に質問し答弁を得て、さらにその答弁に対して質問するという機会を初めて得ることが出来たからです。

例えば別当川本流の民家密集地帯には河川被害があまりなかったことなど疑問に思いながらも確認出来なかった香川県の認識を知ることが出来たことをはじめとして、多くのことを知ることが出来ました。

改めて、この機会を頂きましたことに心から感謝いたします。

しかしながら、公聴会も終盤に至っては起業者から「あなた方の推論は認めない」との発言があり、「それならば公開で討論をしましょう・どこがいけないのか説明を」という提案には「公開討論はしないという知事の方針」との回答しか頂けませんでした。全く今までの対応と同じです。そしてその理由は100回以上も説明会を開いているというものです。

ここで推論と指摘された部分は、基本高水流量であり、別当川河道の流下能力であり、高潮位と氾濫の関係そのものです。つまり過去の実績から何を事業の根拠とするか、この事業の根幹に他なりません。

また、例えば水道水供給実績については起業者に対して開示請求をしているにもかかわらず、3年の時間を経ても未だ開示されていません。しかたなく、香川県編さんの「香川の水道、の小豆島町水道水供給実績数字を引用していますが、これは、事業認定申請書に示された小豆島町の水道水供給実績と全く異なった数字を示しています。こうした起業者の数字と違う数字を根拠に公述することもまた推論と指摘されるかもしれません。

言うまでもなく、この度開かれた公聴会は事業認定に関する処分を行うに当たって、勘案すべき情報を聴取し、収集することが目的とされています。

報を聴取し、収集することが目的とされています。

私たちが又、被害の真相、実際の基本高水や河川流下能力、防災効果、あるいはダムによるリスク、水の需給実態など真実を知りたいと願っています。

つきましては、災害被害分析、基本高水流量、河川流下能力、潮位との関連、水源開発の必要性、費用負担、断層等、治水・利水の根幹部分、さらに事業の合理性の検証に限った上で、今日、四国地方整備局進行の下に討論形式で発言できる公聴会期日を設けていただきたく、ここにお願い申し上げます。

今更乍らに、もっと早い時期にこうした機会が実現されなかったことは残念でなりません。

随分と大きなすれ違いとなってしまう今日、賛成・反対にかかわらず感情的な発言も見受けられましたが、これらを排し原点に立ち返り事業の合理性を検証していただく場を設けていただけますよう再度お願い申し上げます。

平成20年6月18日(水曜日)



長野・戸草ダム建設中止

中部整備局方針 事業化後は管内初

長野県伊那市長谷の三峰川に国土交通省が建設する戸草ダム計画で、同省中部地方整備局は建設を中止する方針を固めた。治水対策に事業着手し、事業化されたダムの中は同整備局管内で初めて。

九八八年度に事業着手し、事業化されたダムの中は同整備局管内で初めて。

伊那市などでは建設を求めているが、今後は地元調整が焦点になる。同整備局が十六日、名古屋市内で流域委員を開き、提示した天

三峰川総合開発事業として取り組むが、長野県は田中康夫知事当時の2001年、工業用水と発電から撤退し、草ダム建設約千億円、狭い部分の掘削約四百

億、用地買収や工事用道路などで約百億円が投入された。民有地はほぼ買収済みで、同市長谷地区の四世帯が移転した。

しかし、二〇〇一年に長野県が利水から撤退を表明し、計画見直しを進めていた。

治水対策で、同整備局は川幅の拡張などに加え、狭い部分の掘削▽戸草ダム建設▽美和ダムの機能強化▽三

億八千億円とされている。美和ダム強化が過去最大の洪水への治水対策が目標。同整備局は地元の見解を聴く懇談会を十七日から開始し、今後、知事意見も求め

二つの水害訴訟

事務局

愛知県では新川決壊水害訴訟が、岐阜県では荒崎水害訴訟が関わっています。

荒崎水害訴訟は、揖斐川の支流・杭瀬川のそのまた支流である大谷川に設置されている洗堰（越流堰）が原因で常時、水害被害を受けている住民が 2002 年の洗堰越流による水害被害の補償を求めている訴訟です。この訴訟の概要については「水源連だより No.42」を参照してください。

この訴訟はそろそろ最終局面を迎えています。

水源連事務局は同訴訟の弁護団から作成・提出を依頼され意見書を取りまとめ、提出しました。意見書の趣旨は、2002年の洪水被害は洪水被害の発生する確率からして十分予測可能な状況にあったこと、それにもかかわらず洪水被害対策が取られていなかったこと、などを指摘するものです。

新川決壊水害訴訟は 2000 年の新川決壊による水害被害の補償を求める訴訟です。新川は庄内川の流下能力不足を補うことを目的に庄内川の右岸側に、江戸時代に掘削して作られた人工河川です。庄内川の洪水時にはその右岸に設けた洗堰（越流堤）からあふれさせて新川に流すようになっています。2000年の洪水ではこの洗堰から新川に流入した大量の洪水が新川の堤防決壊を引き起こし、甚大な水害をもたらしました。

この訴訟は 2003 年に名古屋地方裁判所に提訴され、今年 2008 年 3 月 14 日に棄却判決が下されました。原告団はこの 5 月 20 日に名古屋高等裁判所に控訴しています。

判決文には、判決理由の「総合判断」として、「新川洗堰を閉鎖せず新川への庄内川洪水の流入を残したまま庄内川下流の改修を行ってきた被告国の庄内川の管理が、河川管理における財政的、技術的および社会的制約の下で同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認しえないもの」とまではいえず、被告国の庄内川の河川管理には瑕疵はないというべきである」と記されています。こんな理由が通る限り、司法は行政の過失・不作為を裁くことはできません。このような司法の改革を急がなければなりません。

2008 年 3 月 14 日の中日新聞夕刊記事がこの裁判と判決について報じているので、下に引用します。

2008 年 3 月 14 日の中日新聞夕刊

河川管理に落ち度なし 東海豪雨訴訟で住民側敗訴

2000 年 9 月の東海豪雨で新川が決壊し、浸水被害を受けた名古屋市西区と愛知県の旧西枇杷島町（現清須市）の住民 37 人が、「庄内川の水を新川に分流させる堰（せき）を閉鎖せずに放置していたことが原因」として、国と愛知県に総額 1 億 4 8 0 0 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が 14 日、名古屋地裁であった。内田計一裁判長は「堰を閉鎖せずに庄内川下流の改修を優先させた国と県の河川管理に落ち度があったとはいえない」として、住民側の訴えを退けた。

原告弁護団は判決を不服として控訴する方針。

問題となったのは、庄内川の増水を新川に放流するために、堤防の一部を周囲より約 4・6メートル低くして江戸時代に造られた洗堰（あらいせき）。国は 1975 年、将来、洗堰を閉鎖すると決めたが、閉鎖前に東海豪雨が発生した。訴訟では、庄内川下流の改修を優先させた河川管理に落ち度があったかどうか争点となった。

内田裁判長はまず、新川が決壊した原因を「洗堰から大量の水が流入したため」と認定。新川の治水計画について「5年に1度の規模の水害に対応する計画にすぎず、治水上の弱さがあった。改修計画や計画の実施状況から判断して、洗堰から水が流出することで新川が決壊する危険性は相当あった」と指

摘した。

その上で、国と県の河川管理責任について、「緊急性の高い所から改修しなければならないなどの制約や、過去の水害などの事情を考慮した上で、同じ規模の河川の管理水準と比較して安全対策が十分かを判断する」との基準を示した1984年の最高裁判例（大阪・大東水害訴訟）に照らして検討した。

内田裁判長は「洗堰は庄内川の洪水調整のために造られ、過去に大規模な水害はなかった。庄内川が決壊した場合の被害は、新川の場合よりも大きいと考えられることから、庄内川下流の整備を優先させた国と県の河川管理に落ち度はない」と結論づけた。

内田裁判長は判決の中で、国が定めた庄内川の改修計画について、「庄内川と同水系の新川について定めていないなどの不備はあったが、計画自体が不合理とまではいえない」と述べた。

【東海豪雨】 2000年9月11日から12日にかけて東海地方を襲った記録的な豪雨。名古屋市では観測史上最高の1時間雨量93ミリを記録、東海3県で死者9人、負傷者90人の人的被害が出た。住宅被害も全半壊97棟など約7万棟に上った。今回の訴訟の舞台となった新川は12日午前3時半ごろ、名古屋市西区の左岸堤防が破堤、約1万1900戸が床上浸水した。名古屋市天白区野並地区の住民らが同市に損害賠償などを求めた別の東海豪雨訴訟では名古屋地裁が06年1月、「未曾有の大水害で対策は不可能だった」と棄却、最高裁で住民側敗訴が確定した。

長良川に徳山ダムの水はいらない

～ 890億円の「木曾川水系連絡導水路」は

既存施設の有効利用・河川環境改善の「良い」施設？ ～

1. 長良川に徳山ダムの水を流す「木曾川水系連絡導水路—上流分割案—」

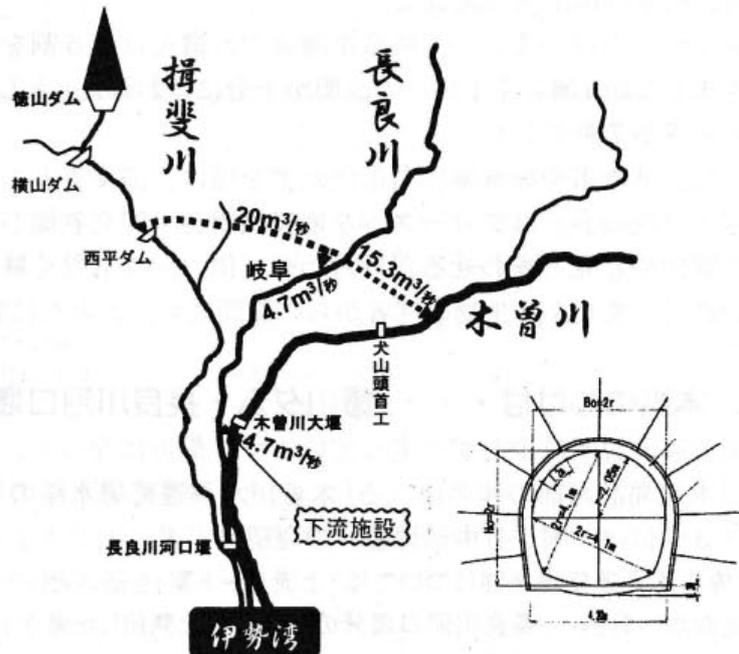
徳山ダムの大幅事業費増額問題が「決着」した 2004 年 10 月、国（中部地整）、岐阜県・愛知県・三重県・名古屋市三県一市は密室協議機関である「徳山ダムに係る導水路検討会」を作りました。徳山ダムの水を木曾川に流す導水路は、” そもそも” 徳山ダム利水者の愛知県（企業庁）及び名古屋市（上下水道局）が、企業会計で建設するべきものです。しかし、「渇水対策のための導水路」として税金（治水予算）が投入される不思議な話で進行してきました。徳山ダム建設事業審議会が開催されるただ中の 1996 年 10 月、名古屋市が返上した上水の水利権分を「渇水対策容量」（「治水」名目＝負担は税金）と位置づけて、徳山ダムの目的も大きさも目的も真剣に見直すことなく建設を強行した結果です。無駄な事業を強行したあげく、「既存施設の有効利用のためにさらに追加投資をする」（＝税金の無駄遣い＋環境悪化の追加）愚を繰り返させてはなりません。

第 6 回検討会（06 年 8 月）において揖斐川（西平ダム上流）と木曾川（犬山上流）を結び毎秒 20 m^3 を流す「上流（単独）案」が、建設費約 900 億円で三県一市は合意しました。その内容は都市用水として毎秒 4.0 m^3 （愛知県上水毎秒 2.3 m^3 、名古屋市上水同 1.0 m^3 及び工水同 0.7 m^3 ）を平常時流し、94 年のような大渇水時には木曾川の河川環境改善のために毎秒 20.0 m^3 を流そうとするものでした。水需要が減る今日、愛知・名古屋に水はもう要りません。平常時流される毎秒 4.0 m^3 もまったく要らない水です。この事業計画はアロケーションも明らかにされず議論もされないという極めて不透明なものでした。

そして 07 年 8 月の第 7 回検討会で、突然に、導水の一部（常時毎秒 0.7 m^3 、渇水時最大毎秒 4.7 m^3 ）を長良川に流し、下

流で長良川から木曾川に流す「上流分割案」へと化けました。国交省は、その理由を「10 億円のコスト縮減」「異常渇水時の長良川の河川環境保全」などと言いますが、説得力の片鱗もありません。

揖斐川、木曾川の流量がゼロとなった平成 6 年の大渇水の時も、長良川は毎秒 7 m^3 の流量を維持し、上流にダムのない川の豊かな流れを見せてくれました。長良川にダムの水を求める声は、どこ（流域住民・自治体等）からも存在しないのです。



木曾川水系連絡導水路 ～上流分割案～

2. 長良川にダムの水を流す不安と懸念

事業費の65%を占める「異常渇水対策」は、昨年策定された木曾川水系河川整備基本方針の木曾川の正常流量を基に「説明」されています。つまるところ、「木曾川河口部のヤマトシジミを守るために必要」というのです。長良川河口堰建設で長良川の本流を絶滅させた国土交通省の説明ですからあきれはてます。

ダムの水は、水温が低く藻類の繁茂した水です。長く暗い導水路を通して、水はさらに悪化します。このような水を、長良川鵜飼いの行われるすぐ上流から流そうというのです。アユをはじめ、河川生態系への悪影響が懸念されます。さらに「渇水対策」として人工的に安定的流量を保つことは、ブルーギルやブラックバスなどの外来魚にも住みやすい環境を与えることにもなります。長良川本来の生態系がより危うくなる心配があります。

長良川に徳山ダムの水を流すという「上流分割案」は、長良川の自然環境、長い歴史に育まれた文化や生活、産業などへの配慮や敬意を欠くものです。

3. 流域住民へのまともな説明がありません

この計画は市民にも議会にも説明されないでいました。私たちは、昨年12月、急速「長良川市民学習会」を立ち上げ、新聞に全面意見広告を出し、1月、3月、6月に学習会を行いました。参加者からは「こんな計画は知らなかった」「長良川がどうなるのか心配」などの声が、憤りとともに上がりました。

私たちは、岐阜市議会、県議会、岐阜県選出国會議員に

アンケートを行いました。岐阜市議会では議長以下6割を超える全会派の議員から回答を頂きましたが「議会や市民への説明が十分に行われた」とした議員はゼロ、「不十分である」との回答が7割でした。

また、岐阜市や岐阜県にも市民の声を届け、国交省とも交渉を重ねました。しかし、国交省の「説明会」はクローズドな地元説明会（国交省側が一方向的に説明する）ものと、市民に質問や意見を言わせるだけ言わせて何の回答もなく終わるといふガス抜き説明会しか行われていません。生物研究者からの質問にも、まともに答えていません。

4. 本当のわけは・・・「徳山ダム・長良川河口堰との一元的運用」！？

国交省の説明は少しずつ変わっています。最近になって、愛知県企業庁水道部と名古屋市上下水道局計画部の連名による「木曾川水系連絡導水路の利水参加について」という昨年1月23日付けの国交省中部地整への要望書が表に出てきました。

【木曾川水系連絡導水路については「上流ルート案」を基本としたうえで、一部治水分を長良川からの中流取水へ分割し、長良川河口堰分の利水取水と兼用した導水路とする】【木曾川水系連絡導水路については（中略）、徳山ダム、長良川河口堰と一元的な建設と施設管理がなされることが望ましい】…つまり長良川河口堰の水を（河口堰直上流で取水するという従来のルールを変えて）、

木曾川水系連絡導水路事業費用負担割合案

施設区分	費用	用途別	国	岐阜県	愛知県	三重県	名古屋市
上流ルート	880.0億円	治水	70.0%	30.0%			—
			402.2億円	17.0%	75.5%	7.5%	
		利水	—	—	61.0%	—	39.0%
				186.3億円		119.1億円	
下流ルート	10.0億円	治水	70.0%	30.0%			—
			6.0億円	17.0%	75.5%	7.5%	
		利水	—	—	—	—	100.0%
						1.5億円	
計	890.0億円	治水	45.9%	3.3%	14.8%	1.5%	—
			408.2億円	29.7億円	132.1億円	13.1億円	
		利水	—	—	20.9%	—	13.6%
				186.3億円		120.6億円	

※実際の費用負担額は費用全体に各負担割合を乗じて算出されるため、上表の値と異なる。

徳山ダムに係る導水路検討会第7回(07.8.22)提示のアロケーション

これから作る木曾川水系連絡導水路の「下流施設」で取水したい、だから長良川に徳山ダムの水を流したい、という「利水者としての都合」だけ考えた要求です。どうやら長良川を「用水路+貯水池」としか見ていないようです。長良川河口堰で、十分に悪影響を受けている長良川を、さらに悪化させ「用水路+貯水池」としてさらに固定化するような「木曾川水系連絡導水路-上流分割案-」を、私たちは決して容認することはできません。

5. ふるさとのかけがえのない川を次の世代に手渡すために

岐阜県知事も懸念を表明しています（「木曾川水系河川整備計画」への知事意見。3月）。【木曾川水系連絡導水路を整備する前提として、良好な河川環境に与える影響を多方面から十分調査検討し、その検討経緯及び結果を全て公開し県民に丁寧に説明されたい。また、木曾川水系連絡導水路による環境への影響が明らかになった時点で、再度岐阜県の意見を聴かれない。それまでは、工事に着手しないこと。】

しかし「決まった公共事業はなかなか止まらない」・・・私たちの苦い経験です。多くの人々から、大きな強い声を上げていかねばなりません。

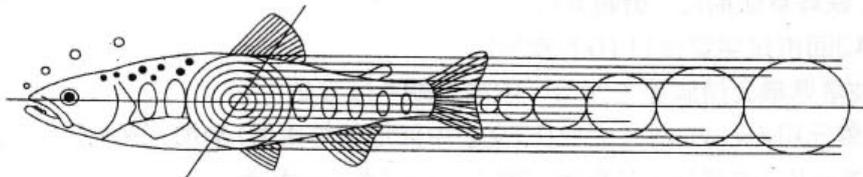
長良川の豊かな流れを私たちの手で取り戻し、次の世代に手渡すため、私たちは全力をあげます。全国の皆様のご支援、ご協力を心からお願いいたします。

長良川に徳山ダムの水はいらない 請願署名にご協力下さい。

08.07.12

長良川市民学習会 事務局

長良川市民学習会 代表 粕谷志郎(岐阜大学教授) <http://dousui.org/>
連絡先 : 武藤 仁 090-1284-1298 〒500-8211 岐阜市日野東7-11-1
郵便振替 : 番号 = 0880-7-88259 加入者名 = 粕谷志郎



ヤマトシジミからのメッセージ (山内克典 岐阜大名誉教授)

- ◆ 長良川河口堰を作り
私たちが死に追いやった人たちが
今度は私たちが助けるという名目で
導水路を建設しようとしているとは・・・
心底、不条理の極みだと思えます。
- ◆ 私たちのことを真に思うなら
河口堰のゲートを開けて下さい。
そうすれば
私たちは長良川で直ちに復活します。
- ◆ 河川環境の改善というなら
河口堰のゲートを開けて下さい。
- ヨシ原もトビハゼもベンケイガニもイトメも
多くの仲間が復活します。
アユもサツキマスも
昔の元気を取り戻します。
感潮域・汽水域の生態系が
見事に復活します。
- ◆ これ以上
長良川を苛めないで下さい。
徳山ダムの水を
長良川に流すのはやめて下さい。
多くの仲間が元気に暮らす
昔の長良川に戻して下さい。

<長良川市民学習会活動日記>

2007年

- 12月17日 第1回準備会・実行委員会
- 12月26日 岐阜市議会各派, 市長秘書室へ申し入れ, 報道各社を回る

2008年

- 1月14日 第1回河川調査
- 1月16日 朝日新聞岐阜県版に意見広告掲載 / 第1回市民学習会(160名参加)
- 1月18日 岐阜市役所交渉, 岐阜市職労へ申し入れ / 木曾川水系河川整備計画公聴会に参加
- 2月3日 意見広告を長良川旅館街中心にポスティング
- 2月12日 名古屋市会議団, 愛知県議団に要請
- 2月19日 岐阜県河川課交渉・教育委員会へ要請
- 2月24日 導水路計画現地調査
- 3月1日 議員アンケート発送(3月23日に発表。ニュース創刊号に掲載)
- 3月16日 学習会チラシを長良川旅館街中心にポスティング
- 3月23日 第2回学習会(130名参加) / ニュース創刊号発行
- 4月22日 国交省木曾川上流河川事務所へ要請行動(1回目)
- 4月24日 第4回「木曾川水系連絡導水路環境検討委員会」(国交省中部地整等主催)傍聴
徳山ダム試験放流開始(5月5日試験放流終了。徳山ダム「本格運用」開始)
- 4月29日 長良川中流域現地調査
- 5月10日 鵜飼開き(11日)にあたりアピール発表
- 5月11日 内ヶ谷ダム予定地(長良川水系亀尾島川)探索会に参加
- 5月19日 国土交通省木曾川上流河川事務所へ要請行動(2回目)
- 5月30日 岐阜市議会請願各派へ申し入れ(6月26日 不採択) / ターミナル宣伝
- 6月1日 名鉄岐阜駅前にて街頭宣伝
- 6月3日 第3回市民学習会(110名参加)
- 6月21日 岐阜県議会請願署名開始のJR岐阜駅そば宣伝
- 6月29日 木曾三川ふれあいセミナー(国交省中部地整等主催)参加 / ターミナル宣伝
- 7月12日 カヌー川下り宣伝+長良橋河原でバーベキュー大会
- 7月21日 「導水路問題」理論学習会※+鵜飼観覧

※ 07年秋に木曾川水系流域委員会への意見書として提出したものを基本とした以下の本がテキストです。一般書店に出回りにくいので購入を希望される方は長良川市民学習会 事務局か、近藤(k-yuriko@octn.jp)宛にご連絡下さい。

『水資源計画の欺瞞—木曾川水系連絡導水路計画の問題点—』 154p

著者：伊藤達也（法政大学教授） 発行所：(株)ユニテ 価格：1,500円+税

<目次> はじめに

- I. 異常洪水時の河川環境の改善の問題
- II. 新規利水(安全度向上分)の補給の問題
- III. 洪水対策容量の問題
- IV. 水系総合運用の問題
- V. 正常流量の確保問題
- VI. 国交省の回答への再批判

あとがき

07.12.6 名古屋市上下水道局の資料
名古屋会議会経済水道委員会に提出

4. 長良川河口堰の水利用

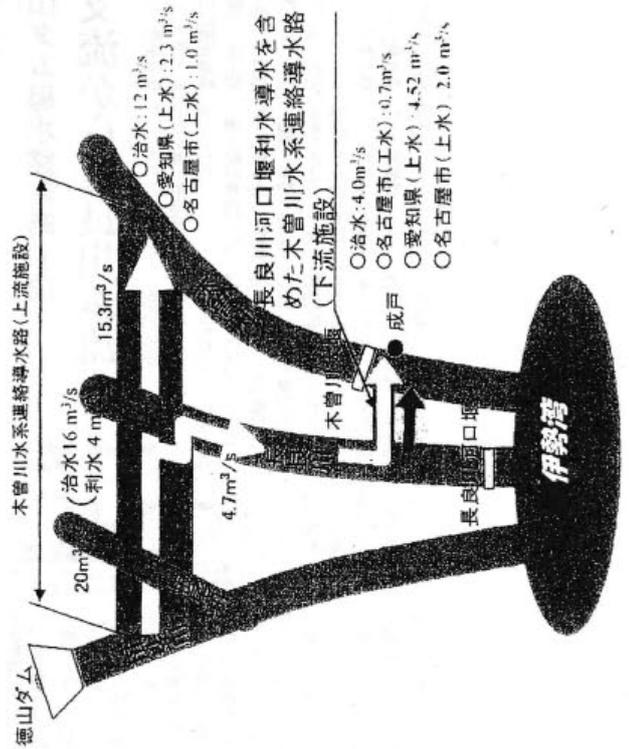
(1) 木曾川水系連絡導水路と長良川河口堰利水導水の連携

本市および愛知県は、長良川河口堰開発水量の導水に関して、木曾川水系連絡導水路下流施設と連携した導水施設（下図参照）を要望しています。

本市および愛知県が長良川河口堰の利水導水をした場合の事業費を試算すると総事業費、本市負担額は下表のとおりです。

	上流分割案	連携案 (試算値)
総事業費 (億円)	890	950
本市負担額 (億円) (補助金額を含む)	120.6 (注)	142

注) 1. 長良川が取水するため、別施設備 (4.5 (億円) が必要となる。



愛知県企業庁 & 名古屋市上下水道局の要望

平成19年1月23日
愛知県企業庁水道部
名古屋市上下水道局計画部

木曾川水系連絡導水路の利水参加について

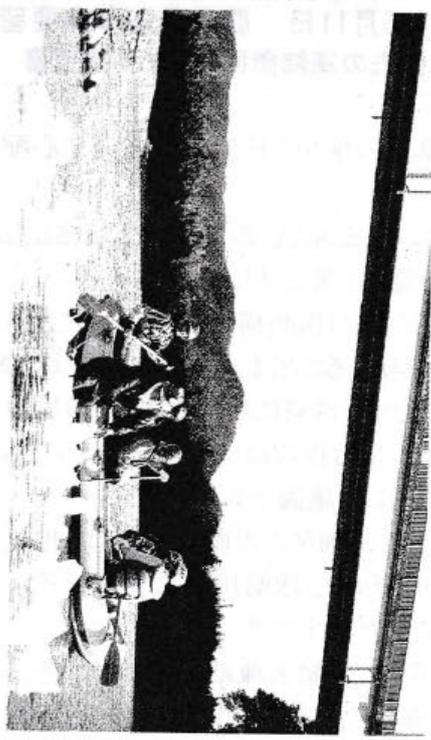
- 1 木曾川水系連絡導水路の事業化決定に当たっては、木曾川水系フルプランに於いての20年で2番目の掲水年で必要となる水道水源として位置付けられている長良川河口堰水源*の取水経路についても、見通しを明らかにする必要がある。
※ 導水量: 愛知県水道 4.52m³/s (工水から転用予定)、名古屋水道 2.00m³/s

- 2 木曾川水系連絡導水路の費用負担決定に当っては、平成16年度に示された額を踏まえて適正な利水者負担となるように調整する必要がある。
特に、水道においては、徳山ダムや長良川河口堰水源からの取水は木曾川の既存施設を有効に利用するなど、できるだけ経済的に取水導水できるようにすることが求められる。

- 3 上記2点を考慮すると、木曾川水系連絡導水路については「上流ルート案」を基本としたうえで、一部治分水を長良川からの中流取水へ分割し、長良川河口堰分の利水取水と兼用した導水路とすることを強く要望する。

- 4 上記3の木曾川水系連絡導水路については、治水と利水の目的を持った施設であり、徳山ダム、長良川河口堰と一元的な建設と施設管理がなされることが望ましいことから、水資源機構としての実施を要望する。

徳山ダム放流影響は？



○・△の水の流れを観察するため、市民学習会のメンバー、岐阜市長貞吉建で

長良川で経路初観察 岐阜

市民学習会 4キ。間調査、あす報告

県内外の市民や専門家らでつくる市民学習会「長良川に徳山ダムの水は要らない」のメンバーが十四日、岐阜市の長良川の環境を調べた。徳山ダム（揖斐川町）の水を長良川に放流する「木曾川水系連絡導水路計画」が昨年八月に公表され、少なくとも流れるとされる毎秒〇・七リットルの水がどの経路をたどるかを観察するため初めて試みた。

調査は、千鳥橋下の長良川右岸をスタート地点として、調査を提案した新井安雄さん（五十二）が岐阜市世保一は「どんな気象条件で、どのくらいの水が放流されるのか公表されてない。影響をどの区間を流れるのに約一時間十分かった。調査代表の粕谷志郎は「明らかにされた時間十分かった。調査結果は十六日午後六時半から、JR岐阜駅長良川船着き場まで、この生息地にも影響する事のハートツクスエー

岐阜市に情報開示要請

木曾川導水路 説明会も求める 反対の市民団体

徳山ダムの水を長良川などへ放流する「木曾川水系連絡導水路計画」に反対する市民らでつくる「長良川に徳山ダムの水は要らない」市民学習会実行委員会が18日、把握している情報を開示し、計画に対する姿勢を明らかにするようなどを求める要請書を岐阜市に提出した。

要請では、市民に開かれた説明会の開催や、計画の中止もしくは確保を国に要求するよう求めた。



要請書を読み上げる市民学習会実行委員会のメンバーら

後藤市市長 整備部長が「市は昨年4回、市民との懇談会を開

毎日 1/9

で開かれる市民学習会が報告される。タカが河川に及ぼす影響」と題した村上哲生・名古屋女子大教授（陸水学）の講演や「木曾川水系連絡導水路計画」の説明などもある。申し込みは不要だが、資料代五百円が必要。問い合わせは事務局の武藤仁さんへ電話090（1284）1208へ。

徳山ダム問題と徳山ダム建設中止を求める会の今

08.07.12 事務局 近藤ゆり子

徳山ダムは、08年5月5日に試験放流を終え、「本格運用」に入った。だが徳山ダムは「本格運用」しても完成はしていない（国の金詰まりによる不可思議な現象）。そして目的としていたはずの利水も「木曾川の濁水対策」も「木曾川水系連絡導水路」計画が迷走している以上、目処もつかない。中部電力（株）は、発電の権利を電源開発（株）から安値で（「私企業間の取引であり、契約内容はお答えできません」と双方の広報担当が言う）譲渡を受けたが、発電所建設の見通しは口にしない。

現実到大問題となっているのは、財政の逼迫している岐阜県が、全く使うあてのない徳山ダムの多額の水代金（水源費負担分償還／建中償還分を除き今後支払う分の元利合計は535.5億円）を払っていかねばならないことである。当面は岐阜県の一般会計から水機構に直払いをする（全国でも岐阜県だけの珍例。岐阜県では岩屋ダムでも同じことをやって償還し終わってしまった。全く懲りていないのである）。「予定」のように大垣地区に水道水など押しつけられたらタマラナイ。水源費負担分+専用施設減価償却費を賄える料金設定をした（とてつもなく高いものになるだろう）工業用水を購入する企業が現れるはずはない。

徳山ダムは、日本一の巨大な無駄&自然破壊ダムの象徴として、残り続けることであろう。

徳山ダム建設中止を求める会は「完成」するまで中止を訴えると同時に、「徳山ダムに係る」導水路問題に取り組み、同時に全国のダム・河川の問題に関わり続ける。

恒例：徳山ダムキャンプ 今年も行います 8月23-24日

<6月に当会が出した要望書等>

1. 2008年6月11日 熊本県知事宛要望書 荒瀬ダム撤去の凍結撤回を求める要望書

遠く岐阜県の地から球磨川の未来を心配しています。

「荒瀬ダム撤去凍結」の報は俄には信じられないほどの驚愕を覚えました。

ダムなどの河川横断構造物が河川に大きな環境負荷を与えることは、河川局も認めている自明のことです。将来にわたる大きな環境負荷を与えても、なお作らねばならないようなものか、全国で厳しい議論があります。

老朽化した荒瀬ダムの撤去方針は、地元住民の願いのであり、球磨川流域住民はその実現を望んでいたはずで。

貴方の突然の「撤去凍結」の理由は（熊本から新聞報道などを送って頂いていても）全く理解できません。「財政問題」を挙げられているようですが、荒瀬ダムの実害（浸水被害・振動被害・川と海の水産資源への被害・・・etc）を超える「利益」が存在すると、どういう試算をもってお

っしゃっておられるのですか？ それは十分に検証されたのですか？

「凍結しただけで撤去しないと言っているわけではない」のでしょうか？ しかし撤去の遅れは、流域住民にとっては非常な苦しみ（経済的にも精神的にも）を与えます。それは考慮されたのですか？

荒瀬ダム撤去方針に至る経緯を十分にお聴きになった様子もない、地元から「撤去凍結」の強い要望があったわけでもない・・・とにかく貴方はこの決定において、説明責任を果たされていません。

貴方は知事選において「県民総参加」と公約に掲げました。こうした地元無視・説明抜きの「突然のトップダウン決定」は、その手法において公約違反と指弾されても仕方がないのではないのでしょうか？

「夢」を実現したいのならば、まずは県民の信頼を得ることです。就任早々にこうした県民の信頼を喪う決定の仕方、これでは「夢の実現」

は不可能になります。目を覚まして下さい。

何が「もったいない」といって、川と海を痛めつけるほど「もったいない」ことはありません。

「荒瀬ダム撤去の凍結」撤回を強く求めます。

以上

2. 2008年6月25日淀川水系流域委員会への意見書&近畿地整への抗議書

意見書

～近畿地整は淀川水系流域委員会のこれまでの積み重ねを流失させるな～

激しい「逆風」と困難の中、真剣に流域住民の意見を反映させ住民の利益となる淀川水系河川整備計画を策定すべく、意見集約に向けて奮闘されている委員長をはじめとする委員各位に対し、先ず、深く敬意を表したく存じます。

1997年の河川法改正（特に16条の2を設けたこと）の背景には、木曾川水系（木曾三川）流域住民の長い長い闘いもありました。このことは、宮本博司委員長もしばしば述べられているところです。流域住民と河川管理者が「闘う」ことになってしまうのは、住民にとっても、納税者全体にとっても不幸なことです。

「川」は、人間の思い通りにはなりません。大きな恵みをもたらしてくれる「川」は、ときには厳しい試練（被害）を流域住民に課します。どのような被害をどの程度まで受容できるか？ この民主主義社会において、それを河川管理者が独善的・一方的に決めることは不可能です。

近代治水が大々的に展開される前は、各地域で（従って小流域単位で）住民が自治的に「川」に関わってきました（それ以外の選択肢は例外的にしか存在しませんでした）。人的・物的な拠出も多大なものがあり、被害も少なくはなかった…でも住民は「川」を知っていました。洪水についても、水利用についても、長く深い知識が蓄積され、被害を最小限にとどめる知恵を継承してきました。

欧米の近代治水の思考法が入るのと並行して、大型重機が使えるようになり、さまざまな技術も開発されました。沖積平野に多くの人が住み、資産を集積させ、大都市

を形成することこそが「発展・進歩」だという価値観のみを採用するなら、それは「素晴らしい」ことです。しかし、今となっては「開発＝発展・進歩」の図式を、何の留保もなく無批判・無修正で賞賛する時代錯誤は通用しません。

近代技術を駆使した大規模な河川改修は、流域住民の「自治」の範囲を超えます。「24時間365日、河川のことを考えているのは、我々河川管理者だ！」（＝1996.7.11竹村公太郎氏）という驕り高ぶった発言にも、一定の根拠があったと言えるかもしれません。しかし、人為的に「川」を制御することの限界もはっきりしてきました。特に河川生態系という「複雑系」に関しては、まだ人知は及んでいません（「unknownなこと」が多すぎます）。

1997年の河川法改正は、「治水」「水利用」（以下、「治水」に「水利用」をも含めて述べていきます。一体のものであると思えますので）に流域住民の伝統的な知恵をも活かそうとしたのだ、と私は考えています。流域住民の伝統的な知恵をも活かすことは、今と未来を見据えればこそ、非常に理に適った考え方です。

また、厳しい財政的・技術的・社会的制約が存在する中、何かしらの「我慢」（いくらかの被害の受容）が流域住民に求められています。そうであればこそ、丁寧な合意形成を図る以外に「治水事業」はありえません。

「治水は果てることのない事業なのである」（水害訴訟のおける被告－河川管理者・国土交通大臣－準備書面より）

「治水事業」についての合意形成のあり方は、各地域で多様であって良いでしょう。淀川水系流域委員会は、河川法第16条の

2第3項の趣旨で設置された「有識者・学識者」の委員会だそうです。流域で暮らす生活者もまた「有識者」です。そして一般からの意見をたくさん聴くことは、丁寧な合意形成には欠かせません。

淀川水系流域委員会は、人為の限界や生態系の複雑さをも知ってしまった私たちにとっての「これからの治水事業のあり方の決定方法」に関して、希望を点し続けてきました。

残念ながら、1997年河川法改正に重要な位置を持つ木曾川水系では、河川法第16条の2の趣旨とは、およそかけ離れた河川整備計画策定の手法が強行されました。木曾川水系河川整備計画原案の住民意見聴取（河川法第16条の2第4項）が締めきられてから、「長良川に徳山ダムの水を流す木曾川水系連絡導水路はNO!」という声が一気に広がってきたのは、皮肉なことです。河川管理者は、長良川河口堰及び徳山ダムで提起された問題とその解決方法（私たちは様々な手段を用いて提示し続けてきました）を、理解しようとしなかったかあるいは理解できなかった（その両方？）ようです。

設置者である近畿地方整備局が、淀川水系流域委員会の意向・意見を無視し、「河川管理者が決める!」と突っ張るのであれば、長い時間と経費をかけた淀川水系流域委員会は一体何だったのでしょうか?

全国の河川流域住民に、河川管理者に対する不信感を植え付けて、全国の河川の「治水事業」が進むはずがありません。近畿地方整備局（長）は、淀川水系流域委員会のこれまでの積み重ねを流失させないで下さい。

今般の近畿地方整備局による一方的な「淀川水系河川整備計画案」提示は、誰にとっても益することはありません。今回の誤った判断を撤回し、淀川水系流域委員会の意見取り纏めを待ち、その意見を十分に配慮・反映した淀川水系河川整備計画案を再提示されることを、近畿地方整備局（長）に

強く要求したいと思います。

淀川水系流域委員会委員各位におかれましては、この困難な中、毅然として本来の役割—淀川水系流域委員会の長く緻密な議論を踏まえた淀川水系河川整備計画原案への意見取り纏め—を果たされることをことを、切にお願いいたします。

以下に、24日に近畿地方整備局長宛に送付した抗議書をご紹介します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1997年河川法改正を「水に流す」近畿地整に抗議する
～人と川の間を再構築するべき
ときに、何ということをも～
抗議書

近畿地方整備局長 布村明彦様
徳山ダム建設中止を求める会（代表：上田武夫）

6月20日、近畿地方整備局は、淀川水系流域委員会が最終的な意見を出すのを待つことなく「見切り発車」で河川整備計画案を発表しました。強い憤りをもって抗議します。

昨年8月9日に開催された第三次委員会の初回委員会において、委員会の「原案」に対する最終意見提示前に「整備計画案」を策定し、関係府県へ提示すること、いわゆる「見切り発車」はしないよう整備局に申し入れ、同局から「見切り発車はしない」との回答を得ました。また5月13日に開催された第78回委員会および6月18日の近畿地方整備局長との会談において、重ねて「見切り発車」はしないでいただきたいと強く申し入れました。（6月20日委員長声明より）

こういう経過がありながら、近畿地方整備局は一方的に「見切り発車」をしました。河川問題に関わりながら、1997年の河川法改正に積極的意義を見いだしたいと願い、

淀川水系流域委員会を見つめてきた者（グループ）として、非常に残念であり、一種の哀しみさえ感じます。

1997年の河川法改正（特に16条の2を設けたこと）には、木曾川水系（木曾三川）流域住民の長い長い闘いも反映されていました。川が形成した沖積平野において、良きにつけ悪しきにつけ「川」に依拠して、私たち木曾三川流域住民は暮らしてきました。本来、河川管理者も流域住民も川を大切に思い、川を慈しむ気持ちは同じはずです。だから河川管理者に対して、流域住民が「闘い」を行わねばならないのは、双方にとって大変不幸なことです。この不幸を反省して、1997年河川法改正はあった、と私たちは理解しています（私たちの勝手な思い込みではなく、ほぼそういう内容の説明が、当時から河川管理者側からありました）。

淀川水系流域委員会は、河川法16条の2第3項「河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」に対応するものとして設置されたはずですが、今、淀川水系流域委員会が、まさに最も重要な役割である「河川整備計画の案を作成しようとする」場合に当たっての意見を出す（河川整備計画原案について意見を纏める）このときに、「流域委員会が最終的な意見を待たずに河川整備計画案を出す＝見切り発車する」のであれば、淀川水系流域委員会は一体何だったのでしょうか？ 単なる時間とお金の無駄遣いだったのですか？

淀川水系流域委員会設置者である近畿地方整備局の責任者としての布村局長の責任は極めて重い。万死に値すると言っても過言ではありません。

淀川水系流域委員会の長い取り組みの一切を蹂躪する今回の「見切り発車の河川整備計画案提示」は、河川流域住民の思い対する冒瀆であり、河川行政をより良いもの

にしようとしてきた河川局の諸先輩と現役職員に対する侮辱でもあります。

川は、河川管理者の所有物ではなく、流域住民すべてのものです。治水にはお金がかかります。だから納税者全部に関係する事柄です。さまざまな意見を多方面から聴くことは河川の計画を立案していく上で欠かせません。

現に深刻な水害被害を繰り返し受けている地域や、脆弱な堤防に脅かされている地域が存在します。すぐに計画規模洪水に対応する洪水調節施設・計画河道が完成するはずもなく、計画規模を超える超過洪水は必ず発生します。財政的・技術的・社会的制約があればこそ、どういう場合にどのような規模の被害まで受容できるのか、学識者による十分な検討の上で流域住民の理解が得られなければ、「治水」とは言えないのです。

淀川水系流域委員会は、一般的に「学識者」と呼ばれる人々の他に、意識の高い流域住民を加え、さらに一般からの意見をさまざまな方法で聴取することで、流域住民の多くの意見を反映させ、同時に流域全体の川への意識を高めました。流域住民の意識こそが1997年河川法改正の意義を活かし、本当の意味での「治水」を実現できるのです。その意味で、淀川水系流域委員会が果たした役割は、深く大きなものでした。

明治河川法制定以来、川は流域住民から遠くなってしまいました。大規模な予算と大規模事業によって、確かに洪水被害度は減じたようです。しかし同時に川の自然が喪われ、まるで単なる用水路のようになってしまいました。住民の川への意識が遠くなることで、却って災害も頻発するようなことも生じてきました。人間が自然を制御しきれないはずもない、という当たり前のことが、ようやく再び常識になってきました。

今こそ人と川の関係を再構築するべきときです。だから流域住民と河川管理者の信頼関係の構築、協働が不可欠です。

この大事なときの今般の近畿地方整備局の「淀川水系流域委員会無視」の河川整備計画案提示は、全国の河川流域住民の、河川管理者への不信感を広げることにはなりません。これでは、治水事業はますます遅延するでしょう。人と川の関係性を再構築への可能性を潰すでしょう。近畿地方整備局の責任は極めて重大です。

今回の「見切り発車」に抗議するとともに、淀川水系流域委員会の最終的な意見を聴き、それを十分配慮・反映した淀川水系河川整備計画案を再提示されることを要求します。

以上

3. 2008年6月27日 農水大臣への要請書

佐賀地裁の判決を受け入れ、控訴しないで
下さい

～一刻も早くゲートを開放してください～

要 請 書

本日（27日）の佐賀地裁の判決の報に接し、いてもたってもいられない気持ちでいます。

1997年4月14日、諫早湾干拓事業における潮受け堤防の「ギロチン」を、強い衝撃と深い哀しみをもって受けとめました。すでに長良川河口堰が「本格運用」され、長良川環境は目に見えて悪化していました。木曾川水系（木曾三川）流域住民として、これ以上、河川環境の悪化（このことは海を殺すことに直結する）を看過することはできません。

私たちが、揖斐川最上流部の6億6000万立方メートルの貯水量をもつ徳山ダム（何の「御利益」もない！）建設中止を求めて活動を開始して、一年半経ったときのことで。

今年の5月5日に徳山ダムも「本格運用」となり、揖斐川が、そして伊勢湾が、今よりもっと酷いことになっていきます。あまつさえ、長良川に徳山ダムの水を流すなどという「正気の沙汰とは思えない」計画まで強行されようとしています。生物多様性COP10開催が決まった名古屋にも深い関係のある木曾川水系で、です。

山（森）－川－海は繋がっています。分断すれば、流域の豊かな生態系が壊れるだけでなく、海が死んでいきます。海を「ギロチン遮断」すれば、豊かな漁場が消失してしまうことは、誰でもわかる道理です。特に諫早湾－有明海の海のあり方からすれば、その影

響は計り知れないほどの大きさであることは、素人目にも明らかです。「因果関係はない」と本気で主張されるなら、きちんと調査を行い、「因果関係がない」ことを証明してみてください（証明できないと思いますが）。「立証妨害」とまで裁判所に断罪された頑なな姿勢を改めて下さい。

報道では以下のようなようです。

判決理由で神山隆一裁判長は「有明海の漁業被害と堤防閉め切りの因果関係はデータは不足しており認めるのは困難だが、諫早湾内とその近くの漁場については相当程度の立証がされている」と認定。「中・長期の開門調査に国が応じないのは、原告が主張する被害の立証を妨害するものと言わざるをえない」と厳しく非難した。（共同通信）

水産業にも責任をもつ農水省です。裁判所も認めた漁民の願いを聴いて下さい。控訴することで開門を遅らせないで下さい。窒息しつつある諫早湾は、一刻も早くもとに戻さなければ、本当に死んでしまいます（不可逆的なダメージとなってしまふ）。かけがえのない海を、自然を、自然の恵みとともにある文化を、理屈にもならない理屈で奪う権利は、誰にもありません。

判決で農水省に対して「準備に必要な3年間は開門を猶予を与えた」とはいえ、準備を早く進め、早く開門することを否定しているものではありません。

農林水産大臣として、控訴しない、という英断をして下さい。

一刻も早い開門を実現して下さい。

以上

転載

会報 かわうそ 42号より

[発行責任者]

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会

会長 緒方俊一郎 熊本県人吉市九日町36-3F
2008年7月7日発行 TEL/FAX0966-24-9929

●8月3日は人吉カルチャーパレスへ!!

川辺川ダムはいらん！～荒瀬ダムを撤去し清流を未来へ～

計画発表から42年目を迎えた川辺川ダム事業。ダム建設の「目的」だった農業利水、発電の事業者が昨年、相次いで撤退を表明。残るダム建設の「目的」は治水だけとなりましたが、球磨川流域で近年の記録的な豪雨で浸水したのは、改修が完成していない地区ばかりです。

また、球磨川流域で浸水被害にあわれた方々に聞き取り調査した結果を見ても、ダム以外の治水対策を求められている方が67戸で、治水対策に川辺川ダム建設を望まれる方は、わずか2戸でした。

さらには、最近の世論調査を見ても、川辺川ダム反対が賛成を大きく上回っています。特に熊本日日新聞の調査(3月17日付)では、地元球磨人吉が最も反対が多く、68.5%にも上っています。川辺川ダムに対する民意は明らかです。

そのような中、3月の県知事選挙で当選した蒲島郁夫氏は、川辺川ダムの是非を判断するために「有識者会議」を設置し、9月議会で川辺川ダムに対する態度を明らかにするとしています。また、川辺川ダムに「中立」姿勢の田中信孝・人吉市長も、8月中旬に態度を明らかにするといっています。

そこで、「川辺川ダムも荒瀬ダムもいらん！」という流域住民の声を人吉市長と県知事に届けるために、8月3日に流域住民大集会を開きます。皆様、人吉カルチャーパレスに是非お集まりください。

●手渡す会・2008年1月～6月の出来事

08. 3. 17 熊本日日新聞の世論調査で、県民の58.4%が川辺川ダム反対。賛成16.6%。地元の球磨人吉では、ダム反対が68.5%。
3. 23 熊本県知事選挙で、蒲島郁夫氏が当選。
4. 29 ブックレット「ダムは水害をひきおこす」出版記念集会(相良体育館200名参加)。→
4. 30 蒲島郁夫知事が川辺川ダムの是非を判断する



ために設置した「有識者会議」のメンバー9氏を発表。

5. 15 川辺川ダム有識者会議の第1回会合。「流域住民や水害被災者の意思を真摯に受け入れること」などを求める要望書を提出。
5. 18 球磨川漁協の総代選挙で川辺川ダム反対派、3分の1以上を確保。
5. 23 人吉市の川辺川ダム公聴会が終了。ダム反対意見が圧倒的多数。
5. 30 川辺川ダム有識者会議の第2回会合。「住民が考えた治水代替案について住民に説明させること」などを求める要望書を提出。

6. 4 蒲島郁夫知事が、荒瀬ダムの撤去「凍結」を唐突に表明。
6. 5 荒瀬ダムの撤去「凍結」に対し、蒲島知事に抗議文を提出。
6. 10 荒瀬ダムの撤去「凍結」に対し、蒲島知事に公開質問状を提出。
6. 10 川辺川ダム有識者会議の第3回会合。新たな治水対策に言及。
6. 18 相良村議会が「ダムによらない治水に関する意見書」を可決。
19日には横山良継議長ら議員7名が県に同意見書を提出。
6. 23 「荒瀬ダム撤去を実現する県民ネットワーク」が県庁近くで集会（150名参加）。代表者ら30名が蒲島知事に抗議。
6. 27 川辺川ダム有識者会議の第4回会合。

●相良村議会「ダムによらない治水 を求める意見書」を可決！

川辺川ダム建設予定地のある相良村の村議会は6月18日、蒲島郁夫知事あての「ダムによらない治水に関する意見書」を可決しました。意見書は、9月までに川辺川ダムの是非を判断する意向の知事に、地元議会の意見をくみ取ることも求めています。

意見書は「清流川辺川を未来へ引き渡していくのは村民の責務」と指摘した上で、市民団体が同村などで実施した治水対策の聞き取り調査を引用。「水害被災者のほとんどが堤防のかさ上げやたい積土砂除去、宅地移転などダム以外の治水方法を求めるものだった」と指摘。「議会としてもこの結果は、相良村民の民意を示したものと考えている。ダム建設について判断する際には、村議会の意見もくみ取ってほしい」としています。

●人吉市の川辺川ダム公聴会、ダム反対意見がほとんど！

田中信孝・人吉市長が川辺川ダム建設の賛否を決めるための判断材料とする公聴会が、5月22日と23日に人吉カルチャーパレスで開かれました。

ダム建設賛成意見を聴いた22日の参加者は延べ54人、発言は7件（賛成意見はわずかに1件）。反対意見を聴いた23日の参加者は延べ209人、発言は48件（うち反対意見は47件）でした。

水害被害者による「市房ダムができて水害がひどくなった。川辺川ダムも不要だ」という意見や「きれいな球磨川があってこそ人吉の観光は成り立つ」「アユがいる球磨川・川辺川を残したい」「農林業を盛んにして森林の保水能力を高めるべきだ」「国も県も財政難。税金で巨大公共事業をする余裕はない」など、ダム建設による水質や環境の悪化を懸念する声が多く出ました。

反対意見が圧倒的多数を占めたことに、田中市長は「人数は関係ない」と強調。発言内容や各種データなどを参考にした上で、8月中旬までにダム計画の是非を判断する方針といいます。

●蒲島知事は、荒瀬ダム撤去「凍結」を撤回せよ！

蒲島知事は、県営荒瀬ダムの撤去方針を凍結すると、唐突に発表しました。「県財政再建」「温暖化対策」を理由に上げていますが、ちょっと待っていただきたい。

まず、荒瀬ダム撤去は、ダムによる水害被害や河川環境の破壊などを受けてきた流域住民が、求め続けた結果だということです。住民の思いや現在に至る長い経緯を、着任して2ヶ月の知事は認識しているのでしょうか。

荒瀬ダムを撤去すれば、球磨川の河川環境が今より飛躍的によくなることは、荒瀬ダムがゲートを全開したときの球磨川を見ても明らかです。球磨川と八代海の漁業や観光も繁栄し、財政から考えても有形無形で大きな公益を県民にもたらすはずで、それとは反対に荒瀬ダムを継続すれば、今後もダムの維持管理費、ダムにたまった土砂やヘドロの撤去、ダム湖周辺の護岸や道路の補修などが、ダムが存在する限り必要となります。ダムが寿命を迎える日には、当然撤去費用も必要です。

ダムが環境や生態系に甚大な打撃を与えることは、世界的にも常識となっています。広大な森林を水没させ、川の流れを分断し、湖底にヘドロを堆積させるなど、クリーンエネルギーとはとても言えません。知事は表明を撤回すべきです。

●**編集後記** 昨年5月から、球磨川流域の12市町村など計53会場で開催された、国土交通省の「川づくり報告会」に、約1400名の流域住民が参加しました。私たちも、ほとんどの会場で参加・傍聴したのですが、参加した住民から、川辺川ダム建設を望む意見は全くと言ってよいほど出ませんでした。国土交通省・八代河川国道事務所のホームページに公開された発言記録を見ても、河川改修などすぐにできる治水対策を求める声がほとんどで、全発言数887件のうち「治水のために川辺川ダムが必要」との発言はわずか4件でした。川のそばに住んでいる者が、川の怖さも知っているし、川の恵みも理解しています。その住民の意見を取り入れれば、より効果的な治水対策が安く、そして早く実現できるはずで、国土交通省は、今こそ住民の声に耳を傾けるべきです。(N.O.)

熊本日々新聞世論調査(3月17日付)

●川辺川ダム有識者会議の現地視察

(文責、写真・緒方紀郎)

川辺川ダム建設の是非を判断するため、蒲島郁夫・熊本県知事は5月に「川辺川ダム事業に関する有識者会議」を設置しました。その、有識者会議による球磨川流域の現地視察が7月12日、13日に行われましたので、同行しました。

金本良嗣座長ら委員8人が視察したのは、八代市萩原堤防や芦北町漆口地区、球磨村一勝地地区、人吉市街地、相良村の川辺川ダム建設予定地、球磨川本流上流の市房ダムなど、流域の計12カ所です。いずれの視察地点でも、熊本県がこれまでの国土交通省と住民側、双方の主張を委員らに説明しました。

五木村では、村長らがダム計画前に比べ、人口が4分の1に減った現状を説明。「ダムに頼らず観光振興などを進めないと村はつぶれてしまう」と訴えました。

2日目には、人吉市の熊本県球磨地域振興局で第5回会合を開き、流城市町村長やダム反対の住民団体代表の意見を聞きました。

有識者会議は、8月中には知事報告に向けた意見の整理を行い、蒲島知事は9月議会で川辺川ダムに対する態度を明らかにするとしています。



※7月14日、有識者会議アドバイザー デリック・ブラウン氏が「ダム必要」との記者会見を行ったことについての抗議文を18日県知事宛てに提出しました。51Pに掲載

=2008/07/13 付 西日本新聞朝刊=

川辺川ダム 有識者会議が現地調査 推進、反対両派が意見

川辺川ダム建設の是非を判断する「有識者会議」が球磨川流域に初めて足を踏み入れた12日の現地視察では、建設推進派の首長や反対派の住民らが委員を待ち受け、それぞれの主張を訴えた。

国が洪水の危険性を指摘する八代市の萩原堤防では、ダム反対派の「美しい球磨川を守る市民の会」の出水晃代表ら10人が「直訴」と書かれた紙を掲げて待機。当初は住民側と委員の接触は予定されていなかったが、委員側が意見を求め、出水代表らは「40年前に比べ、川幅は広がっている。堆積（たいせき）土砂を除去すれば、川の流量はまだ増える。堤防で治水は可能。ダムは必要ない」と訴えた。相良村の川辺川ダム建設予定地や人吉市街地の水害発生地でも反対派住民が待ち受け、県側の説明を見守った。

一方、球磨村の水害発生地の視察では、川辺川ダム建設促進協議会会長の柳詰恒雄同村長の姿も。中心部が水没する五木村では和田拓也村長がパネルを使い、村の人口が最盛期の4分の1になったこと、観光振興で村再生を目指す方針などを説明。その後の村役場での意見交換会で、和田村長は「大型観光バスの通る道や橋が整備されていない。ダム建設は国が言い出したこと。ダム事業を推進することで、国に整備してもらいたい」と訴えた。

=NHK熊本 =

有識者会議現地調査2日目

川辺川ダムの建設の是非を判断するため熊本県の蒲島知事が設置した有識者会議は12日に続いて現地視察を行い、ダムの推進派、反対派双方から意見聴取を行いました。有識者会議の現地視察2日目は、8人の委員とオランダ人のアドバイザーが参加し、人吉市の球磨地域振興局でダム建設の推進派、反対派双方からの意見聴取にのぞみました。推進派は「川辺川ダム建設促進協議会」の会長をつとめる球磨村の柳詰恒雄村長が意見を述べ、「大雨や台風などで流域はたびたび水害に見舞われてきた」、「水害から球磨川流域を守るのはダム建設しかない」として川辺川ダムの必要性を主張しました。

一方、反対派は住民グループのメンバーの木本雅巳さんが意見を述べ、「県民の多くは川辺川ダムの建設は必要ないと考えている」、「流域の治水対策は川にたまった土砂の除去や家屋のかさ上げ、堤防の強化などで対応できる」としてダムは不要と訴えました。会議の座長をつとめる東京大学公共政策大学院の金本良嗣院長は「いろんな立場の意見を直接聞き参考になった。水害のリスクをどのように調整するかはこれから議論をつめたい」と話しています。

2008年7月18日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

代表 中島 康 (連絡先: TEL090-2505-3880)

美しい球磨川を守る市民の会

代表 出水 晃

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会

会長 緒方 俊一郎

川辺川利水訴訟原告団

団長 茂吉 隆典

球磨川大水害体験者の会

会長 堀尾 芳人

川辺川・球磨川を守る漁民有志の会

代表 吉村 勝徳

やっしろ川漁師組合

組合長 毛利 正二

下球磨・芦北川漁師組合

組合長 小鶴 隆一郎

球磨川中流域水害被災者の会

代表 緒方 雅子

水源開発問題全国連絡会

共同代表 嶋津 暉之・遠藤 保男

やまंतरろのかわんたろの会

代表 右田 いくみ

第5回有識者会議について（抗議ならびに要望）

1) ブラウン氏の選出と発言内容について

オランダ人アドバイザー ディック・デ・ブラウン氏は14日県庁で会見し、「人吉市の人々が流域に住み続けたいと考えるならばダムは必要。従来計画の場所、規模のダムが最適だ」さらに、河床掘削や川幅の拡大という手法について「地下水や河川を生かした活動への影響を生じたり、市街地の移転を伴うため難しい」と否定的な考えを示した旨の発言をしています。

そもそもブラウン氏が有識者会議のアドバイザーであるのならば、有識者会議の求めに応じて助言をすることが、その役割を果たすことです。有識者会議がダムについての見解を出すことを求められているのに、このブラウン氏の会見による発言内容は越権行為と言わざるをえません。とりわけ有識者会議は、現在も審議中です。そのような状況において、アドバイザーが会見を行うことは有識者会議を形骸化させるものに他ありません。知事がブラウン氏の記者会見を許した事は、自らが設置した有識者会議の意義を否定するものであり、知事の見識が問われます。

また、ダムを受け入れなくては流域に生活することができないという同氏の発言に対して、流域の人々の間には驚愕と怒りの渦が巻き起こっています。人吉、球磨地域には先史以来人間が流域に住み続けており、しかも流域の人々の大半がダム建設を望んでいないことは周知の事実であります。80年に一度の洪水の規模について氏がどのような認識を持たれたのか、私たち住民には理解できません。

また代替案の手法に関する発言は、国交省が2000年以前の事業計画説明書に掲載した内容から一步も出ておりません。さらに、住民側が示した総合的な治水案への言及は一切なされていません。

さらに「80年に一回の洪水を基準に議論しているが、世界では200年、1000年が基準だ。洪水のリスクが過小評価されているのではないか」という発言にいたっては、ダムの寿命と現地でのダムによる治水の限界に関して全く理解ができていないと断じざるを得ません。1～2日の現地見学、及び有識者会議での今後の議論も見極めない中での氏の発言は無責任極まりなく、最初から結論ありきであったとしか言いようがありません。

このような地域住民の意思を無視し、現地の実態を認識していないブラウン氏の発言に厳重に抗議するとともに、このようなアドバイザーを選任した知事に、以下の点に対して回答を求めます。

- ①有識者会議を形骸化させてしまうブラウン氏の会見をなぜ許したのか。
- ②知事は、有識者会議に対しては判断を求めないと言われていましたが、今回、ブラウン氏が有識者会議の半ばで判断されたという事実をどう受け止めておられるのか。
- ③県は、これまでの住民討論集会や有識者会議における住民側の資料・意見書を訳し送付を行うとか、十分な説明を行うなど、正確な情報を与えてきたのか。その役割は誰が責任を持って行ってきたのか説明いただきたい。
- ④中立性を担保できる外国人の専門家として、知事が同氏をアドバイザーとして起用したといわれているが、同氏が中立性を担保できると判断した根拠について説明していただきたい
- ⑤ブラウン氏が世界銀行の技術者であるということについて知事は承知しておられたのか、また同氏のこれまでのダムに関する業績についての認識を伺いたい。

2) 既存ダムが環境に与えた影響について検証を行うべき

蒲島知事は、荒瀬ダムと川辺川ダムは別の問題であるとして、有識者会議に荒瀬ダムの資料を提供しようとしません。また、金本座長は第4回会議後の記者会見等で荒瀬ダムについて問われると「議論の前提となる資料がなかった」旨答えられています。

しかしながら、熊本県はダムの治水効果を主張するためには、市房ダムの治水効果を独自で検証し、そのデータを有識者会議に積極的に提供し説明しています。また、第5回有識者会議においても荒瀬ダムのパンフレットを配布しています。都合のよい場合だけ既存ダムのデータを提供するというのは、客観的・総合的な判断を歪めるものです。

川辺川ダムを環境の視点で検証するにあたって、同一水系にある既存ダムが、建設後どのよ

うな影響を与えてきたかを検証は不可欠であり、避けて通れないものです。既存ダム建設後の環境の変化について、現場の意見を踏まえ広い視点で議論ができるよう、熊本県は有識者会議に対して、既存ダムに関する資料提供・意見聴取の場の設定を行うべきです。

- ①次回の有識者会議に荒瀬ダムの資料を提供されることを確約していただきたい。
- ②もしもその意思をお持ちでないのならその理由を明確に説明していただきたい。

3) 熊本県の事務局の運営に関して

現地調査は単に過去の洪水の状況を把握するためのものではなく、流域住民の洪水に対する考えと求める治水の方法を調査することが課せられた課題です。しかるに現地調査における事務局の説明では、各地点での問題点や河川環境の変化、流下能力の実態、地域住民の意向に対する説明が不十分であり、特に住民側がこれまでに討論集会や意見書で指摘している点の説明は不十分であり、あるいはおざなりであったといえます。さらに意見聴取は会場で一括して 30 分程度の時間しか与えられておらず、このような不十分な説明と限られた時間内では、有識者委員が流域の実態を正確に把握し、流域住民のダム反対の意思を確認するのは困難です。

また、今回の現地調査においての説明ポイントは治水に関係する地点ばかりでした。流域の治水対策を考えるに当たっては、環境への配慮が欠かせないことは河川法で定められた通りです。環境については、第 4 回有識者会議においても説明が不十分であったため、有識者会議の委員の方々がこの流域の環境について十分に理解されているとは到底思えません。

- ①現地で流域住民の発言を許可しなかった理由について伺いたい。
- ②今回の時間配分が公平であると判断されるのか。
- ③今後の有識者会議で環境の議論を深めるために、県としてどう対処しようと考えているのか。

●川辺川第一ダムが決壊！

(文責、写真・緒方紀郎)

球磨郡五木村板木地区にある九州電力の川辺川第一ダム（通称・板木ダム）が6月下旬の大雨により一部決壊しました。板木ダムは、堤長71.5m、高さ11.5m。1937（昭和12）年に造られた発電専用のコンクリート重力式ダム。1.7km下流の川辺川第一発電所に送水して発電しています。最大出力2500キロワット。

決壊したのはダムの右岸側で、近くの山の斜面も崩れています。川の水は決壊した部分を流れ出し、取水できない状態です。また、決壊していない部分も傾くなど、修復は不可能です。

板木ダムは、川辺川ダムが建設された場合の水没予定地内にあります。国道445号線から、決壊したダムが一望に見えます。現場に向かう道路への一般車両の出入りは全て止められています。ダムが決壊した現場を見せたくないのでしょうか。現場では作業員らが、ダム撤去に向けた準備工事を始めている様子です。これから老朽化を迎える日本全国の無数のダムの末路を現しているように見えてなりません。





東京地裁 証人尋問、満員御礼!

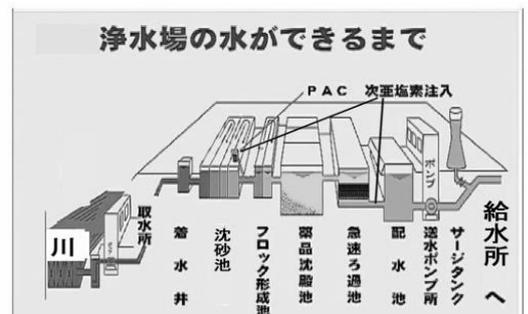
-次回は7月30日-

6月20日1時半過ぎの東京地方裁判所の大法廷。原告席も傍聴席も人で埋まる中、3人の証人の宣誓の音が響いた。1都5県で展開されるハッ場ダム住民訴訟の最初の証人尋問のスタートである。

第一の原告側証人は、ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会代表の嶋津暉之さん。経歴を確認する中で、「東京都環境科学研究所に勤め、無駄なダム建設を止めるために、工業用水の節水を研究、提言して来たが、需要が減っても、結局、都はダム建設を止める気はないということがわかった」と、深い怒りをこめて陳述した。それから、西島 和弁護士のもの柔らかな問いかけにより、嶋津さんの理路整然とした力強い証言が引き出されていく。水需要予測が過大であること、一方、保有水源を過小評価していること。今も日常的に使用している多摩の地下水39万m³/日等をカウントせずに、ハッ場ダムに約50万m³/日の水源を求めるのは間違い、首都圏で地下水をカウントしていないのは、最も地盤沈下の少ない東京都だけ、浄水場のロス率を過大に見ることにより保有水源を圧縮するからくりがある。原告側の証言は、裁判官の斜め後の壁にパワーポイントのスライドを大写しにして進められ、大変わかりやすかったと思う。

さて、被告側の反対尋問は、よく意図の分からない、半分時間稼ぎのような質問がだらだら続き、嶋津さんに小気味よく打ち返されていった。

次の証人は、嶋津さんとともに水源開発問題全国連絡会の共同代表を務める遠藤保男さん。長年、東京都水道局の現場を歩いて来た経験から、「東京都は地下水源を放棄する政策に固執し(多摩地区全域)、汚濁した水源への抜本的対策を講じずに使用中止を続け(玉川浄水場)、取水施設の改修を保留する(砧浄水場)など、自前の保有水源の最大限の保全と活用を怠っているが、それはハッ場ダムに参画したいがためである」と断言した。衝撃的だったのは、真夏になると職場で「そろそろ X デーかな」という会話が交わされたという証言。X デーの前日、給水所を空に近くしておき、



＝ 6 都県の証人尋問の日程 ＝

7月15日(火)	10:00~17:00	水戸	嶋津暉之(利水)、河崎和明(国交省/治水)、早乙女秀男(茨城県/治水)
7月29日(火)	10:00~17:00	水戸	大熊孝(治水)、柏村忠志(土浦市議・原告団長/利水)、根本雅博(茨城県/利水)、仙波操(茨城県/利水)
7月30日(水)	13:30~17:00	東京	大熊孝(治水)
8月26日(火)		千葉	証人は未定
9月5日(金)	13:30~17:00	前橋	花輪伸一(WWF/環境)、奥西一夫(京大名誉教授/地すべり)、坂巻幸雄(技術士/ダムサイト地盤)
10月3日(金)	13:30~17:00	前橋	嶋津暉之(利水)、伊藤祐司(元群馬県議/利水)

配水池から一挙に水を送って、なるべく大きな一日最大配水量を作り出すわけである。只野靖弁護士との掛け合いで、「X デーのことを誰が話したか言えますか?」「言えません」「なぜですか?」「その人が東京都にいじめられるからです」という下りでは、傍聴席もおおいに沸いた。

被告側は、その遠藤さんに対する反対尋問を辞退。仕事の怠慢さを具体的に指摘されことに対し、反論のしようがなかったということだろう。

最後の被告側証人、東京都水道局総務部施設計画課長の牧田嘉人氏とは、武闘派・只野弁護士が対決。その様子を、茨城から駆け付けて下さった神原禮二さんは次のように伝えている。

(ハッ場ダム住民訴訟通信-40 より、一部修正)

只野弁護士は 1975 年から 2007 年までの月別配水量の長大な折れ線グラフを示した。グラフを横に動かすと、配水量は踊るように下降する。一日約 600 万トンの水量が 30 年で 450 万トン程に漸減している様が誰の目にも明らかだ。「この間、給水人口は増えています。しかし配水量は漸減しています。この事実は認めますか。」「認めます」と牧田氏。只野弁護士はさらに「都は常に過大な水需給計画を立て、改訂の度に下方修正をしている。このことは水需給計画が間違っているからではないですか。」「間違っているとは思いません」。傍聴席から失笑が漏れる。「何故ですか。」「水需給計画は、都の上位の計画に従って計画します。上位の計画が変われば変わります。私たちは水道協会が認定した重加算法で計算しています。だから間違っていないです」。法廷は怒声を抑えたため息に溢れた。

その後、只野弁護士は様々な角度から水需給計画の虚構を指摘した。その都度、牧田氏の背は丸くなり、薄い肩は落ちていった。答えを求められると、思い直したように背筋を伸ばし「計画は間違っていない」と繰り返した。奇妙に明晰な声がかえって痛々しかった。

上記の、右肩上がりになる需要予測の計算法を決めた水道協会こそ、都の水道局の天下り先であることは、すでに嶋津さんが証言済みだった。こうして、緊迫の証人尋問は終了した。都の元職 vs 現職のこの闘い、その勝敗は誰の目にも明らかであった。

その後、日程調整に入り、都の治水担当者を証人として呼ぶかどうかで押し問答になった。裁判長は「評価の問題なので書面を読めばわかる」と主張。高橋利明弁護団長はがんばった末、次の証人尋問では呼ばない代わりに、9月にもう一度尋問することを考えてほしいと要求、治水負担分を最初に承諾した昭和56年時の資料をさらに探し出す、という約束も引き出した。

さらに裁判長は「10月半ばには最終準備書面を提出してほしい」と結審を急ぐ姿勢を示したが、原告側が反対したので、次回証人尋問終了後、別室で進行協議を行なうこととなった。

裁判は予定をオーバーして5時半に終了。傍聴席をいっぱいにし、これだけ多くの市民が熱い関心を寄せていることを示せたことは、裁判の行方にも確実に影響したはずだ。証人尋問の最初ということもあって、各地から多くの弁護士さんが参加し、証人尋問の成功を共に喜んで下さった。

今回は、利根川治水の第一人者、大熊孝・元新潟大学教授が証言台に立つ。国交省の想定洪水(基本高水)の過大さ、治水の面でハッ場ダムがまったく役に立たないことを、様々な角度から立証していく。大熊先生は弁護士さんたちと数度にわたり、利根川の堤防の実地調査、洪水被害の聞き取り調査を行なわれた。その成果が生かされる時である。

前回の多くの傍聴者の方々にあらためて感謝するとともに、次回、7月30日も傍聴席を満席にして頂きますよう、どうぞよろしく願い申し上げます!

次回 証人尋問

日時：7月30日(水) 午後1時30分～4時30分

場所：東京地裁 103号法廷

丸ノ内線・日比谷線・千代田線霞ヶ関駅 A1 出口から徒歩約1分

有楽町線桜田門駅 5番出口から徒歩約3分

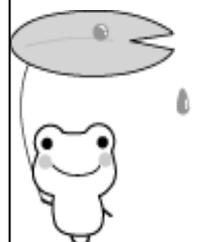
※傍聴券配布となる可能性がありますので、1時までには法廷入口にお集まりください。

手荷物検査もありますのでお早めに。

※裁判後、弁護士会館 5階502EF会議室にて説明会を行います。

今回の尋問は4時半より前に終了する可能性もあります。

ぜひ傍聴に!



2008年6月27日

国土交通大臣

冬柴 鐵三 様

国土交通省近畿地方整備局

局長 布村 明彦 様

水源開発問題全国連絡会

共同代表 嶋津 暉之

共同代表 遠藤 保男

**淀川水系河川整備計画案を撤回するとともに、
流域委員会の意見書に真摯に答える、
整備計画原案の再提示を求めます**

河川法の精神を踏みにじる近畿地整

去る6月20日に近畿地方整備局は、淀川水系流域委員会との「見切り発車はしない」という約束を破って、一方的に淀川水系河川整備計画案を発表しました。同委員会から4月25日に整備計画原案の見直しと再提示を求める意見書が出されていたにもかかわらず、それをまったく無視して、整備計画案の発表を強行しました。河川法第16条の2に基づき、近畿地方整備局が自ら設置した同委員会の意見書に対して拒絶反応を示したことはあってはならないことであって、新河川法の精神を踏みにじるものであり、国土交通省自体が法違反の行為を行っていると言っても過言ではありません。

しかも、6月6日には関係4府県知事との会談で、各知事から淀川水系流域委員会との関係正常化と原案の再提示を求められていたにもかかわらず、その要請をも無視した近畿地方整備局の行為は、整備計画案について全知事から同意の意見を得る道を自ら狭めるものであり、明らかに常軌を逸しています。

人命を守ることができる治水対策の最優先化を求める淀川委員会の意見書

なぜここまで近畿地整が形振りかまわず暴走するのか、それは淀川水系流域委員会の意見書を受けて、原案の再検討が行えば、淀川水系だけでなく、他の水系でもダム計画の治水面の必要性が根底から崩れていくことを恐れたからにほかなりません。

淀川委員会の意見書は、治水効果がわずかで現実的な意味が薄いダム建設などは捨て置いて、想定を越える洪水が来ても人命を守ることができる治水対策を最優先で進めることを求めました。治水に関して同委員会が求めた最も基本的なことは次の2点です。

- ① 想定を越える洪水が生じて、壊滅的な被害を回避・軽減するため、計画高水位以下の堤防だけでなく、計画高水位以上の堤防を強化し、急激な破堤が起きないように、治水対策強化を最優先で行うこと
- ② ダムに関しては、大戸川ダムを例にとれば、ダムがない場合に淀川の水位が計画高水位を超えるのは、検証33パターンの中でわずか2パターンであり、しかも、その超過高はたった17cmに過ぎず、ダムの効果はきわめて限定的である。

さらに、洪水水位が計画高水位をその程度超えても堤防天端高までははるかに余裕があるから（約3m）、現実的な意味は薄く、①の対策を実施すればまったく無意味なものになる。したがって、大戸川ダム等のダム計画を見直すべきである。

論理矛盾している近畿地整の説明

これに対する近畿地方整備局の説明は、次のとおりで、答えにならないものでした。

「淀川水系では、全川にわたって計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。計画高水位を上回る洪水に対しては技術的な課題があるから、壊れない堤防、耐越水機能を持つ堤防を造ることはできない。確実に水位低下を行うことのできるダムの代替案とはならない。」

しかし、計画高水位以下についての浸透・洗掘対策と同じ対策を計画高水位以上についても行えば、計画高水位以上についても安全となることは自明のことであり、近畿地方整備局は論理矛盾したことを臆面もなく語っています。しかも、耐越水機能を持つ堤防の整備はすでに中部地方整備局が雲出川（三重県）で、近畿地方整備局が円山川（兵庫県）で実施していることなのです。真の治水効果がない大戸川ダム等のダム計画をゴリ押しするために、意見書にはまともには答えられず、理由にならない理屈を並べ、強行突破を図ろうというのが近畿地方整備局の姿勢なのです。

淀川委員会意見書に基づき、治水対策の根本的な転換を！

今回の近畿地方整備局の強攻策は、国土交通省本省の意向も働いています。なぜなら、淀川水系流域委員会の意見書の内容は他の水系にもほとんどそのまま当てはめるものであって、その意見書に基づいて河川行政の舵を切り替えれば、他の水系でも耐越水堤防の整備を進め、ダム計画は中止せざるを得なくなることが必至となるからです。現に国交省は2000年頃、川辺川ダム計画がある球磨川の八代市内の萩原で耐越水堤防の導入を発表しました。ところが、住民から「八代の治水対策はその堤防強化を行うことで川辺川ダムの治水効果は不要」と指摘されると、突然「技術的な課題がある」として、耐越水堤防の導入を取りやめました。

想定を越える洪水が来ても壊滅的な被害を避ける治水対策を最優先で行うことを求めた淀川水系流域委員会の意見書は、人命の大切さを思えば、河川行政の進むべき方向を明確に示すものであり、それを無視してダム建設にまい進し、真に有効な治水対策を蔑ろにする近畿地方整備局及び国土交通省の姿勢を私たちは断じて許すことができません。

以上のことを踏まえ、私たちは、近畿地方整備局及び国土交通省に対して、淀川水系河川整備計画案を撤回するとともに、流域委員会の意見書に真摯に答える整備計画原案を再提示することを強く求めます。

以上

連絡先：東京都千代田区平河町 1-7-1-W210 リバークラブ内
水源開発問題全国連絡会 電話 03-5211-5429

2府4県知事宛て

2008年6月29日
水源開発問題全国連絡会
共同代表 嶋津 暉之
共同代表 遠藤 保男

**近畿地整に対して、淀川水系河川整備計画案の撤回と、
流域委員会の意見書に真摯に答える計画原案の再提示を
求めてください。**

河川法の精神を踏みにじる近畿地整

去る6月20日に近畿地方整備局は、淀川水系流域委員会との「見切り発車はしない」という約束を破って、一方的に淀川水系河川整備計画案を発表し、流域府県知事に対して意見照会を行いました。同委員会から4月25日に整備計画原案の見直しと再提示を求める意見書が出されていたにもかかわらず、それをまったく無視して、整備計画案の発表を強行しました。河川法第16条の2に基づき、近畿地方整備局が自ら設置した同委員会の意見書に対して拒絶反応を示したことはあってはならないことであって、新河川法の精神を踏みにじるものであり、国土交通省自体が法違反の行為を行っていると言っても過言ではありません。

しかも、6月6日には関係4府県知事との会談で、各知事から淀川水系流域委員会との関係正常化と原案の再提示を求められていたにもかかわらず、その要請をも無視した近畿地方整備局の行為は、明らかに常軌を逸しています。

人命を守ることができる治水対策の最優先化を求める淀川委員会の意見書

淀川委員会の意見書は、治水効果がわずかで現実的な意味が薄いダム建設などは捨て置いて、想定を越える洪水が来ても人命を守ることができる治水対策を最優先で進めることを求めました。治水に関して同委員会が求めた最も基本的なことは次の2点です。

- ① 想定を越える洪水が生じて、壊滅的な被害を回避・軽減するため、計画高水位以下の堤防だけでなく、計画高水位以上の堤防を強化し、急激な破堤が起きないように、越水対策強化を最優先で行うこと
- ② ダムに関しては、大戸川ダムを例にとれば、ダムがない場合に淀川の水位が計画高水位を超えるのは、検証33パターンの中でわずか2パターンであり、しかも、その超過高はたった17cmに過ぎず、ダムの効果はきわめて限定的である。さらに、洪水位が計画高水位をその程度超えても堤防天端高までははるかに余裕があるから(約3m)、現実的な意味は薄く、①の対策を実施すればまったく無意味なものになる。したがって、大戸川ダム等のダム計画を見直すべきである。

論理矛盾している近畿地整の説明

これに対する近畿地方整備局の説明は、次のとおりで、答えにならないものでした。

「淀川水系では、全川にわたって計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。計画高水位を上回る洪水に対しては技術的な課題があるから、壊れない堤防、耐越水機能を持つ堤防を造ることはできない。確実に水位低下を行うことのできるダムの代替案とはならない。」

しかし、計画高水位以下についての浸透・洗掘対策と同じ対策を計画高水位以上についても

行えば、計画高水位以上についても安全となることは自明のことであり、近畿地方整備局は論理矛盾したことを臆面もなく語っています。しかも、耐越水機能を持つ堤防の整備はすでに中部地方整備局が雲出川（三重県）で、近畿地方整備局が円山川（兵庫県）で実施していることなのです。真の治水効果がない大戸川ダム等のダム計画をゴリ押しするために、意見書にはまともには答えられず、理由にならない理屈を並べ、強行突破を図ろうというのが近畿地方整備局の姿勢なのです。

府県知事は真に有効な治水対策を求める責務があります

想定を越える洪水が来ても壊滅的な被害を避ける治水対策を最優先で行うことを求めた淀川水系流域委員会の意見書は、人命の大切さを思えば、河川行政の進むべき方向を明確に示すものであり、それを無視してダム建設にまい進し、真に有効な治水対策を蔑ろにする近畿地方整備局の姿勢を何としても正さなければなりません。

各府県内の人命と財産を守ることが最も重要な使命である知事もまた、壊滅的な被害を避ける治水対策の最優先化を近畿地方整備局に求める責務を負っています。しかも、もし大戸川ダム等のダム計画が進められれば、その建設費の負担が関係府県の財政にも大きな影響を与えます。その費用負担が府県内の人命と財産を守ることに寄与するならばともかく、実際にはそのために人命を守るための真に有効な治水対策がなおざりにされてしまうのです。

以上のことを踏まえ、貴知事におかれましては、近畿地方整備局に対して、淀川水系河川整備計画案の撤回と、流域委員会の意見書に真摯に答える計画原案の再提示を求めることを強くお願いいたします。

以上

連絡先：東京都千代田区平河町 1-7-1-W210 リバークラブ内
水源開発問題全国連絡会 電話 03-5211-5429

近畿地方整備局の「見切り発車」に関する「抗議・要請文」

全国の皆さんが近畿地方整備局の「見切り発車」に抗議し、淀川水系河川整備計画案を撤回することを近畿地方整備局に求めています。水源連事務局が把握できている範囲で紹介いたします。

2008年6月7日

近畿地方整備局

局長 布村明彦 様 **改正河川法の趣旨を全国で最も生かしている**

淀川水系流域委員会の尊重を求める要請書

私たちは、利根川江戸川流域ネットワークと申します。利根川、江戸川及びその流域の自然環境を守り、かつてのようにアユなどの生物たちが自由に海と川を行き来できる環境の復元を実現するために活動しています。

さて、2008年5月27日の淀川水系流域委員会第79回委員会において、貴職は国会において同委員会の効率化を求められたとして、①河川整備計画策定にあたって、第3次淀川水系流域委員会運営予算を10回分しか計上していないこと、②毎回委員会運営に350～400万円の経費がかかっていること、③すでに6回の委員会を開催し残りは4回しかないこと、④今後委員会における原案に関する審議は1回しか残されていないこと、等をあげて、委員会の「効率的運営」を求めました。委員から多数の疑問・意見が出され、委員会としては「原案の多くの項目について審議の必要があるので『審議はあと1回』ということに特にこだわらなくていい」とし、「会場を費用のかからないところにする」などの改善策をとることで決着しました。

原案に関する審議についても、貴職は①残りの予算が乏しい、②スケジュールが遅れている、③一日も早く意見をもらい整備計画案を策定したい、④意見があれば個々に出してほしい、という「見切り発車」を匂わす発言を繰り返しました。これについても、各委員からの反論が相次ぎ、最後に宮本委員長が「委員会の意見の出し方は委員会が決める。委員会の意見が出るまでは地方整備局は知事に案を示すことはできないはず」と述べ、整備局は以前に『見切り発車はしない』と約束しているとし、貴職に対してこのことを確認しようとしたのですが、貴職は「一日でも早く意見を出してほしい」と述べただけで明確な回答を避けました。このような貴職の対応に対して委員会は「近畿地方整備局は『見切り発車はしない』ことを明言しなかった。しかし委員会は『見切り発車はしない』ということを経済委員会の総意とし、今後も必要な審議を続ける」ことを確認して終了しました。

以上の経過から考えると、貴職は「残り予算が少ない」「一日でも早く意見を出してほしい」として、淀川水系流域委員会の実質審議継続の意向を無視しようとしているとしか考えられません。また、当初の「見切り発車はしない」という約束を反故にして、流域住民に対して不誠実極まりない対応をしようとしているのです。

私たちは、淀川の在り方を真剣に検討している淀川水系流域委員会のこれまでの取り組みこそが、1997年に改正された河川法の「16条の2」の趣旨を具現化している全国が見習うべき事例であると考えています。そして、利根川についてもこうあるべきと思っています。

そこで、私たちは「淀川水系流域委員会が河川整備計画原案に対する意見を出すまえに、貴局が河川整備計画（案）の策定をおこなわないこと」を強く要請します。

利根川江戸川流域ネットワーク

代表 佐野郷美

連絡先：〒272-0832 千葉県市川市曾谷7-24-3

TEL & FAX 047-373-3219

E-mail sanochansatochan@yahoo.co.jp

意見書

～近畿地整は淀川水系流委員会のこれまでの積み重ねを流失させるな～

2008年6月25日

木曾川水系流域住民

徳山ダム建設中止を求める会・事務局長

近藤ゆり子

〒503-0875 岐阜県大垣市田町1-20-1

《本文は47ページに掲載》

=====

1997年河川法改正を「水に流す」近畿地整に抗議する
～人と川の関係性を再構築するべきときに、何と何を～
抗議書

2008年6月24日

近畿地方整備局長 布村明彦様

徳山ダム建設中止を求める会（代表：上田武夫）

《本文は48ページに掲載》

=====

2008年6月30日

国土交通大臣

冬柴 鐵三 様

国土交通省近畿地方整備局

局長 布村 明彦 様

設楽ダムの建設中止を求める会

代表 市野 和夫

淀川水系河川整備計画案を撤回するとともに、流域委員会の意見書に真摯に答える

整備計画原案の再提示を求めます

河川法の精神を踏みにじる近畿地整

去る6月20日に近畿地方整備局は、淀川水系流域委員会から4月25日に整備計画原案の見直しと再提示を求める意見書が出されていたにもかかわらず、それをまったく無視して、一方的に淀川水系河川整備計画案を発表しました。

近畿地方整備局が自ら設置した同委員会の意見書は無視したことは、新河川法の精神を踏みにじるものであり、国土交通省自体が法に背いた行為を行っていると言っても過言ではありません。

しかも、6月6日には関係4府県知事との会談で、各知事から淀川水系流域委員会との関係正常化と原案の再提示を求められていたにもかかわらず、その要請をも無視した近畿地方整備局の行為は明らかに常軌を逸しています。

人命を守ることができる治水対策の最優先化を求める淀川委員会の意見書

なぜここまで近畿地整が形振りかまわず暴走するのか、それは淀川水系流域委員会の意見書を受けて、原案の再検討を行えば、淀川水系だけでなく、他の水系においても洪水対策面でダム計画の必要性が根底から崩れていくことを恐れたからにほかなりません。

淀川委員会の意見書は、洪水対策としてほとんど役に立たないダム建設を進めるのではなく、想定を越える大きな洪水が来ても人命を守ることができる治水対策を最優先で進めることを求めました。

治水に関して同委員会が求めた最も基本的なことは次の2点です。

① 想定を越える洪水が生じて、壊滅的な被害を回避・軽減するため、計画高水位以下の堤防をかさ上げするだけでなく、かさ上げ済みの堤防をも強化し、急激な破堤が起きないように、越水対策強化を最優先で行うこと

② ダムに関しては、大戸川ダムを例にとれば、ダムがない場合に淀川の水位が計画高水位を超えるのは、ごく限られた場合で、しかもその超過高はたった 17cm に過ぎず、ダムの効果はきわめて限定的である。さらに、洪水水位が計画高水位をその程度超えても堤防天端高までは約 3m も余裕があるから、問題はほとんどなく、

①の対策を実施すればまったく無意味なものになる。

したがって、大戸川ダム等のダム計画を見直すべきである。

納得できない近畿地整の説明

これに対する近畿地方整備局の説明は、次のとおりで、答えにならないものでした。

「淀川水系では、全川にわたって計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。計画高水位を上回る洪水に対しては技術的な課題があるから、壊れない堤防、耐越水機能を持つ堤防を造ることはできない。確実に水位低下を行うことのできるダムの代替案とはならない。」

耐越水機能を持つ堤防の整備はすでに中部地方整備局が雲出川（三重県）で、近畿地方整備局が円山川（兵庫県）で実施していることなのです。真の治水効果がない大戸川ダム等のダム計画をゴリ押しするために、意見書にはまともには答えられず、理由にならない理屈を並べ、強行突破を図ろうというのが近畿地方整備局の姿勢です。

淀川委員会意見書に基づき、治水対策の根本的な転換を！

今回の近畿地方整備局の強行策は、国土交通省本省の意向も働いています。なぜなら、淀川水系流域委員会の意見書の内容は他の水系にもほとんどそのまま当てはまるものであって、その意見書に基づいて河川行政の舵を切り替えれば、他の水系でも耐越水堤防の整備を進め、ダム計画は中止せざるを得なくなることが必至となるからです。現に国交省は 2000 年頃、川辺川ダム計画がある球磨川の八代市内の萩原で耐越水堤防の導入を発表しました。ところが、住民から「八代の治水対策はその堤防強化を行うことで川辺川ダムの治水効果は不要」と指摘されると、突然「技術的な課題がある」として、耐越水堤防の導入を取りやめました。

想定を越える洪水が来ても壊滅的な被害を避ける治水対策を最優先で行うことを求めた淀川水系流域委員会の意見書は、人命の大切さを思えば、河川行政の進むべき方向を明確に示すものです。それを無視してダム建設にまい進する近畿地方整備局及び国土交通省の姿勢を私たちは断じて許すことができません。

以上のことを踏まえ、私たちは、近畿地方整備局及び国土交通省に対して、淀川水系河川整備計画案を撤回するとともに、流域委員会の意見書に真摯に答える整備計画原案を再提示することを強く求めます。

以上

2008 年 7 月 1 日

国土交通大臣

冬柴 鐵三 様

国土交通省近畿地方整備局

局長 布村 明彦 様

(社) 北海道自然保護協会

会長 佐藤 謙

民意を無視した淀川水系河川整備計画案の撤回を求める要請書

去る 6 月 20 日、貴省・近畿地方整備局は、淀川水系流域委員会との「見切り発車はしない」という約束を破って、一方的に、淀川水系河川整備計画案を発表しました。既に 4 月 25 日、淀川水系流域委員会から整備計画原案の見直しと再提示を求める意見書が出されていたにもかかわらず、近畿地方整備局はそれをまったく無視して、整備計画案の発表を強行しました。近畿地方整備局が自ら、河川法第 16 条の 2 に基づき設置した同委員会の意見書をまったく無視し、独自の見解を示したことは、民主主義国家にあるまじき行為であり、新河川法の精神を踏みにじるものと言わざるを得ません。

私たちは、このことが、我が国における河川の整備と保全に関して貴省が主管する法の精神に

基づかない行為を続ける点で極めて重大な問題であると抗議します。ここに、以下に述べる理由から、貴整備局が発表した河川整備計画の撤回を求めます。

1. 淀川水水系流域委員会の意見書

治水に関して委員会が求めた最も基本的なことは次の2点です。

① 想定を越える洪水が生じて、壊滅的な被害を回避・軽減するため、計画高水位以下の堤防だけでなく、計画高水位以上の堤防を強化し、急激な破堤が起きないように、越水対策強化を最優先で行うこと

② ダムに関しては、大戸川ダムを例にとれば、ダムがない場合に淀川の水位が計画高水位を超えるのは、検証33パターンの計画規模洪水の中でわずか2パターンであり、しかも、その超過高はたった17cmに過ぎず、ダムの効果はきわめて限定的である。さらに、洪水水位が計画高水位をその程度超えても堤防天端高までははるかに余裕があるから(約3m)、現実的な意味は薄く、①の対策を実施すればまったく無意味なものになる。したがって、大戸川ダム等のダム計画を見直すべきである。

2. 近畿地方整備局は、堤防は壊れると決めている

これに対する近畿地方整備局の説明は、次のとおりです。

「淀川水系では、全川にわたって計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。計画高水位を上回る洪水に対しては技術的な課題があるから、壊れない堤防、耐越水機能を持つ堤防を造ることはできない。確実に水位低下を行うことのできるダムの代替案とはならない。」

しかし、計画高水位以下についての浸透・洗掘対策と同じ対策を計画高水位以上についても行えば、計画高水位以上についても安全となることは自明のことであり、近畿地方整備局の説明は論理矛盾しています。しかも、耐越水機能を持つ堤防の整備はすでに各地で行われていると聞いています。

3. ダム建設優先でなく、地域にあった治水対策が必要です

北海道天塩川水系河川整備計画においても同様なことが起きています。流域委員会で、名寄川の堤防は完成堤防であり、多くの場所で北海道開発局が決めた余裕高1.5m以上であるのに、北海道開発局は、計画高水位をわずかに超えると、余裕高に関係なく堤防が壊れるという見解を出しました。疑問を出した委員は納得しませんでした。多くの委員は開発局が言うのだからやむをえないという対応をしました。

想定を越える洪水が来ても壊滅的な被害を避ける治水対策を最優先で行うことを求めた淀川水水系流域委員会の意見書は、人命の大切さを思えば、河川行政の進むべき方向を明確に示すものであり、それを無視してダム建設にまい進し、真に有効な治水対策に目をよそしない近畿地方整備局及び国土交通省の姿勢を私たちは認めることができません。

以上のことを踏まえ、私たちは、近畿地方整備局及び国土交通省に対して、淀川水系河川整備計画案を撤回するとともに、流域委員会の意見書に真摯に答える整備計画原案を再提示することを強く求めます。

以上

国土交通大臣 冬柴 鐵三 様

国土交通省近畿地方整備局 局長 布村 明彦 様

平成20年7月5日

ふるさとの清津川を守る会事務局

藤ノ木信子

淀川水水系流域委員会の意見を聴いてください!

私は新潟県の信濃川水系清津川流域に住む者です。

かつて清津川には、国交省直轄事業の清津川ダム計画があり、信濃川上流部に幾つものダムを建設し、洪水時に下流部での水位を下げるという計画の一つとされていました。その規模は総貯水容量一

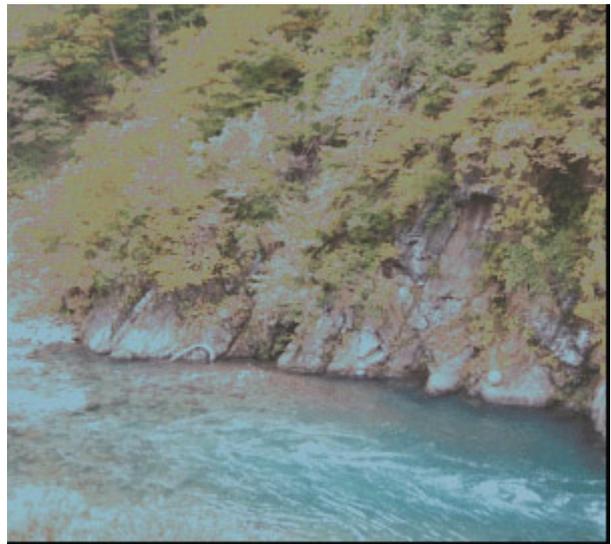
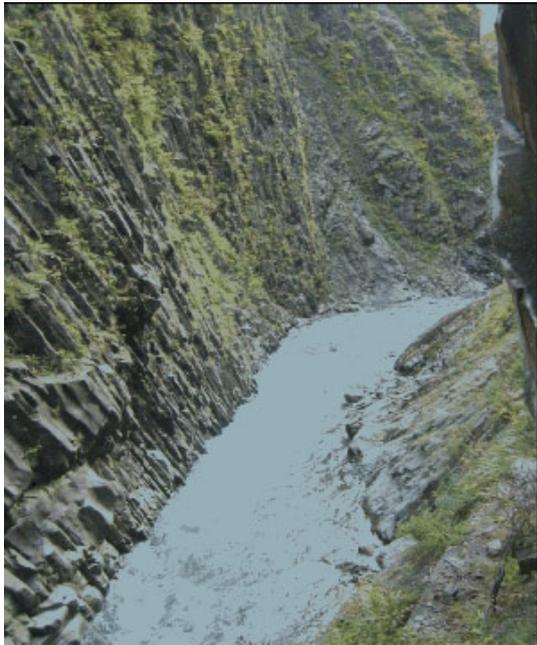
億七千万立方メートル、建設費二千五百億円(平成10年度の算定額で実際には五千億円と言われた)の大きな多目的ダムでした。

信濃川水系には一貫した流域委員会が設置されておらず、北陸地方建設局事業評価監視委員会は、学識者や経済人など第三者からなる諮問機関(清津川ダム専門委員会)を設けダム計画について検討させました。専門委員会は1年間にわたり、治水利水・費用対効果を審議し、また一般住民からのヒアリングも行い、地域にとって最良の答申をするべく回数を重ねました。会は原則公開となり、多くの傍聴者が毎回その行方を見守りました。

結果、専門委員会が出した答申は、信濃川全体の治水計画において、清津川ダム建設は河川・堤防改修等他の施策と比べ順位性が低いとし、実施計画調査を中止するというものでした。北陸地方整備局はその答申を受け、計画を事実上の中止としました。

下流域の私たちは、当初計画でダムに沈むはずだったブナ林や、ダム直下になる名勝天然記念物清津峡の景観を守り、次の世代に残すことができたことを心から喜びました。

ダム予定地は上信越高原国立公園内・写真



エメラルドグリーンの清流は景観のポイント

ダムの影響を受けるとされていた名勝天然記念物
清津峡



水没予定地のブナ林



イワナをはじめ多くの溪流魚は子ども達からの預

貴局の設置による信濃川流域委員会、全国でも進んだ取り組みとして河川法が正しく運用されているものと注視しておりましたが、このたびの約束破りの見切り発車はどうしたことでしょう。これで

は先進例どころか、国が専決で行っていた時代に逆戻りで、河川法第16条二は何のためにあるのでしょうか。

ご存知の通り、新潟県では平成16年7月豪雨の洪水で、大きな被害がありました。この7.13水害では、信濃川支流の堤防が決壊し、逃げ遅れた体の不自由な高齢者が命を落とすことになりました。支流上流にあるダムは想定範囲の雨には一定の治水効果はあっても、未曾有の豪雨に対しては無力に等しく、「かえって下流の水防意識を低下させることになった」、「破堤しないよう堤防強化策がとられていれば、たとえ溢れても人命に係る被害は免れたのでは？」との声もあります。ダムに頼った治水は、流域に住む人の危機意識を低くし、川と人の関係が希薄になりかねません。流域の治水は流域自治の考え方で進めるべきで、そのための河川法改正であったと思います。

どうか貴局が発表した淀川水系河川整備計画案を取り下げ、流域委員会の意見を真摯に聴いてください。流域委員会と貴局の関係改善をはかり、国民に開かれた河川行政をされることを願っています。

以上

ふるさとの清津川を守る会事務局
藤ノ木信子

「ハッ場ダムをストップさせる東京の会」、「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」も近畿地方整備局に要請書を出されています。

「荒瀬ダムの撤去凍結」に関する熊本県知事に対する

全国からの抗議・要請書

熊本県の蒲島郁夫知事はこともあろうに 2008 年 6 月 4 日に、県の財政難を理由に「荒瀬ダムの撤去凍結」を発表しました。

現地・球磨川流域住民をはじめ、熊本県民の皆さんはそれに抗議し、「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回を知事に申し入れています。

水源連は「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」の中島康代表から、全国に「知事への抗議・要請を呼びかけてほしい」との要請を受けました。

全国の皆さんにメールを使って、熊本県知事に対して「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回要請を出されるよう、呼びかけました。全国の皆さんが熊本県に要請書を出されています。水源連事務局が掌握できている「撤回要請書」を紹介いたします。

水源連も 6 月 9 日に提出しました。(資料 1、68 ページ掲載)

2008 年 6 月 5 日

熊本県知事 蒲島郁夫殿

「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回を要請します。

貴殿が県の財政難を理由に「荒瀬ダムの撤去凍結」を発表されたと聞きました。

熊本県が荒瀬ダムの水利権更新期に合わせてその撤去を決めたとき、私たちはそれを英断として高く評価していました。私たちは、北海道のダム、とくに現在北海道開発局が計画している天塩川水系のサンルダム建設に疑問をもち、ダムを建設すべきでないと考えています。いくつかの理由がありますが、とくに重要資源であり、減少が著しいサクラマス資源に大きな悪影響を与えているからです。海と川を行き来する魚たちの保全は、私たちが今後の世代に残すべき重要な課題です。

球磨川の治水、アユ等の水産資源をはじめとして自然環境の回復・保全を考えたとき、「荒瀬ダムの撤去凍結」は球磨川流域住民・熊本県民の思いを踏みにじるものと考えられます。それは熊本県民だけでなく、今後の日本の河川環境の修復、再生にとって極めて残念なことです。私たちは球磨川流域住民・熊本県住民が貴殿に提出した下記の「抗議文」を強く支持し、「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回を求めます。

要請者名 北海道自然保護協会会長 佐藤 謙

連絡先 札幌市中央区北 3 条西 11 丁目 加森ビル 6F、電話&FAX 011-251-5465

(以下、中島さんたちの抗議文が付く)

2008 年 6 月 7 日

熊本県知事 蒲島郁夫殿

「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回を求める要請書

私たちは、利根川江戸川流域ネットワークと申します。利根川、江戸川及びその流域の自然環境を守り、かつてのようにアユなどの生物たちが自由に海と川を行き来できる環境の復元を実現するために活動しています。

さて、熊本県が荒瀬ダムの水利権更新期に合わせてその撤去を決めたとき、私たちはそれを勇気ある英断として高く評価していました。しかし、先日貴職は県の財政難を理由に「荒瀬ダムの撤去凍結」を発表されました。その知らせを聞いて、正直がっかりしました。

球磨川の治水、アユ等の水産資源をはじめとして自然環境の回復・保全を考えたとき、今回の「荒瀬ダムの撤去凍結」は球磨川流域住民・熊本県民の思いと、私たちのように、球磨川の動向について高い関心を持つ全国の市民団体の思いを踏みにじるものです。私たちは球磨川流域住民・熊本県住民が貴職に提出した下記の「抗議文」を支持するとともに、「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回を強く求めます。

利根川江戸川流域ネットワーク 代表 佐野 郷 美

(以下、中島さんたちの抗議文が付く)

2008年6月7日

熊本県知事 蒲島郁夫殿

「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回を求める要請書

私たちは、利根川江戸川流域ネットワークと申します。利根川、江戸川及びその流域の自然環境を守り、かつてのようにアユなどの生物たちが自由に海と川を行き来できる環境の復元を実現するために活動しています。

さて、熊本県が荒瀬ダムの水利権更新期に合わせてその撤去を決めたとき、私たちはそれを勇気ある英断として高く評価していました。しかし、先日貴職は県の財政難を理由に「荒瀬ダムの撤去凍結」を発表されました。その知らせを聞いて、正直がっかりしました。

球磨川の治水、アユ等の水産資源をはじめとして自然環境の回復・保全を考えたとき、今回の「荒瀬ダムの撤去凍結」は球磨川流域住民・熊本県民の思いと、私たちのように、球磨川の動向について高い関心を持つ全国の市民団体の思いを踏みにじるものです。私たちは球磨川流域住民・熊本県住民が貴職に提出した下記の「抗議文」を支持するとともに、「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回を強く求めます。

利根川江戸川流域ネットワーク
代表 佐野郷美

(以下、中島さんたちの抗議文が付く)

2008年6月7日

熊本県知事
浦島郁夫様

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会 代表世話人 高松健比古

〒321-4315 栃木県真岡市道祖土 25 TEL/FAX 0285-82-3078

「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回を要請します

熊本県人吉市の知人から、「貴殿が県の財政難から、荒瀬ダムの撤去方針を凍結すると発表した」と聞きました。

私たちはこれまで、熊本県が荒瀬ダムの水利権更新期にあわせて、そのダム撤去を決めた英断に、日本の環境保全への動きに明るい未来を感じていました。

この度の「荒瀬ダムの撤去凍結」は、球磨川の治水、アユ等の水産資源、自然環境の回復・保全を考える球磨川流域住民、熊本県民の思いと、私たちが評価してきた熊本県への期待を、決定的に踏みにじるものです。

私たちは球磨川流域住民・熊本県民が、貴殿に提出した下記の「抗議文」を強く支持し、「荒瀬ダムの撤回凍結」の撤回を求めます。

(以下、中島さんたちの抗議文が付く)

2008年6月9日

熊本県知事 蒲島郁夫様

STOP八ッ場ダム・市民ネット (代表 鈴木郁子)

「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回を求める抗議書

海と山とを備え持つ山紫水明の地・熊本県は関東地方のとりわけ、海なし県群馬に住む者にとりましては、憧れの地に他なりません。

そして、今もなお、漱石の描いた小説『草枕』的な自然界にまつまれて、「智」と「情」とが調和して流れ続けている土地柄と信じてやまなかったものでした。

が、この程、就任早々の蒲島県知事が、「荒瀬ダムの撤去凍結」を発表されたと聞くに及び、何とも残念でなりません。

ダム問題におきましても、「荒瀬ダムの撤去」問題は、全国に先駆けた先駆的な指針として、その先見性に憧れつつ、遠隔の地から、高く評価しておりました。

長年にわたって関係者による論議を積み上げてきた経過があると伺っております。その地域住民の意思をくつがえす暴挙につながりかねません。

環境立県にふさわしい、知事の舵取りを切にお願いいたします。

「ダムがなくなり、清流が戻ると信じてたのに……」と嘆かれていると伝え聞く、県民の生の声に耳を傾けてくださいませ。

単に財政難が理由なら、むしろ、もっとその約六倍もの多額の建設費を要する川辺川ダム建設こそ、早急に中止すべきではありませんか。

“西の川辺川、東の八ッ場”と称されておりますが、八ッ場ダム問題に取り組む会として、球磨川流域住民・熊本県住民が知事に提出した6月5日付の「抗議文」を支持し、ここに抗議いたします。

直ちに、「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回を求めます。

(連絡先) 〒370-3533 高崎市保渡田町1006の1 TEL 027-373-5672

熊本県知事 蒲島郁夫 殿

荒瀬ダム撤去方針凍結に関する意見：

前略：

・県知事として苦渋の決断だったと拝察します。

・私は、環境保全と税金ムダ使いに関する問題に草の根で取り組んでいる一人の国民です。

熊本県と直接のゆかりはありませんが、荒瀬ダムに関心を持つ複数の知人からの呼びかけに関心を持ちました。今までの知識が全くありませんので、出来る範囲で勉強した上で（インターネットには想像以上に情報や意見がたくさん寄せられていました）、以下私見を申し上げます。

・公平に見て、この種の議論には常に賛否両論があり、双方ともメリットとデメリットがあってそれぞれについてそれなりの根拠が存在します。特に本件は、

(1) 既存のダムを撤去すると言う通常（ダム新設反対）とは逆のケース、

(2) 自然エネルギー重視と言う時代の要請（九電の新たな対応を含めて）、

と言う要素もありますので、知事として色々な視点からの政治的配慮が必要だったことは理解できません。

・その上で、率直な私見を申し上げます。

1. 地元村民との事前の率直な意見交換は必要だったと思います。恐らく反対されるこ

とは予想できますが、だからこそ知事としての信念に基づく説得努力が重要だったと思います。そういう場があれば、失礼ですが、新任知事としてご存じなかった事実や新たな判断材料があったかもしれません。それで信念が変われば素直に「君子豹変」して頂ければ良いことですし、それでも信念が変わらなければ、その時点で知事の責任としての信念を主張して頂く選択肢はあったはずで、今からでも遅くありません、「説明責任」は知事としての義務だと思います。

2. 撤去に伴う100億円前後の費用負担が本当に問題だと云うご判断でしたら、長い間

本件を研究してこられた方々の、多くの視点からの忌憚ないご意見を具体的に・虚心に聞いて頂いた上で複眼的な判断をして頂ければ、私のような門外漢が賢いコメントをするまでもないと思います。

・上記のような簡単な配慮以外の政治的判断が必要だったのかも知れません。

1. 「川辺川」を止めるための助走：だとすれば、それは優れて高度な政治的判断ですが、素直に考えてやはりそれぞれ独立の事業だと思います。双方とも止める（又は双方とも活かす！）ことは政治的には充分成り立ちます。両方に共通するとすれば、やはりダムは要らないことだと思います。

2. 「国交省」からの圧力：本件が県営ダムだとしても、ダムが途中で撤去されるのは日本で始めて

のケースだそうですから（現在、埼玉県長瀬の近くの「玉淀ダム」でも地元から「撤去すべき」という声が強くなってきているケースはあります）、多くのダムを反対意見の中で推進している国交省が気にすることは考えられます。特に国交省（だけでなく中央省庁は多くの場面で）が、かかる場合には本件と関係ない補助金や交付金をからめて「江戸の敵を熊本で討つ」ことが常套手段であることを私たちは知っています。多くの知事が直面するジレンマだそうです。岩国市のように公知になった事実もあります。

・この点は重要です。ご存知のように、現在の国交省（他）は、心ある国民・学者・実務家・政治家・マスコミ・経済界からの税金ムダ使いへの批判に対して、科学的に説得力ある説明ができないケースが非常に多くなってきているので、必死になって・恥も外聞もなく・髪を振り乱して、天降りを含む利権構造温存のために、「権力」を唯一の拠り所として狂奔しているケースがなんと多いことでしょうか。しかしこのような構造はもうそろそろ終焉に近付いていると信じています。どうぞ、正しい方向への時代の大きな流れに相乗りして頂きたいと切望します。この心配が本事業に関しては杞憂であることを祈ります。 草々

2008年6月9日 〒359-0041

埼玉県所沢市4-6-9 河登一郎

TEL/FAX: 04-2942-9220 メール: green-ik163@tbj.t-com.ne.jp

熊本県知事 蒲島郁夫様

平成20年6月10日

私たちは、新潟県信濃川水系清津川流域の住民です。

清津川にはかつて国交省直轄の清津川ダム計画がありましたが、湯沢町の3集落と国立公園に指定されている貴重なブナ林が水没すること、下流の名勝地清津峡に及ぶ影響など地元では反対の声があがり、環境重視に大きくシフトした時勢の中、2002年中止答申が出されました。その頃より、貴県の荒瀬ダム撤去の取り組みには注目し、「他県では撤去されるダムもある時代に、貴重な自然を損なう新たなダム建設は時代に逆行している」と思っていました。

しかしこの度、知事に選ばれた貴殿が、その荒瀬ダムの撤去凍結を発表されたとお聞きし、たいへん驚いております。日本で一番先にダム撤去という先進的な選択をされたはずの熊本県がどうしたのでしょうか。

清津川では、国のダム計画中止後、上流で取水し流域を変更して発電をする東京電力湯沢発電所の期間更新をめぐり、住民が引き続き運動をしています。ダム反対運動を通じ、少しでも誇れる川を次の世代に残したいという環境意識が高まり、発電と河川環境のバランスを企業に一方的に決めさせるのではなく、流域の声を反映して決めたいと願っています。県営とはいえ、その意味でも荒瀬ダム撤去は、僅かな発電と河川環境を進歩的にジャッジした例と羨ましく見ておりました。

発電取水による河川環境悪化で長年苦しんでいる流域の住民として、どうか、貴殿が荒瀬ダムの撤去凍結を再考し、流域に住む者の声を反映した英断を下されることを心よりお願い申し上げます。

〒949-8433 新潟県十日町市小出2137-3

ふるさとの清津川を守る会事務局 藤ノ木信子

2008年6月11日

熊本県知事 蒲島郁夫様

荒瀬ダム撤去の凍結撤回を求める要望書

徳山ダム建設中止を求める会（代表：上田武夫）

《本文は46ページに掲載》

「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回の要請書

2008年6月11日

熊本県知事 蒲島郁夫殿

熊本県の環境保護団体から聞いたところによると、貴殿が県の財政難を理由に「荒瀬ダムの撤去凍結」を公表されたと言うことです。

私たちは、熊本県が荒瀬ダムの水利権更新期に合わせてその撤去を決めたとき、その決断を高く評価していました。ダムの弊害は熊本県の問題だけではなくここ長野県においても同様なことが起きています。熊本県が全国に先駆けて「荒瀬ダムの撤去」を住民合意の下で決めたことはきわめて意義のあることです。

また球磨川の治水、アユ等の水産資源をはじめとして川の連続性を復活させるための環境の回復・保全を考えたとき、「荒瀬ダムの撤去凍結」は球磨川流域住民・熊本県民の思いを、そして私たちが持っている熊本県の先見性への高い評価と全国からの期待を大きく踏みにじるものです。

私たちは球磨川流域住民・熊本県住民が貴殿に提出した下記の「抗議文」を強く支持し、「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回を求めます。

溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える 代表 田口康夫

連絡先 長野県松本市本庄 2-1-18 電話・F a x

0263-32-1511

(以下、中島さんたちの抗議文が付く)

2008年6月10日

熊本県知事 蒲島郁夫殿

「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回を要請します。

熊本県の友人から、貴殿が県の財政難を理由に「荒瀬ダムの撤去凍結」を公表されたと聞き驚くと同時に残念でなりません。水利権更新期に合わせて貴県が荒瀬ダムのその撤去を決めたとき、私たちは、その英断を高く評価していました。自然豊かで、アユ等の水産資源に恵まれた球磨川を次世代に継承することは私たちの世代の義務であります。「荒瀬ダムの撤去凍結」は球磨川流域住民・熊本県民の思いを、さらに全国民の熊本県への共感と期待を裏切る行為であります。

私たちは球磨川流域住民・熊本県住民が貴殿に提出した下記の「抗議文」を強く支持し、「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回を求めます。

要請者名 霞ヶ浦導水事業を考える県民会議共同代表 柏村 忠志・浜田 篤信

連絡先 〒300-0815 茨城県土浦市中高津 1-3-9

(以下、中島さんたちの抗議文が付く)

荒瀬ダム撤去凍結に関する意見書

2008年6月12日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

この度の知事の「荒瀬ダム撤去凍結」を報道で知り、私たち「水と緑の会」はこれに強く抗議するものです。

地元市民をはじめ、川問題に関心を持つ多くの人たちが、日本で初めてのダム撤去としてその英断を高く評価していたにもかかわらず、納得のいく説明もないまま突然の撤去凍結が表明されること自体ほんとうに信じられません。

ご当地のいくつもの市民団体も指摘していますが、財政というものは環境、漁業、観光など地域の経済全体をみて考えられるべきです。

そして何よりもこのダム撤去が、治水、利水の面でさまざまな紆余曲折はあったものの、地域住民らの議論に基づいて形成されてきた事実を根底からくつがえすものです。

坂本村当時の村議会が全員一致でダム撤去をきめていたことも報じられています。そのような経緯、現在の地元住民の意向、そしてダム問題が今後どうあるべきかも視野に入れて荒瀬ダム撤去凍結を再考されるよう強く要望します。

水と緑の会 会長 常田長時

連絡先：〒390-0864 長野県松本市宮渕本村 4-1-5 TEL、Fax

0263-35-5781

熊本県知事 蒲島郁夫殿

私たちは茨城県取手市で活動する「利根川の水と自然を守る取手連絡会」という自然保護団体です。先日「水源開発問題全国連絡会」より貴殿が県の財政難を理由に「荒瀬ダムの撤去凍結」を発表されたと知らされました。

先に熊本県が荒瀬ダムの撤去を決めた時、住民に目を向けた英断だと高く評価しました。また遠く茨城県で活動する私たちにとって希望となる英断でした。

今回の「荒瀬ダムの撤去凍結」は、球磨川の治水、自然環境の回復、保全を踏みにじるものだと考えます。地球規模で自然環境保全を考えなくてはならない今、「荒瀬ダム撤去凍結」は時代に逆行するものと考えます。

私たちは『子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会』、『清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会』、『球磨川大水害体験者の会』、『川辺川利水原告団』が6月5日に貴殿に提出した「抗議文」を強く支持し、「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回を求めます。

利根川の水と自然を守る取手連絡会 共同代表 近藤欣子
連絡先 茨城県取手市小文間 5160-52

2008年6月14日

熊本県知事 蒲島郁夫様

荒瀬ダム撤去凍結に対する抗議

私は、栃木県の住民です。新聞報道によれば、6月4日、貴職は、荒瀬ダム撤去の方針を凍結し、事業継続の方向で再検討することを表明されました。このことについて、私は、次の理由により抗議いたします。同時に凍結方針の撤回を求めます。

他県の住民が熊本県の政治に干渉しないでほしいというお気持ちかもしれませんが、熊本県の自然環境は熊本県民だけの物ではありません（まして知事の所有物でもありません）。また、熊本県の河川行政に国税が使われている以上、他県民にも発言権はあると私は考えています。

(1) 凍結方針は、民意を無視しています。

熊本県のホームページの「荒瀬ダム撤去について」のページに決定の理由として、「地元の意見・要望を考慮する必要があった。」と書かれていることから明らかなように、荒瀬ダム撤去は多くの県民の民意であったと思います。民意を無視して行政を執行するのが貴職の方針なのであれば、それを公約に掲げて選挙を戦うのが筋です。「全県民参加」を公約に掲げ、政治学者でもある貴職がなぜ民意を無視されるのか理解できません。

(2) 損得勘定が理解できません。撤去するより、修理して存続させた方が得だというのが凍結の一つの理由とのことですが、撤去費用100億円のうち、既に10億円を使っているの、今後の撤去費用は90億円ですが、そこには代替橋の建設費20億円と井戸枯れ対策の費用8億円も含まれています。これらは必ず必要という経費ではありませんから、これらの費用を差し引けば、撤去費用は最少で62億円ということになります。他方、ダム存続の場合は、約60億円の設備入れ替え費用ですむとのことでしたが、知事会見後の県企業局の説明では「管理・環境対策費は存続の場合も同程度かかる」と修正されたので、管理・環境対策費18億円を加えると、存続の場合の費用は78億円になります。存続の方が安上がりという説明は成り立たないと思います。

(3) 橋が必要とは思えません。八代市長は橋が必要だというお考えのようですが、橋の費用対効果は検討されたのでしょうか。荒瀬ダム付近の球磨川には橋が6本もかかっているそうです。迂回しても住民はさほど困らないと思われまます。橋が絶対に必要と考える住民は何人いるのでしょうか。

(4) ダム撤去の費用とダム存続の費用と利益のみを判断要素とする方法は不当です。ダム撤去により得られる利益が判断要素から抜けています。貴職は、売電利益が年間1億円見込めると言いますが、管理・環境対策費が経費として考慮されているのか疑問ですし、ダムが環境に与える悪影響は外部不経済として切り捨てておられるのではないのでしょうか。発電事業が正当に漁業補償や水害補償、低周波に

よる損失補償をしていないから1億円の利益が見込めるのであって、環境コストまで考慮すれば、発電事業が黒字になることはありません。貴職は、ダム撤去により得られるアユ漁や八代海での漁業の増収や観光収入をどう評価されているのでしょうか。「環境立県」を公約とする貴職は、ダム撤去による環境への影響と経済的便益をどう評価するのかを県民に示す責任があると思います。

(5) ダム存続の経費にダム撤去の費用が含まれていないのは不当です。一度補修すれば永遠に使えるという前提での費用計算は間違っています。

(6) 財政難はダム撤去凍結の理由になりません。「川辺川ダムの負担金735億円を払う余裕など熊本県にはない」と言わずに、62億円の荒瀬ダム撤去

費用が払えないと言うのは、ご都合主義と批判されても仕方がないでしょう。

(7) 地球温暖化対策はダム存続の理由になりません。熊本県の電力需要の0.6%を賄うために荒瀬ダムによる水力発電が必要とのことですが、将来、人口が減るので電力需要も減りますから、無理して水力発電する必要はありません。電機メーカーが白熱球の生産をやめたことによっても自動的に電力需要は落ちるはずで、荒瀬ダムによる水力発電がなくても困らないはずで、

(8) 貴職は、水力発電はすべてクリーンエネルギーだと誤解されていると思います。

川をダムで全面的にせき止めて行う水力発電は環境に優しくないので、クリーンエネルギーとは呼びません。川を完全にせき止めない小水力発電ならクリーンエネルギーと呼べるようです。ダム湖にはヘドロがたまり、そこからCO2よりも温室効果の高いメタンガスが発生します。貴職は、ダム湖から発生するメタンガスの影響をどのように評価されているのでしょうか。

(9) 環境面に配慮したダム運用は「売電利益1億円」と矛盾します。貴職は、当初売電利益が1億円見込めると発言されましたが、それは発電を優先してダムを運用するという前提での話だったはずで、貴職は、「これまで発電の営利優先だった。開ける期間を増やすなどして、ダム湖や球磨川、八代海などの環境改善にも配慮する」と八代市長に約束したそうですが、下流の河川環境に配慮して放流量を増やしたりすれば、発電量が減るはずですから、1億円の利益は出せず、78億円の設備入れ替え費用と管理・環境対策費は支払えないはずで、

(10) 「安定した生態系を壊す」は撤去凍結の理由になりません。貴職は、荒瀬ダム撤去が安定した生態系を壊すことも凍結の理由にされているようですが、川辺川ダムについて「何億年も続いた川辺川の生態系を壊すべきではない」とおっしゃらない以上、ご都合主義の理由と批判されても仕方がないと思います。

高橋比呂志

2008年6月9日

熊本県知事 蒲島郁夫殿

八ッ場あしたの会 代表世話人 野田知佑、大熊孝、加藤登紀子ほか
〒371-0844 群馬県前橋市古市町 419-23 TEL/027-253-6706

「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回を要請します。

このたび、蒲島知事が荒瀬ダムの撤去凍結を発表されたと聞きました。熊本県が荒瀬ダムの撤去を決めたとのニュースに接したとき、私たちは全国に先駆けた英断として、大いに期待しました。わが国には現在、3000近くのダムがありますが、ダムの歴史はまだ百年足らず、殆どのダムが戦後建設されたものです。コンクリートのダムには寿命があり、今後のわが国にとって重い負の遺産となることを強く危惧するものです。

球磨川は豊かな水産資源を生み出すばかりでなく、全国に名高い清流として、熊本県民のみならず、日本人にとってかけがえのない大切な川です。首都圏からも多くの観光客が球磨川を訪れており、球磨川の自然環境が改善され、流域の住民によって今後、球磨川の自然環境がさらに保全されてゆくことを願っています。

熊本県民が知事に提出した「抗議文」の意をお汲み取りいただき、流域住民の民意を踏みにじることなく、「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回を決断されることを強く希望します。

資料1 水源連から熊本県知事への要請書

=====

2008年6月9日

熊本県知事 蒲島郁夫殿

「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回を要請します。

熊本県の友人から、貴殿が県の財政難を理由に「荒瀬ダムの撤去凍結」を公表されたと聞きました。熊本県が荒瀬ダムの水利権更新期に合わせてその撤去を決めたとき、私たちはそれを英断として高く評価していました。

球磨川の治水、アユ等の水産資源をはじめとして自然環境の回復・保全を考えたとき、「荒瀬ダムの撤去凍結」は球磨川流域住民・熊本県民の思いを、そして私たちが持っている熊本県の先見性への高い評価を決定的に踏みにじるものです。

私たちは球磨川流域住民・熊本県住民が貴殿に提出した下記の「抗議文」を強く支持し、「荒瀬ダムの撤去凍結」の撤回を求めます。

要請団体：水源開発問題全国連絡会
共同代表 嶋津暉之
共同代表 遠藤保男

連絡先
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-7-1-W201
リバークラブ 内

-----球磨川流域住民・熊本県民が貴殿に提出した抗議文-----

2008年6月5日

熊本県知事 蒲島郁夫様

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会
代表 中島 康
清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会
会長 緒方俊一郎
球磨川大水害体験者の会
代表 堀尾 芳人
川辺川利水原告団
団長 茂吉 隆典

抗議文

昨日6月4日、貴職は県営荒瀬ダムの撤去方針を凍結し、発電事業を継続する方向で再検討すると発表しました。代替の架橋工事等も含む撤去費用が100億円近くにかさむことなど「県財政再建」「温暖化対策」を理由に上げていますが、以下の理由で強く抗議するものです。

まず第一に、荒瀬ダム撤去は、流域住民の間で長年、幾度も論議を尽くされた結果の、住民の意思です。これまで50年間の坂本村民や流域漁民の荒瀬ダムによる水害や振動、水質汚濁など被害やそれに対する思い。2002年6月の坂本村民による「荒瀬ダムを考える会」の発足。同年9月の坂本村議会の荒瀬ダム継続反対の意見書可決。潮谷前知事の荒瀬ダム撤去表明。そして今日までのプロセスを、貴

職は認識されているのでしょうか。この住民の意思と、これまでの経緯を無視することは、許されることではありません。

50年前に荒瀬ダムができてから出現した、水害被害地とそこに住む人々について、貴職はどのように考えておられるのですか。住民はダムによる水害と環境破壊から逃れられる日を、待ち焦がれています。旧坂本村民、球磨川の流域住民及び熊本県民が納得できる説明を求めます。

第二に、貴職が先ほどの県知事選挙で提示したマニフェストに、「荒瀬ダムの撤去方針を凍結」はどこにもないことです。マニフェストにあるのは、「お役所仕事の時代は終わりました」「県民みんなの力で難局に立ち向かう」「熊本の宝・農林水産業を活性化します」「日本一の環境立県くまもとを目指します」など、「荒瀬ダムの撤去方針の凍結」とは真反対のことばかりです。

第三に、貴職のマニフェストにも書かれている「県財政再建」に関してです。貴職は、荒瀬ダム「撤去」よりも「継続」のほうが県財政にとって有利であると判断されたわけですが、それは大きな間違いです。荒瀬ダムは、発電で年間1億円の利益が見込めるといっていますが、球磨川の漁業・観光資源は、少なく見積もっても30～35億円の価値があるという試算もあります。荒瀬ダムを撤去すれば、球磨川の河川環境が今より飛躍的によくなることは明らかで、球磨川の漁業・観光も繁栄するなど、有形無形で大きな公益を県民にもたらします。貴職のマニフェスト「熊本の宝・農林水産業を活性化します」は、荒瀬ダムの継続ではなく、荒瀬ダムの撤去で実現するものです。

また、荒瀬ダムを継続すれば、今後もダムの維持管理費、ダム湖周辺の護岸や道路の補修などが、ダムが存在する限り必要となります。ダムが寿命を迎える日には、当然撤去費用も必要となります。

熊本県にとって100億円近くの出費は極めて厳しいことは、私共も十分承知しております。一方で、川辺川ダムの建設費を3300億と見込んだ場合、県負担総額は735億円と見込まれています。このような多額の出費は、当然熊本県には無理なはずで、何も有識者会議などの形をとらなくても、「県財政再建」の一言で川辺川ダム建設は中止すべきです。

現在、地球上の自然を守り、自然を回復する必要性が叫ばれています。そのことは、「日本一の環境立県くまもとを目指します」とマニフェストでも明らかにされた貴職も十分認識されていると思います。

先日、タイ王国から来熊されたNGO代表のサイアペンさんは、タイで行われる公共事業の犠牲になる自国民と比べて、豊かで民主主義の徹底した日本の象徴として「荒瀬ダムの撤去決定」を位置づけられ、東南アジアの発展途上国にこれを範として知らせると述べられました。貴職は、自然保護の旗手として、自然回復のさきがけとして、世界にこの日本の熊本から「荒瀬ダム撤去」を発信されるはずでした。貴職は、日本の、世界の誇りとなる栄誉を自ら捨て去られたのです。

以上のことを勘案して、「荒瀬ダム撤去方針の凍結」を即時撤回されることが、熊本県知事として当然のことと考えます。目を覚まして下さい。

以上

ダム工事
年度
鳥坂
山本

「猛禽類影響小さい」

環境検討委結論 月内にも着工

国土交通省が大洲市 授の初会合が十四日、工用道路に着工す
肱川町の肱川支流・河 松山市内のホテルであ
る。同委員会は国交省が
いる山鳥坂ダムと、肱 年度の関係工事が「ク
川にある鹿野川ダム改 マタカやオオタカなど
造工事による環境影響 鳥坂ダム事務所が環境
を判断する環境検討 影響評価（アセスメン
委員会（委員長・鈴木 受、国は地元と調
幸一愛媛大大学院教 整できれば七月中にも
に加え、日本野鳥の会

区域から三、四にクマ 物環境研究センター所
タカの営巣を三つ、オ 長（高知県）が「営巣
オオタカの営巣を一つ確 地から工事区域は見え
認したことなどを説明 小さいと判断。今後、
した。 ヤイロチョウについて
協議では、クマタカ は秋に一回繁殖の有無
に対し石川和男松山東 る」と述べ、影響はほ
雲女子大教授が「営巣 とんどないとの見解を
地から工事箇所までは 二人の見解に対し、
大きな尾根を挟み、行 委員会では異論は出
動範囲と重ならないこ ず、了承。サシバやヤ
とから影響は小さい」と イロチョウについても
と指摘。オオタカにつ 「工事中（付近に）
いては沢田佳長野生 植物ではアセス終了
示した。 後にミスキシゲサ、
いる可能性は低い」な 必要との認識で一致し
た。

オオタカの繁殖確認

野鳥の会

山鳥坂ダム 予定地付近 巣・ヒナ3羽

国土交通省が大洲市 山鳥坂ダムの堤体建設 確認していないオオタ
肱川町に計画している 予定地近くで、同省が カの新つがいが繁殖し

ていることが二十五日
までに分かった。オオ
タカは同ダムの環境ア
セスメントで生態系保
全の注目種とされており、調査した日本野鳥
の会県支部によると、
場所はアセスの調査地
域境界付近。同省山鳥
坂ダム工事事務所は
「今年の調査ではオオ

タカ繁殖の報告はな
く、事実関係を確認し
たい」としている。
オオタカは環境省レ
ッドデータブックの絶
滅危惧（きん）種。県
支部の会員によると五
月二十日ごろ、オオタ
カの巣を発見。六月一
日にヒナ三羽を確認し
た。メスの給餌（きゅう
じ）活動も見られ、
十六日に幼鳥になり巣
立ちしたという。
同工事事務所は「十
二月から九月まで月一
回、繁殖期の六月は二
回調査している。オオ
タカが（確認された付
近で）エサを運ぶのは
見ているが、繁殖は確
認していない」と説明。
今後、事実関係を確認
した上で「調査地域内
の繁殖であれば観測地
点を増やすなどの見直
しも含めて検討した
い」としている。
同事務所の調査では
二〇〇六年に事業実施
区域外の調査地域内で
オオタカ二つがいの繁
殖を確認しているが、
〇七年と今年確認し
ていない。



日本野鳥の会県支部が山鳥坂ダム建設予定地
付近で確認した巣とオオタカのヒナ（同会支
部提供）= 7日

2008年6月27日
愛媛新聞

《原告団からの支援のお願い》

裁判所に出す「嘆願書」を一刻も早く集めてください。

注意!

※ 嘆願書は、自筆に限ります。県外の方でも大丈夫です。

※ 住所は、それぞれ一人ずつ正確に書いてください。

「同」や「〃」はだめです

詳細は、原告団事務局長（中原）へ（0584-91-4722）

荒崎水害訴訟が10月結審！

岐阜地方裁判所に、結審までに『嘆願書』を提出します。ぜひご協力を！！
嘆願内容は、原告 183 名の主張している「岐阜県には、荒崎水害の責任がある」という言い分を認めた判決を出してほしいというものです。集まったものから裁判所に提出しています。

6月5日、証人尋問があり、100名を超える傍聴者が法廷につめかけました。

「はじめから水につかることがわかって、土地が安いから、そこに家を建てたんだろ」「他の地域を守るための洗堰なんだからしかたない」というような根拠のない誹謗中傷がまかり通ってきた荒崎地域。

尋問のなかで「購入価格は？」「水につかるとどんな作業が必要か？」「補償金は？」など具体的な質問のなかで、実際には、かなり高い土地の値段だったこと、毎回の家財の上げ下げの大変さや、長い間、腐臭の中で、畳のない生活をしいられ、多くの方が精神疾患を患い生活が大変になっているなど、知らされていなかった事実が明らかになってきました。

裁判は、水害のない地域への第一歩 《この裁判で求めていることは》

岐阜県に対して ① 河川管理の瑕疵があったこと

② 洗堰の設置管理の瑕疵があったこと

を認めさせることです。

※瑕疵＝法律上、何らかの欠点や欠陥のあること。問題があったこと

※大谷川は一級河川であるが、国土交通大臣の指定により岐阜県知事が河川管理を行っている
この責任を認めさせることで、今後、どうやって荒崎地域に水が流れこまないようにするかを具体的に岐阜県に対策をとらせることができます。

洗堰には、さまざまな歴史的いきさつがあります。しかし、だからといって、これからも荒崎の住人だけが、雨に怯えて生活していくことは、おかしいと思います。

遊水池をつくる、あるいは輪中堤をつくるなど、県に責任をもって、水害をなくす手立てをつくさせるためには、この水害が人災であることをまず認めさせることからです。